

中世巴里ぶるぶ章程鑑

— LIVRE DES METIERS 譯註 —

根 岸 国 孝

は し が ん

この編纂物の正式の呼称は、Etablissements des métiers de Paris (巴里職業法)であらうが、一般には Livre des Métiers (職業鑑)と呼ばれている。編纂の時期は一二六八年前後と推定される。即ち聖者に列せられた国王ルイ九世が十字軍から戻って来て間もなく行なった巴里市政改革の結果なのである。

それ以前は巴里町奉行職は請負制度として売出され、いかがはしい人物がその地位について強きをたすけ弱きを挫き、勤勞階級を搾取した。しかし封建王政の下では、占領下の日本と違い、裁判所や税務所が悪事の限りをつくすわけにはゆかない。王様は国内に、否、お隣下の巴里にも、多くの商売仇(?)をもっているからである。即ち巴里発生の地たる中の島シテには巴里司教が絶対君主として君臨し、その他の場所にも多くの寺院・貴族が領主として人民を支配していた。だから王様の領地にだけお天道様が照るわけでないと思つた連中は他の領地に移動しはじめたのである。

あわてた聖者ルイは善政のサーヴィスで華客を取戻そうと決心した。かくて町奉行職の請負制度を廃止し、エチエンヌ・ブワローを任命した。彼は国王に従つて十字軍に従軍して人物を見抜かれたとも、又、巴里市民によつて選挙せられたとも伝え

られるが、定かでない。いずれにせよ、彼はその重責を果し、名奉行の名を後世に止めた。と云っても大岡越前のトンチ教室流、遠山の金さんの鉄火流によってではなく古代ローマのブルタス流の剛直公正によってであった。非常に愛していた名付子が泥棒をした時、絞首刑にしたり、裁判に際して原告・被告から一銭も貰ったことがないという不思議な人物であった。

Livre des Métiers の編纂はブワローの改革事業中に重要な地位を占めている。彼は各職業の責任者に命じ、その職業に与えられていた特典、遵奉されていた規則を書き出させ、首都の代表的人物の意見を聞いて、修正すべき点を修正した上、これ等の章程を町奉行所に保管し、租税徴収人と業者、業者と消費者等の間の争いを裁く際の証拠書類としようと考えた。意をうけた各職業は各個に章程を書いたので、文体も内容も多種多様である。仔羊の毛の売買に取引税を納める必要はない、母親が代りに払っているからという奇妙な論議を弄する者、我々の商売は鉄槌てつちを使う、だからシャル・マルテル以来、夜警の義務を負担しなくてよいのだという伝統型の自慢話、毛織物業の統領が我々にも夜警の費用を割当てて、それを国王の懐中へは入れないで自分のポケットにしまっているというマルキスト型の暴露戯言などが飛び出してくる。その結果、町奉行の編纂物でありながら庶民文学的色彩が強い。且つ、形式が規格化されていないことは、章程に弾力性を与え、必要に応じて、条文を修正したり、附加えることが容易なため、ブワローの職業法鑑は五世紀の間、商工業の法典、紛争の調定者として止まり *Livre d'or des Métiers* といわれて、ギルド制度が続いていた間、有効に機能を發揮した。

なほ巴里のギルドの典型的なものは、業者自らが仲間の中から選んだ役員が、町奉行所に行って宣誓し、或る程度の警察権を与えられて職業の監督をする宣誓職 (*métier juré*) であるが、ブワローは職業法鑑編纂に当り、この型を普及しようとした。そのことは、この職業には業者が少なく、宣誓者を置くのは面倒だから辞退すると書いた章程が存在することによって明らかである。首都におけるギルド法典の編纂、宣誓職の奨励は、他の都市に次第に模倣され、フランスギルド即ち宣誓職というようになつた。この点においてもブワローの功績は高く評価さるべきであらう。

但し、職業法鑑の編纂を専らブワローの創意に帰せしめるのは正しくない。不文法の成文化化、裁判を決闘や、宣誓による

代りに、保管された記録の証拠によろうとする運動はルイ九世時代に、他の種々な分野で行われていた。庶民の間にさえも相当普及していた。絹紡績女工は徒弟を採用する際、徒弟契約証書を作成し、これをこの職業の宣誓者に保管させ、女親方と徒弟の間に紛議が生じた場合のために備えていたのである。(第卅六編、第五条) 職業法鑑は、国王・町奉行・商工業者の合作であり、中世的良識の結晶である。

以上述べた如く、巴里職業法鑑はフランス商工業史研究の根本的資料の一つであることに疑いないので、戦時中これ等の章程を和訳しておいた。今回、年報の刊行に当ってこれに日の目を見せることができることは訳者として喜びに耐えない。しかし全文百一編の章程とその解説を掲載することは紙数が許さないので、特色のあるもの卅三編をえらび、それに簡単な訳註をほどこすことにした。各篇において特に注目すべき条は訳者註に述べてあるから参照せられたい。

邦訳に当り主として用いたテキストは巴里市が《Histoire générale de Paris》叢書を刊行するに当り René de Lespinasse 氏に委嘱して活字にした《Le Livre des métiers d'Etienne Boileau,》Paris, Imprimerie Nationale, 1879. である。テキストに対する現代語訳がないので、文法上又、工芸技術上の多くの疑問を残したまま和訳せざるを得なかった。小心翼翼として大方の御批判をまつ次第である。

目次

はしがき

巴里職業章程の布告……………町奉行職
エチエンヌ・ブワロー

第一編 麵麴屋 Talmeliers……………三

第二編 製粉業（水車屋） Meuniers du Grand-

Pont……………一〇二

* 第三編 穀商 Batiers

第四編 小麦計量人 Mesureurs de blé……………一〇〇

第五編 呼び振れ人 Crieurs……………一三三

* 第六編 液体計量人 Jaugeurs

* 第七編 酒屋 Taverniers

* 第八編 麦酒醸造業 Cerveoisiers

* 第九編 麴麴・塩小売業 Regrattiers de pain et

de sel

* 第十編 果実・野菜小売業 Regrattiers de fruits

et de légume,

* 第十一編 金銀細工業 Orfèvres

* 第十二編 錫食器業 Potiers d'étain

* 第十三編 繩工 Cordiers

* 第十四編 錫・鉛職 Ouvriers d'étain

第十五編 鉄・工 Fèvres……………一三二

* 第十六編 小刀鍛冶 Couteliers

* 第十七編 小刀柄作り Couteliers de manches

* 第十八編 錠前職 Serruriers

* 第十九編 真鍮錠前職 Boitiers

* 第二十編 アルシヤル銅箔職 Batteurs d'archal

* 第二十一編 鉄鍬師 Boudiers de fer

* 第二十二編 環職 Boudiers d'archal

* 第二十三編 鉄針金工 Tréfiliers de fer

第二十四編 アルシヤル銅針金工 Tréfiliers

d'archal……………一四〇

* 第二十五編 金具取付工 Attacheurs

* 第二十六編 鎗子鍬工 Haubergiers

* 第二十七編 獸骨・角の念珠屋 Patenôtiers d'os

et de cor

第二十八編 珊瑚と螺鈿の念珠屋 Patenôtiers de

corail et de coquille……………一四一

* 第廿九編 琥珀と黒玉の念珠屋 Patenôtriers d'ambre

et de gest

第卅篇 水晶細工職 Cristalliers.....二三

* 第卅一篇 金銀線工 Batteurs d'or et d'argent en

fil

* 第卅二篇 錫箔工 Batteurs d'étain

第卅三篇 金銀箔工 Batteurs d'or et d'argent en

feuilles二三

* 第卅四篇 組紐工 Laceurs

第卅五篇 大紡錘絹紡績女工 Filereuses à grands

fuscaux.....三三

* 第卅六篇 小紡錘絹紡績女工 Filereuses à petits

fuscaux

* 第卅七篇 房組物職 Crépiniers

* 第卅八篇 絹リボン女工 Ouvrières en tissus de

soie

* 第卅九篇 半ズボン製造業 Batteurs de fil.

* 第四十篇 絹布業 Ouvriers de draps de soie

* 第四十一篇 銚金工・模鑿工 Fondeurs et

nouleurs

* 第四十二篇 締金工 Ferrailliers

* 第四十三篇 ボタン工 Patenôtriers

* 第四十四篇 絹ヴェール機織女工 Tisserandes

de soie

第四十五篇 銅製燭台工 Lampiers三三

* 第四十六篇 小樽職 Barilliers

第四十七篇 大工職 Charpentiers三三

第四十八篇 石匠 Maçons.....三六

* 第四十九篇 木鉢屋 Ecueillers

第五十篇 毛織物業 Tisserands三六

第五十一篇 サラヤン絨毯工 Tapisiers

sarrasinois三六

* 第五十二篇 フランシ絨毯工 Tapisiers nostrés

第五十三篇 毛織物仕上工 Rouleurs.....三六

第五十四篇 染色業 Teinturiers三六

第五十五篇 脚絆製造工 Chaussiers三六

第五十六篇 仕立職 Tailleurs de robes三六

第五十七篇 亜麻商人 Liniers三六

第五十八篇	大脈商人	Marchands de chanvre		二六二
第五十九篇	麻布商	Chanevaciers		二六四
第六十篇	針工	Epingliers		二六八
* 第六十一篇	聖像彫刻師	Imagiers—Tailleurs		
* 第六十二篇	聖像塗師	Imagiers—Peintres		
* 第六十三篇	油屋	Huiliers		
* 第六十四篇	油脂蠟燭屋	Chandeliers de suif		
* 第六十五篇	革鞣工	Gainiers		
* 第六十六篇	鞣飾工	Garnisseurs de gaines		
* 第六十七篇	櫛屋・縫籠屋	Poigniers et lanterniers		
第六十八篇	蠟板手帖屋	Tabletters		二七三
* 第六十九篇	肉料理人	Cuisiniers		
* 第七十篇	鳥屋	Poulaillers		
第七十一篇	骰子屋	Déciers		二七九
* 第七十二篇	卸屋	Bouionniers		
第七十三篇	風呂屋	Etuveurs		二八〇
* 第七十四篇	土鍋屋	Potiers de terr		
* 第七十五篇	小間物屋	Merciers		
第七十六篇	古着屋	Fripiers		二八〇
* 第七十七篇	革財布屋	Boursiers		
第七十八篇	鞍工	Selliers		二八三
第七十九篇	鞍大工	Chapuisers		二八三
* 第八十篇	革張師	Blasonniers		
* 第八十一篇	馬具師	Bourceliers		
* 第八十二篇	轡工	Lormiers		
* 第八十三篇	革帶鞆工	Baudroyers		
* 第八十四篇	山羊皮靴屋	Cordonniers		
* 第八十五篇	羊皮靴屋	Savetonniers		
* 第八十六篇	靴直し	Savetiers		
第八十七篇	帶屋	Courroyers		二八三
第八十八篇	手袋屋	Gantiers		二八三
第八十九篇	裱屋	Peintiers		二八三
* 第九十篇	花帽子屋	Chapeliers de Fleurs		
第九十一篇	フェルト帽子屋	Chapeliers de feutre		二八六
* 第九十二篇	木綿帽子屋	Chapeliers de coton		
* 第九十三篇	孔雀帽子屋	Chapeliers de paon		

巴里職業法鑑

巴里諸職業の規則これより始まる。

巴里町奉行職エチエンス・ブワロー、ここに巴里のすべての町人、すべての在留者、当地域中に来るすべての者など、凡そこの布告に關係ある者どもに告ぐ。

現今、巴里に於いて、商工業に従事する当地の者にして、外来者に対し、当然あるべき如き良き正しき品に非ざるものを販売せし事より、両者の間に、又は、通行税徴税役乃至營業税徴收役対巴里に於ける通行税、營業税納税義務者乃至納税の義務なき者との間に、更には亦、本奉行職対巴里中に於いて裁判權乃至領主權を有する者乃至、それ等を有すべきでなく、又有せしためしも無くしてそれ等を本奉行職に要求乃至申請せし者たちとの間に、係争の母たる不正なる慾望、自己を傷ふ過分の義望による、或は、若輩不肖者の無智による、幾多の訴訟事件を見たることに鑑み、

且つは、畏くも国王のこれによりて損失を受け給うべきこと、陛下の御名により徴税を行う者の損失を受けむこと、これにより巴里に於いて不正なる品の製作せられ、販売せられむこと、乃至惡しき法規の習とならむことを恐れたるにより、

且つは、良き裁判官の任務たるや蓋し、可及的に争を少なからしめ、これを調停し、単に刑罰の恐怖によるのみならず、褒賞の授与により万人を善良ならしむるにあるによりて、

本奉行職の意図は、先ずこの職業法鑑第一部に於いて、能う限り、巴里のすべての職業、その規則、各職業に於ける規則違反行為、その罰金を明確ならしむるにあり。

第二部に於いては、道路税（車馬税）、取引税、通行税、輸入税（巴里への）、河岸税、市場税、秤量税、葡萄酒槽船税、葡萄酒輸出税（巴里よりの）その他税に關するすべての問題を取扱はむとす。

最後の、第三部に於いては、巴里市内及び巴里附屬地内に於いて裁判權乃至領主權を有する人々の裁判權と領主權を取扱はむとす。

本奉行職がこの職業法鑑をものせるは蓋し万人の利益の爲めなり。且つは貧者の爲め、且つは巴里に來つて商品を求める外来者の爲め、且つは商品が適正にしてこれ等の者どもがその瑕疵によりて欺かれざらんが爲めなり。又、巴里に於いて賦課金、租税の納付義務ある若くは納付義務なき者の爲めなり。同じく、不正な利益に対する貪慾により、又は無智により、神意に違ひ、道に違ひ、条理に違ひこれ等の公課を請求し、徴收し居る者どもを罰せんが爲めなり。

かくて本法鑑の作られ、編まれ、集合、整備せらるるや、本奉行職はこれを巴里の最も賢き者、最も正しき者、最も旧き者ども及び、以上の事どもに就き最も知るを要すべき者どもの堂に滿てる前に於いて之を読み上げしむれば、人々挙つて稱揚せり。されば本奉行職に於ては、巴里のすべての職業に對し、又当地のすべての通行税徴稅役、

營業稅徵稅役に對し、又、巴里城壁内及び附屬地以内に於て裁判權、領主權を有する人々に對し、ゆめ違背すること無きよう、過つて違背する者あらば、國王陛下の御意により之を償ひ、被害者に對し、それにより生ぜしめたることあるべき凡ゆる負担、支出、損害を、本奉行職ならびその後任者の正當なる決定額に従つて回復すべしと命令せり。

第一篇

巴里附屬地に居住する麵麴屋に就いて

1 巴里城壁内外に亘るサン・マ・グロワール寺領、巴里城外に在るサン・マルタン・デ・シヤン寺領の外、城壁の外なるサン・マルセル、サン・ゼルマン・デ・プレ若くはサント・ジュヌヴィエーヴ様の旧寺領、若くはガランドなる巴里ノートルダム僧會領に居住する者以外は、國王より營業免許を受くる(職を買ふ)に非ざれば、巴里附屬地中に於ては何人たりとも麵麴屋となる事を得ない。

なほ、上記の營業の免許は、國王より營業免許權を獲たる人々が、國王の御名により、之を行う。免許料の金額はその人々が任意に定める(上記の職を、國王より職を買ひ取った人々が、國王の名によって、任意に或る者にはより高く、或る者にはより安く売る)。

2 右に列挙した土地に居住する者を除き、國王より免税の特典を得ぬ限り、オーバン稅、麵麴業の諸課稅を納めぬ者は、何人たりとも巴里附屬地内にて麵麴屋となるを得ない。

3 上に列挙せる土地に居住する麵麴屋は、国王より営業免許を受けなくともよいが、望みとあれば、オーバン税納付者となり得る。すでにオーバン税納付者となれば、オーバン税納付者の持つ各種特典を享有する事となる。オーバン税納付者とならない場合には、麵麴業の各種賦課金を、客商として納めなければならない。

4 上記の諸領地に住まぬ、新参者の麵麴屋が洗礼者ヨハネ祭以前に営業の免許を受けた場合には、次の冬の聖マルタン祭の直後に、オーバン税として国王に六巴リスウを納めねばならぬ。又オーバン税納付者として、麵麴業に従事せんと欲する限り、毎年冬の聖マルタン祭の直後、国王のオーバン税として六巴リスウを納めねばならぬ。

5 オーバン税納付者たる麵麴屋が、上記の寺領の何れかに居住せんとする場合、希望によりオーバン税を免れ得る。但し、その場合には客商として、麵麴業の課税・課金を納めねばならない。

6 新参の麵麴屋が洗礼者ヨハネ祭と聖マルタン祭との中間に於て営業免許を受けた場合、この年の冬の聖マルタン祭には六スウを納めなくてもよいが、既述の如く、上記の何れの寺領に居住するとも、その後は冬の聖マルタン祭毎に六スウを支払はねばならない。

7 オーバンとは割当てられる税金の特別の名称であり、昔よりオーバン納付者は何人もオーバン納付者に非ざる者よりも、自己に従事する職業に関する商品に対する諸税、諸課金をより多く免除せられ、より少く支払うものと定めて居る。

8 昔はオーバン納付者は葡萄酒一桮を納めるものと定まって居た。その後、賢王フィリップは、哀れなオーバン納付者と国王の御名によりオーバンを徴収して居た国王の御酒所との間の争に鑑みられ、この一桮の酒を六巴里

スウと改め給うたのである。

9 オーバン納付者たる親方の中、或る者は半オーバン即ち三スウを、他の者は全オーバン即ち六スウを、又他の者はオーバン半即ち九スウを納める事になって居る。

10 巴里の総ての親方がオーバン納付者では無いのである。オーバンを有する職に属するか、又は国王が贈与又は売却によって、之を与へぬ限りは、何人もオーバン納付者とはなれない。

11 オーバン税納付者たる麵麴屋は、その買入れた豚及び、一旦ふすまを食はせてから転売する豚の取引税を免除される。また、麵麴屋は新参たると古参たるを問はず、毎週取引税の代りに国王に納める三ドミの麵麴を除いては、自家消費の為に買う小麦、販売する麵麴に対する取引税を免除される。

12 新参の麵麴屋は、営業の免許を受けた最初の年、廿五ドニエの税を納めねばならぬ。又、主頭節と復活祭には、廿二ドニエ、洗礼者ヨハネ祭には五ドニエ半を、又、毎年六スウのオーバン税、毎週取引税として三ドミの麵麴を国王に納めねばならぬ、而して翌年も同額を納めるべきである。三年目も同様、四年目も亦同じである。而して更に新参の麵麴屋は上記の四年の各々の年に、国王の御名により税を徴収する者の面前で、主頭節には、杖に一つの条目を付けねばならぬ。

13 新参の麵麴屋が、此の如くにして四ケ年を終へた時、彼は新しい土製の鉢を持ち、その鉢の中に胡桃と捲煎餅を入れ、麵麴屋棟梁の宅に至り、棟梁の外、徴税人、総ての麵麴屋と、チョアンドルと称ばれる親方の資格ある職人を招かねばならぬ。而してこの新参の麵麴屋はその鉢と胡桃とを棟梁に渡し、「棟梁よ、私は四年の年期を

果しました」と言う。すると棟梁は徴税人にそれが事実か否かを尋ねる。而て後者が事実なりと言えば、棟梁は新参の麵麴屋に彼の鉢と胡桃を返し、それ等を壁に投げつけよと命じる。その時新参の麵麴屋は彼の鉢と胡桃と捲煎餅とを戸外にて棟梁の家の壁に投げつける。それから棟梁・徴税人・新参の麵麴屋及び他のすべての麵麴屋及び職人は棟梁の家に入る。棟梁は彼等に火と酒とを与えねばならぬ。又麵麴屋の各人、新参者、親方の資格ある職人は夫々一ドニエを、棟梁が与えた酒と火の代金として支払はねばならぬ。

14 麵麴屋棟梁は、当日徴税人、麵麴屋達、親方の資格ある職人に彼の宅に来るよう通告すべきである。而して後者達はそこへ来るかそれとも上記の酒代を棟梁に送り届けねばならぬ。

15 麵麴屋及び熟練職人が、その通告を受けたに拘らず、当日来らざるか、又は麵麴屋棟梁に酒代を送らざる場合は、麵麴屋棟梁は彼等が前記の酒代を支払う迄彼等に仕事を停止せしめる事が出来る。

16 麵麴屋棟梁が、徴税人、麵麴屋、熟練職人に対し指定すべき日は、元日の後の最初の日曜日でなければならぬ。

17 新参の麵麴屋の四ケ年が経過し、その後も同じく営業すれば、彼は麵麴屋の親方となり、毎年国王の降誕祭に十ドニエ、復活祭に廿二ドニエ、洗礼者ヨハネ祭に五ドニエ半の営業税（又は特許税）を納めればよい。その上、冬の聖マルタン祭には六スウのオーパン税、毎週取引税として三ドミ即ち水曜に一ドミ、土曜に二ドミの麵麴を納めねばならぬ。

而してこの三ドミの麵麴は三番目の週には巴里司教が収める。即ち国王が二週間収めたらば三番目の週は司教が収

める。

18 新参の麵麴屋が、上述の四箇年間に、一回若くは数回彼の杖を失った場合、彼は国王の御名によって營業税を徴収する者に対し去勢鶏一羽若くは去勢鶏の代りとして十二ドニエを納めねばならぬ。

19 新参古参を問はず総ての麵麴屋は、各人前述の諸税・諸課金の外、毎週取引税として三ドミの麵麴を国王に納めねばならぬ。彼等が前掲の諸寺領に居住して市場に麵麴を持って来る場合には、客商たる麵麴屋の納むべき他のすべての税と共に、上記の三ドミの麵麴をも納めねばならぬ。

20 国王フィリップはこの取引税（の徴収権）を一人の騎士に賜はった。而してこの税の徴税者は各麵麴屋より水曜日麵麴屋が店頭又は麵麴焼竈の中に麵麴を有する場合には一ドミの麵麴を取り、又土曜日、麵麴屋が店頭又は麵麴焼竈の中に麵麴を有する場合には二ドミの麵麴を取るべきである。ところが若し麵麴屋がこれ等の日に麵麴を持って居ないとすれば、一ドミも二ドミも納める必要はないのである。

21 国王の御意に適う間は、麵麴屋に対する支配権は、王室麵麴司長に賜はる。麵麴屋、親方の資格ある職人、普通の職人に対する下級裁判権も罰金も賜はった。即ちこの職業に於ける規則違反や流血に及ばざる喧嘩、及び不動産の係争を除く係争の下級裁判権とその罰金を賜はったのである。王室麵麴司長は麵麴屋の職業の監督をなさしめねばならぬが、国王の御意に適う間は、国王の御名によって罰金を徴収出来る。又この麵麴司長は彼に代ってこの職業を監督し罰金を收納し、善い正しい商品を識別し得る一人の賢良の麵麴屋を選ばねばならぬ。

22 國王が、彼の麵麴司長に麵麴屋の職業（の支配権）を与えて居る限りは、麵麴司長は巴里に來って、彼の代

官をして総ての麵麴屋を召集せしめねばならぬ。又巴里の町の住民の利益の爲め、麵麴の良否を最も能く知り、この職業に最も練達せる、麵麴業の最賢良者十二名若くは、彼の適當と判断する所に従い、それ以上或はそれ以下を選ぶべきである。而してこれ等十二名の賢良者は聖者の御名にかけて、この職業を善く正しく監督し、麵麴の良否を鑑定するに當っては親戚・故旧と雖も寸毫も仮借せず、又憎悪や悪意によって何人をも罪に墮す事なしと宣誓しなければならぬ。

23 如何なる麵麴屋も、日曜日、降誕祭の当日、その翌日、翌々日に麵麴を焼いてはならぬ。但し、降誕祭の四日目には麵麴を焼いてよし。

24 如何なる麵麴屋も主顯節、奉獻日、三月の聖母祭、八月半ばの聖母祭にも九月の聖母誕生祭にも麵麴を焼いてはならぬ。

25 如何なる麵麴屋も、前日が断食日に當る使徒の祭日にも、八月初めの聖ペテロ祭にも、聖ベルトレミ祭にも、復活祭の翌日にも、昇天祭にも、聖靈降臨日の翌日にも、麵麴を焼いてはならぬ。

26 如何なる麵麴屋も、八月後の聖金曜日にも、五月の聖金曜日にも洗礼者ヨハネ誕生祭にも、冬の聖マルタン祭にも、冬の聖ニコラ祭にも麵麴を焼いてはならぬ。

27 如何なる麵麴屋も、聖マドレーヌ祭にも、聖ジャック、聖クリストフルの祭日にも、聖ロラン祭にも麵麴を焼いてはならぬ。

28 如何なる麵麴屋も、聖ジャック、聖フィリップの祭日にも、聖ドニーズ祭にも、万聖節にも、万靈祭にも、

降誕祭後の聖ジュヌヴィエーヴ祭にも麵麴を焼いてはならぬ。但し、貧民に施すエシヨード菓子はこの限りでない。

29 如何なる麵麴屋も、右に掲げた祭日の前日には麵麴が遅くも燭ともし時に竈の中に入って居るので無い限り、麵麴を焼いてはならぬ。土曜日と同様である。但し降誕祭の前日は巴里のノートル・ダム寺の夜課の鐘迄は焼いてよす。

30 月曜日が右に掲げた祭日の何れにも該当しない場合は、麵麴屋は夜明け前、ノートル・ダムの夜課の鐘が鳴るや否や、麵麴を焼いてよす。

31 麵麴屋の中の誰かが右に掲げた祭日の何れかの日に麵麴を焼くとすれば、各麵麴焼竈毎に、六ドニエの贖金と二スウ分の麵麴を納めねばならぬ。その罰金は麵麴屋棟梁が収め、麵麴は麵麴屋棟梁と宣誓者が、麵麴屋の違反が発見される毎に、貧民に施すであらう。而して巴里に麵麴が欠乏して居るとしても（右に掲げた祭日に）、麵麴を焼くには麵麴屋棟梁の許可を得るを要する。

32 如何なる麵麴屋も、贈客用の菓子でない限り、二ドニエよりも大きな麵麴を造ったり、エシヨードを除いては、半ドニエよりも小さい麵麴を造ってはならぬ。

33 すべての麵麴屋は、小麦の相場に依じて、善く正しいドニエ麵麴、半ドニエ麵麴、二ドニエ麵麴を造らねばならぬ。

34 麵麴屋の誰かが、二ドニエ麵麴三個を六ドニエ以上、或は五ドニエ半以下に売れば、彼はその麵麴を失う

(沒收される)。そしてその麵麴は麵麴屋棟梁のものとなり、その意の儘に処分される。

35 巴里の麵麴屋は、良い且つ大きなドニエ麵麴及び半ドニエ麵麴を造るべきであるから、ドニエ麵麴六個を五ドニエ半以下で売ったり、ドニエ麵麴六個を六ドニエ半で売ってはならぬ。又、ドニエ麵麴十一個を十二ドニエで売ったり、ドニエ麵麴十二個を十三ドニエで売ったりしてはならぬ。

36 麵麴を鑑定する宣誓者達は、麵麴屋棟梁が召集する度毎に、小さい麵麴を沒收する為め市中見廻りをしなければならぬ。而して召集する宣誓者の数は棟梁の随意である。即ち、彼が市中見廻りをせんと思う度毎に少なくとも四人の宣誓者を召集する。

37 麵麴棟梁と宣誓者達が、小さな麵麴を沒收する為め市中見廻りをする時には、町奉行所の巡捕一人を同行する。そして販売の為めの麵麴の置いてある窓(店先)から、棟梁は麵麴を取って之を宣誓者に渡す、而して宣誓者はその麵麴が良いか否かを検べる。若しそれが良い品であれば、宣誓者はそれを窓の上に戻す、若し不良であれば、宣誓者はその麵麴を棟梁の掌の中に置く。かくて棟梁はその麵麴が決して良い品で無いことを了解し、それと同じ竈で焼いた残りの麵麴全部を沒收する。

38 また若し窓(店先)に数種の麵麴があれば、棟梁は各種のものを鑑定せしめて、人々が小さいと認めた品は棟梁と宣誓者が貧民に施す。

39 如何なる麵麴も、棟梁と宣誓者が立合う事なしに沒收され得ない。又小さな麵麴も棟梁と宣誓者の意見が一致しなければ、貧民に施される事はない。又如何なる麵麴も、それと同種の麵麴の中大きなものより小さなものの

方が多数あるのでなければ小さ過ぎると判定され得ない。而して小さい麵麴は常に没收される。

40 棟梁が不正価格の麵麴を発見した場合には、即ち、三箇六ドニエ以上、或は五ドニエ半以下で売った二ドニエ麵麴、又は十二ドニエ分を十一ドニエ以下或は十三ドニエ分を十二ドニエ以下で売ったドニエ麵麴及び半ドニエ麵麴——但しエシヨード菓子を除く、これは十四ドニエ分を十二ドニエで売ってもよいが、それ以下では売れぬ——を発見した場合には、棟梁は不正価格の麵麴全部を得るであろう。そして土曜日を除き、その麵麴を彼の自由に処分し、それに就いて宣誓者達に告げる必要が無い。

41 巴里とそれ以外の土地のすべての麵麴屋は、土曜日には、巴里中央市場にて如何なる値段で売ってもかまはない。しかし麵麴は二ドニエ以上であつてはならぬ。二ドニエ以上であるとすれば、その麵麴は棟梁のものとなる。かかる（公定価格の無い）麵麴を称してパン・ポート「隨意麵麴」と言う。

42 先に述べた麵麴屋棟梁、及び宣誓者達は、国王のものである麵麴屋の職業を監督する労苦に対し、夜警の義務を免ぜらる。これは、神の赦罪あらんことを祈るなるブランシュ太后の定め給ひし所である。

43 麵麴屋が麵麴屋棟梁の許へ召喚せられ、罪があつた場合には、彼は棟梁に六ドニエの贖金を納めねばならぬ。又、彼が閑席した場合にも、棟梁に六ドニエ納めねばならぬ。

44 麵麴屋の雇人、それが親方の資格ある職人であれ、普通の職人や手伝ひ即ち、麦籾ひ、粉飾ひ、捏ね手などであれ、棟梁の許に召喚せられ罪を得た場合には、即ち、隠し事を自認し又は否認しても、有罪を宣告せられ、若くは、棟梁の召喚に応ぜず閑席する場合には、夫々三ドニエの贖金を棟梁に納めねばならぬ。

45 麵麴屋の六ドニエ、職人の三ドニエの贖金は、罪を自認した者からでも否認した者からでも同じ様に、裁判には不公平無しの理によって、棟梁が取る。しかし彼はそれ以上の贖金は課し得ない。

46 麵麴屋棟梁は、一つの裁きからは一つの贖金以上を取り得ない。又、贖金刑を受けた者が、無法な痴け者で棟梁の命令に服さず即ち贖金を納めようと欲しない場合、その者が麵麴屋（の親方）である時には、棟梁は彼に営業を停止する事が出来る。その場合この麵麴屋は、営業停止を受けた以前に麵麴種が出来て居ない限り、最早や麵麴を作る事が出来ぬ。麵麴種が出来て居る場合には、その麵麴種を用いた麵麴は作ってもよい。

47 営業停止以前に麵麴種が出来て居らぬにも拘らず、麵麴屋が麵麴の禁止を犯して麵麴を作った場合には、棟梁はその麵麴を没收し、任意に処分し得る。而してその麵麴屋が暴力を以て抵抗すれば、麵麴は巴里町奉行の許に至る。しかる時は町奉行は彼の為め暴力を挫くであろう。

48 贖金刑を受けた麵麴屋の職人や手伝ひが、無法な痴け者であつて、棟梁の命令に服さず、即ち贖金を納めようと欲しない場合には、棟梁はその者に就業を停止せしめ、すべての麵麴屋に対しその者が正確に命令を遂行し終へる迄は彼の雇用を禁止し得る。

49 麵麴屋が棟梁の禁止を潜ってかかる職人を雇用すれば、棟梁に六ドニエの贖金を納めなければならぬ。且つ又、麵麴屋がこの六ドニエを支払うを欲せず、又は棟梁の禁止にも拘らずその職人の雇用をやめぬとすれば、棟梁は麵麴屋に営業を停止せしめ又、上掲の方法により、即ち、禁止後麵麴を焼いた場合にはその竈の麵麴を贖金として取ることが出来る。又必要の場合には国王の権力に依頼することが出来る。

50 営業停止、就業停止を受けた麵麴屋若くは職人は停止の解除を（職を彼等に返還して呉れと）棟梁に請求すべきである。しからば、棟梁は、彼等が彼等の相手方に賠償を払い、彼に贖金を納めて居る場合には、営業・就業の停止を解除（職を返還）してやるべきである。

51 営業・就業を停止された麵麴屋や職人が、例えば麵麴屋の法廷にて、彼に対し不届な言を弄し、又は行為をなし、或は彼の面前で第三者に対し同種の言行があったとか、若くは小さ過ぎる麵麴を没收する宣誓者に対し同種の言行があった場合の如く、余りにその罪が重いと棟梁に考えられるために、棟梁によりそれ等の人々の営業・就業の停止を解除する事を拒否せらるゝことがある。かかる場合には、営業・就業を拒否せられた者は、賢良な宣誓者又はその他の者二名を同行し、棟梁に対し、王室麵麴係長の召喚に正しく応じ申すべしとの保証を与えた上で、停止の仮解除を求むべきである。しかるに若し棟梁が解らす屋でこの保証を受け入れる事を拒否したとすれば、営業・就業を停止された者は、宣誓者達に対しこの保証を与えるべきである。しかる時は宣誓者は、王室麵麴司長が（巴里に）来る迄の間、仮に彼に営業・就業を許してやらねばならぬ。但し、麵麴屋棟梁及び相手方の収めるすべての税金には何の影響も無い。

52 王室麵麴司長が（巴里に）到着した時、彼は当事者双方を面前に呼び寄せ、訴訟事件を聴き、この職業の慣習並に法規に従い、この職業の宣誓者の意見を徴して之を決すべきである。

53 フィリップ王は、巴里に在任せぬ如何なる者も、土曜日を除いては、巴里に麵麴を持込み、又は持込ましめて販売する事は出来ぬと定め給うたのである。その理如何となれば、巴里の中に住いする麵麴屋は人頭税、夜警の

負担があり、オーバン税や営業税で各人毎年九スウードニエ半も国王に上納し、又毎週取引税として三ドミ半の麵を、王様が特に免除し給うた者は別として、王様又は王様がこの税を与え給ひし人に納めねばならぬからである。而してこの規則はフィリップ王の御治世以来守られて来たのである。然るに何ぞや、今上陛下——神よ、陛下に善き生涯を授け給はん事を——の御世に至って、コルベイその他の土地の麵麴屋どもが、グレーヴその他の場所に倉庫を借り受け平日も麵麴を売ったのである。これは彼奴等のなし得ざる、なすべからざる事である。乃ち巴里の麵麴屋はこれを陛下に訴へ、フィリップ祖王が彼等巴里の麵麴屋に与え給ひし規則が保持され遵奉されん事を請願し、各麵麴屋が毎年納むるべき税金を彼等が納めて居る事により国王陛下が非常な利益を収めておいでになる事を表示したのである。されば国王陛下には祖王の規則を確認し給ひ、巴里附属地外に住む如何なる麵麴屋も、土曜日を除いては、販売の爲めに巴里に麵麴を持ち込み又は持込みしむるべからず、若し持込み又は持込みしめた場合には、非常の悪天候、即ちセースの河に流水漂い若くは水嵩高まって、その故障により巴里の麵麴屋が巴里の町に充分供給し得ざる場合を除き、かかる麵麴は麵麴屋棟梁と宣誓者によって没收せられ、貧民に施こさるべしと命じ給った。

54 巴里附属地内の麵麴屋は、日曜日中央市場の陳列台に列べて売ることを躊躇される所の拒絶^{グレイブ}麵麴、即ち返品や鼠や廿日鼠の傷めた麵麴、堅すぎる麵麴、焼け過ぎ又は湯損の麵麴、重すぎ麵麴、目の詰り過ぎた麵麴、大さ不足^{グレイブ}な麵麴即ち小さ過ぎる麵麴を、聖インノサン墓地前の鉄を売る場所で売る事が出来る。又は、希望により、日曜日ノートル・ダム寺院の前庭から聖クリストフル寺の間で売る事が出来ると、フィリップ王が定め給った。

55 巴里近郊内に住居する麵麴屋は、オーバン税納付者である限り、日曜日に右に掲げた場所に彼等の麵麴を大

籠或は行李に入れて持って行き、又彼等の陳列台、又は卓、又は盤を、丈が五呎より長くない限り、持って行く事が出来る。

56 巴里のオーバン税納付者たる麵麴屋が右に掲げた場所に、ローズ物で無い良く出来た麵麴を持って行こうと思えば、さうしてもよい。但し、彼がそれを不正価格で売って居るのを棟梁が発見すれば、その麵麴は棟梁の物となる。又棟梁及び宣誓者が（良品と稱して賣られて居る）麵麴を小さすぎると認めれば、彼等はそれを没收して、先に述べたる如く、貧民に施す事が出来る。

57 巴里の中に居住しない者は、町人であろうと外来者であろうと自家で麵麴を焼く為めに、オーバン税納付者たる麵麴屋が買う小麦に対し、購買参加権が無い。而してオーバン税納付者たる麵麴屋でなくとも、巴里在住者はオーバン税納付者たる麵麴屋がなす所の購買に対し、自家消費費用として一桮だけ購売参加が出来る。勿論、オーバン納付者で無い麵麴屋は、オーバン納付者たる麵麴屋に対し購買参加権が無い。オーバン納付者たる麵麴屋はオーバン納付者で無い麵麴屋に対し取引が成立する以前に、後者の小麦購買の現場に来て居れば、購買参加権がある。

58 巴里在住者がオーバン納付者たる麵麴屋の爲した購買に対し、自家消費費用として一桮の小麦を得んと欲すれば、彼又は彼の代理人が袋や大袋の口が閉まる以前に取引の現場にやって来れば、それが出来る、但しこの袋の中又は小車の上に二桮或はそれ以上の小麦が有る場合に限る。所で若しそこに一桮半あるのみであったとすれば、巴里在住者は自家消費費用として半桮取り得るが、それ以上取る事は出来ない。

59 巴里在住者は自家消費費用の小麥を巴里市場でオーバン納付者たる麵麴屋の前で値段を掛合って買う事が出来

るが、オーバン税納付者たる麵麴もしからざる麵麴屋もそれに対し購買参加権を持たない。しかし麵麴屋に非ざる巴里在住者が、購買参加をしようと思えば、内金が渡される時に来て居れば、そうする事が出来る。

60 オーバン税納付者たる麵麴屋、又はその代理人がオーバン税納付者に非ざる麵麴屋の購買に対し購買参加をなさんとすれば、取引が売手と買手の間に成立する以前に取引の現場に来て居る事を要する。

61 巴里在住者が、転売する為めに小麦を買い、穀商若くはオーバン納付者たる麵麴屋、若くはオーバン納付者に非ざる麵麴屋が取引の現場へ来れる場合に、若し、買手が値段を一ドニエ若くはその前後値切つて居るとすれば、後者は値切つて居る者と平等の条件で購買参加が出来る。しかし値段を掛合つて居る所にやつて来なければ、オーバン税納付者であらうが、無からうが、何等購買参加権は無い。

第一編 訳者註

麵麴屋の章程は、毛織物業・古着屋のそれと共に、最も詳細を極めており、全編六十一条よりなる。

中世巴里は世俗的・聖職的領土の領地に分割され、国王の権力は王領以外に及ばないので、パン屋の章程も王領以外のパン屋には及ばない。巴里の国王の領地内での営業をするには「職を買う」即ち営業免許料を納めねばならぬ(第一、第二條)。

パン屋の負担する税金は、Hauban, Tonien, Coutume の三種に別けられる。

a、オーバン税は毎年十一月十一日に支払はれる。フィリップ・オーギュスト王以前には各パン屋は葡萄酒一拵、又はその価格を支払っていたが、この王の治世以来、この税は六スウと定まった。オーバン税は麥粉の取引、フスマで飼う豚の売買の税を免除し、同業者が行った麥粉の購入に対し購買参加権を與える(第三條——第十一條)。

b、トンリユー即ち取引税として週二回、水曜に一ドミ、土曜に一ドニエのパン、(土曜の分れについてはその徴收権を国王

より賜はった一騎士に半分與えられる）合計三ドミの麵麴を納めるが、二週間が国王が受取り、第三週の分は巴里司教が收める（第十九・廿条）。

C、クーチューム（營業稅）は毎年三期に分けて之を納める（第十七条）。

營業免許をえただけでは未だ充分な親方とはいえない。四年間の見習い中、毎年營業稅徵收人から杖に糸を一本入れて貰い、奇妙なおひろめをやった後に一本立となる（第十二条——十六条）。

パンは値段によつて三種に分れている。並の大きさのがドニエで、倍の大きさのがドウブロー、半分のがドミである。かくパンの価格は常に一定しているが、それに含まれる小麥粉の量は市価に従つて増減する（第卅二条——卅五条）。

パン屋の職業は王室^{グロ・パンヌ}麵麴係長という、朝臣に属し、麵麴係長は代官として麵麴屋統領を任命し、更に業者中より十二名の宣誓者を選んでこの職業の取締を行はせる。彼等の仕事の主なものは「良く正しいパン」でないものを沒收すること、休日厳守させることである（第卅六条——四十条）。

巴里のパン屋以外は土曜日の市日を除いては巴里でパンを売るべきでないとフィリップ王が定められたにも拘らず、ブランシュ大后の攝政時代にこの制が破られ、コルペイユのパン屋がグレープの広場に倉庫を設けて平日も販売している、これは各種の税を負担している巴里のパン屋にとって不公平な競争であり、国王の利益にも反することであると訴えを起して、国王の認めるところとなつた由來を第五十三条に詳しく述べている。

第一篇

「大橋」^{グランボン}の製粉水車業者に就いて

1 何人たりとも巴里大橋の製粉業者とならんと欲する者は、自己所有の若くは小作賃貸の水車を持って居れば、

なり得る。

2 巴里大橋の製粉業者である者は誰れでも、その欲する丈けの徒弟及び職人を持ち、必要とあらば、夜間も製粉し得る。

3 大橋の製粉業者は日曜日には、聖ルーフロワ礼拝堂⁽¹⁾の聖水の業が済んでおり、聖ルーフロワの晩禱の鐘が鳴る迄は製粉する事が出来ぬ。

4 大橋の製粉業者は、製粉する小麦又はその他如何なる穀物でも一セチエに対し一ポワッソンの製粉賃を取る⁽⁴⁾ことが出来るが、悪天候即ち大きく堅い流水が流れ又は水嵩が多すぎ、或は少な過ぎる場合でもなければ、それ以上取る事は出来ぬ。悪天候の場合には一セチエ毎に一ポワッソンを取る外に六ドニエ又は四ドニエ或はそれ以上貰うことが出来れば、それ以上の金を請求して取る事が出来る。

5 大橋の製粉業者は一ポワッソで二セチエ以下の値段で製粉する事は出来ぬ。しかもこの値段ではパン屋に對して以外は製粉しても、代価を受取ってもならぬ。何となれば彼は悪天候の場合にもしからざる時も、夏も、冬も、一セチエにつき一ポワッソにちようど一杯丈けしか、町人に對してもパン屋以外の如何なる巴里在住者からも取ってはならないのであるから。

6 大橋の製粉業者は何人にも製粉を拒否する事は出来ぬ。若し拒否し、拒否せられたる者が巴里ノートルダム寺院僧会により大橋製粉業の監督とされて居る役人にそれる訴えるならば、彼は拒否された者に對し損害賠償の外六ドニエの贖金を納めねばならぬ。而して拒否された者が僧会の役人に訴えれば、彼は僧会に二巴里スウ六ドニエ

の贖金を納める。この二スウ六ドニエの中、製粉業の統領は六ドニエを贖金として得、僧会は残余を得る。

7 何人も同職業者達に酒代として五スウ支払はない限り、大橋に於ける水車を小作賃借することは出来ぬ。

8 親方であれ職人であれ、大橋の製粉業者たる者は何人も、上述の水車の中にあづけたすべての人の品々を、善く正しく保管し、且つ良き慣習よき規則を守り、且つ隣人の何人かが彼を必要とすれば、夜であれ昼であれ、力の及ぶ限り救援なし、救援におもむかざる事が発見された場合は、その償いをなすのみならず、背誓者たるべしと聖人の遺骨にかけて誓約するを要す。以上の誓約は上記の水車に來つてより八日以内に之をなすべきである。

9 大橋の製粉業者は夜警及び巴里その他の巴里の町人が国王に納むべき賦課租の義務を有する。

10 大橋の製粉業者中六十才を超え又は、妻が産褥に就いて居る者は何れも、夜警の義務はない。しかしその事實を国王の御名により夜警を掌る者に届出なければならぬ。

第二篇 訳者註

巴里の製粉業は周辺の丘の風車とセーヌ河の水車で行はれる。水車の所在はサン・マグワール僧院領と、ノートルダム寺僧会所領の大橋の二ヶ所である。この篇はノートルダム寺僧会所領の水車業についてのみ述べてある。

この職業は寺有職の代表的なもので、ノートルダム寺僧会の財産を管理する寺院人中的大橋奉行(Prérot du Grand-Port)の裁判権の下にあり、而して直接に水車業者を取締るのは、下役人である(第六条)。

ここに注意すべきは、水車は船の上に据付けられてあり、大橋の橋孤につながれており、水車業者は所謂水上生活者である。それで悪天候の折には水車及び業者は非常な危険にさらされるので、相互扶助の義務が定められてある(第八条)。

なお、本篇についてはシャトレ写本とラマール写本で多少の違いがあり、修正のあとがある。

第四篇

小麦その他すべての穀物の計量人に就いて

1 如何なる者も、商人奉行（市長）と商人宣誓者（助役）の認可を得ねば、巴里に於て小麦その他の穀物、それが如何なる種類のものであろうとも、その計量人となり得ない。

2 計量の免許を得たる者は何人も、計量をなし得る以前に、如何なる種類の穀物なりとも力の及ぶ限り等しく正しく計量をなすべく、売手買手の両者に良く正しく公正を保つべしと聖人の遺骨にかけて誓約するを要する。

3 如何なる計量人も小車一台の穀物に対し計量賃四ドニエ、車一台に対し八ドニエ、駄獣一匹に対し一ドニエ——それが如何なる穀物であろうとも、驢馬であろうと馬であろうと、駄獣や小車が大きからうと小さからうと、如何なる穀物であろうと——以上を請求してはならない。この計量賃は売手が払う。

4 何人かが小麦又は穀物を売った場合、買手が彼の手からそれを受取る事を望むならば、売手自らそれを計量してよい。しかし買手が希望すれば、誓約計量人がそれを計量する。

5 巴里の町人又は他所者が、それが如何なる人であろうとも、売るために彼の穀物の見本を示して、その穀物を売る場合、彼は計量人に損をかけぬやう、よき品位正しき量目の貨幣を担保として計量人に渡さなければならぬ。而して計量は一ミユイの穀物毎に六ドニエの計量及び販売の料金を貰うべきであり、それ以上を貰う事も請求

する事も出来ない。而してより多くには、より多きを、より少なきにはより少なきを貰うべきである（これを標準にして穀物の量に比例して計量賃を）。

6 計量人が穀物を、如何なる穀物であらうと、穀倉にあらうと舟中にあらうと、計量する場合には、一ミユイにつき四ドニエの計量賃を、より多きにはより多きを、より少なきにはより少なきを貰う。一ミユイより大なるも小なる場合も、これを標準に、これに比例して計量賃を定める。

7 如何なる計量人も国王の印を刻して無い枴を以ては如何なる穀物をも計量することは出来ない。それをなせば彼は町奉行の意のままに処分せられる。又彼が枴を持って居て、それが印を刻して無い場合には、それを町人會議所に持参しなければならぬ。そしてその枴は検査され極印せらるべきである。而してその枴の持主は、ミーン枴であらうと、ミノ枴であらうと、検査及び刻印料として四ドニエ支払うべきである。

8 ミーン枴又はミノ枴が歪み、即ち外側又は内側に屈曲し、かくして計量に充分でも正しくも無くなった場合、計量人が誤魔化しでそうしたのでなければ、彼はそのために何等の贖金に処せられないが（誤魔化しでそうした場合には）それは窃盗であるから身体財産とも国王の意の儘に処分せられる。而して計量人は自己の枴が歪んで居る事を気付くや否や、誓約により直ちにそれを町人會議所に持ち戻らねばならぬ。町人會議所に於て枴が善く正しくないと認めた場合、その枴は破壊されねばならぬ、そして計量人は再び焼印を押して貰はねばならぬ、而して枴が良く正しくあれば、計量人は、再検査毎に再検査料として四ドニエ納めねばならぬ、而してそれ以上の刻印料も再検査料も納める義務はない。

9 如何なる計量人も巴里の町に於いて如何なる種類の穀物も取引してはならぬ。又、町人又はその代理人がその場に居らぬ限り、巴里の町の町人宅に送る為め穀物を買う事が出来ない。

10 如何なる穀物商も、即ち穀物売る者も買う者も、彼が如何なる人間であっても、巴里の町中に於て、彼の物を、一回一セチエ以上は、自ら計量してはならぬ。而してそれ以上計量せねばならぬ場合は、宣誓計量人を招かねばならぬ。そして計量人は彼の為めに一ミユイ柄につき計量賃四ドニエの割で、これ以上もこれ以下もこれを標準として計量しなければならない。

11 巴里で穀物売る者は何人も、自己の欲する計量人を、その計量人が巴里市の宣誓者でありさえすれば、呼びよせることが出来る。而してその計量人は、上に述べた彼の誓約に従って、良く正しく己の仕事為さねばならぬ。

12 この職の何人かが上に述べた事の何れかに違反した場合には、巴里町奉行の御裁きに従って国王にその罪を償はねばならぬ。何となれば、町人会議所は上に述べた事柄に対して、その適当と考えその好む所に従って計量の免許を与える事と計量を禁止する事を除いては、何等の権力も何等の被裁判権も持たぬのである。

13 如何なる計量人も夜警の義務はない。何となれば計量人は謂はばその日暮しの人間であるから。

14 計量人は人頭税その他、巴里の一般町人が納める賦課租を納めねばならない。

第四篇以下、小麥計量人、液体計量人、呼び振れ人、居配屋の四篇は巴里市長の支配に属する市有職である。經濟警察に關係があるからであろう。しかし完全に巴里市の支配している職業とはいえない。即ち、桝に対する手数料がこの職業に対する市廳の唯一の収入であつて、(第八條)市廳は計量人の營業免許、ならびに禁止以外には何の権力もなく、裁判権、警察権は町奉行所にあると明記されてある(第十二條)。國王の権力が次第にマーチャント・ギルドを制していったものであらう。

第五篇

巴里の呼び振れ人に就いて

1 何人も市長及び助役の免許を得ねば、巴里の呼び振れ人となり得ない。而してその免許を得た時に、彼は呼び振れ人統領に四ドニエ納めねばならぬ。そしてこの四ドニエにより、呼び振れ人統領は彼に対し、桝を検査し調整してやらねばならぬ。

2 巴里で呼び振れ人となる者は何人も、市長及び助役或は彼等の受任者に六十スウと一ドニエの保証金を納めねばならぬ。この保証金に対して、酒屋は彼の洋盃を渡さねばならぬ。酒屋が洋盃を(呼び振れ人によって)失った場合には保証金に対し洋盃の弁償を受ける事が出来る。

3 巴里の呼び振れ人は誰でも市役所に登録されて居る間は、毎日登録された最初の日より登録簿より除かれる時迄、何も納める義務の無い日曜日のみを除いては、病氣であるか、サン、ジャック又は海外に巡礼に出かけたのでなければ、市役所に毎日一ドニエ納めねばならぬ。而してこれ等の巡礼に行く場合、市役所の許可を得て、巡礼

に行つて居る間だけ免稅して貰うを要する。かくしなければ、毎日一ドニエ納めねばならぬ。病氣の場合には呼び振れ人統領にその旨届出をしなければならぬ。しからざれば毎日一ドニエ支払う事を余儀なくされる。

4 巴里の呼び振れ人は誰れでも、その仕事をする酒店によい枵を持って行き、且つそこに悪しき枵を発見すれば必ず訴えるべき事、及び、力の及ぶ限り巴里の酒屋及び庶民の利益を守るべしと聖者の遺骨にかけて誓約しなければならぬ。

5 巴里の呼び振れ人は誰れでも、酒店に樽の飲み口を開けた酒があり、酒店に呼び振れ人が居ない限り、如何なる酒店でも望む所へ行き、酒を呼び振れる事が出来る。そして酒屋は彼を拒否する事が出来ない。酒屋が飲み口を開けた酒が無いという場合には、酒庫が閉じて居ようと開いて居ようと決して商品を売らぬという酒屋の誓約を取るべきである。

6 呼び振れ人が酒店の中に酒を飲んでる人を見付けその者に如何なる代価で飲んで居るのか尋ねた時は、酒屋が欲すると欲せざるとに拘らず、そこに他の呼び振れ人が居ない限り、聞いた値段で呼び振れるべきである。

7 巴里で酒を売る酒屋が店に呼び振れ人が居ないのにも拘らず、呼び振れ人に対し扉を閉ざせば、呼び振れ人はその酒屋の酒を王様⁽⁴⁾価格で、即ち葡萄酒の豊年の時には八ドニエで、葡萄酒の高い時には十二ドニエで呼び振れる事が出来る。

8 呼び振れ人はその誓約により、自から注いだが面前で注がれるのを見た酒でなければ、呼び振れに持つて行く事は出事なし。

9 呼び振れ人は彼の働く酒屋から毎朝四ドニエ貰うが、それ以上はその誓約により貰う事が出来ない。

10 呼び振れ人が仕事をする酒屋を持たぬ場合、これを理由として先に述べた所の一ドニエを毎日納めないでよい事にはならない。

11 呼び振れ人は呼ばれる時間が来る前に、自分の働く酒店と呼び振れの契約をしなければならぬ。何となれば酒を呼び振れる前に、そのきき酒をしなければならぬから。而して酒の小売準備がすでに行はれて居る場合には酒屋は彼に対し自己の酒店を拒絶し、呼び振れの契約を頼む時刻ではない、もう小売準備が行はれて居るのだと言う事が出来る。その場合呼び振れ人は翌日その酒店との契約を求める事が出来る。

12 呼び振れ人は毎日二回酒を呼び振れねばならぬ。但し、四旬節、日曜日、金曜日、降誕祭の八日間と祭の前日には一回呼び振れる丈けである。聖金曜日には呼び振れ人は呼び振れないが、祭典の終わった後にきき酒をする。

13 呼び振れ人は国王、王妃、王子の崩御には呼び振れをしない。

14 国王が酒の小売⁽⁵⁾をなす時には、他のすべての酒屋は商売を止めねばならぬ。而して呼び振れ人は全部王様の酒を、巴里の辻々で朝と晩に広めねばならぬ。而して呼び振れ人統領は彼等を引率しなければならぬ。この酒の呼び振れに対し他の酒店の場合と同様、各人四ドニエを貰うべきである。

15 市長及び助役はすべての呼び振れ人に対し、財産及び流血更にそれ以上の事件に対する裁判を除き、すべての事件に就いて裁判権を有する。

16 呼び振れ人が彼等の職業に関する規定に違反した場合には、市長はその職業の償いをなし終える迄、彼に足

かせを付けしめる。但し窃盜や上に述べた事件は国王（に代つて町奉行）が取調べる。

17 呼び振れ人は、酒屋の枡の善し悪しに關せず、自己の枡を酒屋に渡すべきである。

第五篇 訳者註

現代の広告・宣伝業に相當する呼び振れは十三世紀には主として葡萄酒の宣伝であつたが、その後色々の広告が加はり、「葬式と酒の呼び振れ人」という愉快な呼称が生れた。

この職業は十三世紀の初め、シモン・ド・ブアシーなる者に知行として国王から賜つたが、再びフィリップ・オーギュスト王の手に戻ると、毎年三百廿リヴルを国王に納める条件で、巴里市廳がこの職業に対する下級裁判權その他の權力をえた（第十五条・十六条）。

呼び振れ人の仕事は一日二回、酒屋のために酒を呼び振れ、通行人に試飲させると同時に、市廳のために酒屋の監視、就中枡の不正を見張ることにある。

市廳の呼び振れ人に対する搾取は苛酷をきわめ（第一条・二条）、徒弟一日の食費に相當する僅か四ドニエの收入しかないのに毎日一ドニエを納めしめ、アフレた日でも免除しない（第二条・十条）。

(1) *maître des criens*. 呼び振れ人を取締る市廳の下級役人。

(2) *hanap*. 酒屋の看板代りの盃と一びんの酒をもって通行人に試飲させる。

(3) 最後の句はラーマル写本にはない。

(4) *an feur lou Roy*. 国王の葡萄酒を小売するときの価格。第十四条參照。

(5) 葡萄酒の販売を停止せしめる領主特權。 *bannum vindemiarum* という。通常その期間は六週間である。

第十五篇

鉄工¹⁾・鍛冶・蹄鉄工・螺錐工・鉤工・兜工に就いて。

1 巴里に於て鉄工、即ち蹄鉄工・鉤工・兜工・螺錐工・刃物職たるには何人も、国王に免許税を納めねばならぬ。而してこの免許は国王の御名に於て王室鍛冶頭が、五スウ以内にて或る者には高く或る者には安く与えるのである。但しこの五スウを超える事は出来ない。

2 国王は御思召に適う間を限り、王室鍛冶頭にこの職の免許権と裁判権を与え賜うた。

3 この職業に属する如何なる者も毎年国王に対し王様の蹄鉄税²⁾六ドニエを五旬節の八日間に納めねばならぬ。而してこの税金は王室鍛冶頭が、国王の御意に適う間、收納する。そしてこれにより王室鍛冶頭は国王の御乗馬に蹄鉄をつける義務がある。しかしそれ限りであり他のどの馬にも蹄鉄をつける義務はない。

4 この職に属し、且つ上に述べたる方法にて免許税を納めた者は何人も最初の一年と一日を限って夜警を免除される。

5 この職の免許を受けたる如何なる者も、免許税たる五スウ以内の金額を納めぬ中、又先輩達と全く同様に善く正しくこの職に従事すべしと宣誓せぬ中は仕事に取掛かつてはならぬ。

6 この職業の統領³⁾はこの職の親方衆の前でこの宣誓を受けねばならぬ。

7 店の内にトラヴァイと称する枰場を設けんとする者は何人も国王に毎年三スウのオーバン税を納める事によ

りそれをなし得る。

8 自己の店の外に枡場を設けんと欲する者は巴里道路警察掛の許可を得る必要がある。且つ、道路警察掛の許可を得たならば、枡場を設ける場合、国王に六スウのオーバン税を納めねばならぬ。

9 この職に属する者は何人も職人・徒弟を何名置いても勝手である。

10 鉄工・蹄鉄工・刃物職・兜工は、希望とあれば夜業してもよい。又鍔前工・小刀工を除きすべてこの職業に属する者は同様である。

11 鍛冶職統領は夜警の召集をしなければならぬ。そして毎年六名の親方を選ばねばならぬ。この六名は夜警の召集を命ぜられる代り自身は夜警を免除される。然しこれ等六名の者も鍛冶職統領も、これによって何等他の利益は与えられなく。

12 これ等諸職に属する者にして六十才を超える者は何人も夜警を免除される。又妻が産褥にある者もその間は免除される。

13 王室鍛冶職の統領は上に述べた諸職のすべての親方及び彼等の使用するすべての職人に對し、又はこの職業に關して鉄工が第三者になしたる総ての不正行為に對し、又は同職者同志の訴訟に對し裁判権を有する。

14 鍛冶職統領は巴里裁判所支配下のすべての土地及び聖ジュスヴィエーヴ寺領、聖マルタン・デ・シャン寺領を除く巴里司教の領地その他の土地に以上の裁判権を平和的に行使し來り、今なお行使しつつある。しかるにこの両寺は、ここ五箇年以來、神意に反し、道義に反し、正義に反し、出頭命令を乱用して鍛冶職の裁判権行使を妨害

しつつある。即ち聖ジュスヴィエーヴ寺は僅か一訴訟事件の裁判に就て、彼にオルレアンとブロワへ出頭を命じ、聖マルタン・デ・シャン寺はエスデッグ其他へ出頭を命じて居るのである。

15 上記諸職の何人でも、即ち親方でも職人でも、第三者に対し、職業上の何等かの事柄に就いて規則を犯し、後者がそれを訴へ出で、規則違反が証明せられた場合、前者は原告に損害を賠償し且つ鍛冶職統領に四巴里ドニエの贖金を納めねばならぬ。但し職業規則中により重い贖金を定めて居る小刀工と鍔前工に就いては、その贖金の中四ドニエを鍛冶頭が納める。同業者同志の訴訟に就いては、財産・流血に就いての訴えを除き、如何なる事件についても、罪ありと認定せられたる者は鍛冶職統領に四ドニエを納めねばならない。

16 上記の諸職に属する者にして、いかなる人に対する又如何なる事件に就いてであっても、敗訴と定められたるに、敗訴者が鍛冶職統領の命令に服そうとしない場合、鍛冶職統領はその者が完全に命令を遂行する迄、仕事を禁ずる事が出来る。しかも尙おその者が鍛冶職統領の禁止を無視して仕事を止めなければ、鍛冶職統領は彼の鍛冶場を破壊し得る。仕事を禁止されても鍛冶場を破壊されてもお且つ鍛冶職統領の命令を聞かぬ程の痴愚者ならば、鍛冶職統領は町奉行の許に行き、判決の遂行を援助するよう彼に願ひ、請願すべきである。その場合町奉行はそれをなさねばならない。

17 鍛冶職統領は親方・職人に対し、職業内部にて犯された事件でも窃盗に関する場合には裁判権を持たぬが、かかる事件の裁判権は町奉行が有する。蓋しこれは生命・肢体にも及ぶべき重罪だからである。⁽⁴⁾

第十五篇 訳者註

第十五・十六・十八篇に記せられた蹄鉄工・小刀鍛冶・錠前職は等しく *Fèvre* (鉄工) と呼ばれ、王室鍛冶頭の裁判権の下にあり、(第二条) 若干の規定を除けば全く同じ取締規則に服する朝臣職である。

(1) *Fèvre* ラテン語の *faber* より転ず。金屬工の意。金銀細工職は金を扱う金屬工フエーブルなる故に *orfèvre* という。ここでは鉄工。

(2) *Fars le Roi*, 宮廷の入用に充てるため各種の生産物を税として納めしめた名残り。蹄鉄税も昔は現物納であつたが、金納となり、鍛冶頭即ち元師の収入となった。

(3) *mestre du mestier*. この職業の統領即ち鍛冶頭の代理。

(4) 盗みに対する刑罰は、巴里に於いては、初犯は耳を切り、二犯は足を切り、三犯となれば絞首台に送る。

第廿四篇

巴里のアルシャル銅の針金製造工に就いて⁽¹⁾

1 巴里のアルシャル銅針金製造工たらんと欲する者は誰れでもそれになれる。但しこの職に十年従事し、この職の仕事が出来て且つ營業に必要な物を持って居る事を要する。

2 巴里のアルシャル銅針金工は何人も一名を限って徒弟を採用し得る。但し親方として一年と一日針金工の職に就いて居った事を条件とする。

3 如何なる針金工も巴里に於て、修業金廿スウ、年期十年或は修業金無しで年期十二年以下の条件で徒弟を採用する事は出来ない。

4 巴里のアルシャル銅針金工は何人も、職人を何名雇うとも随意である。

5 如何なるアルシャル銅針金工も夜業及び一般市民の祝う祭日には仕事が出来ない。但し鑄金はこの限りでない。鑄金は夜間も祭日もなし得る。何となれば鑄金を始める場合、鑄金を終える迄に一週間もかかる事が往々にして生ずるからである。

6 親方が徒弟を採用するには、契約の取決めに二名の親方と二名の職人を呼び寄せて親方と徒弟の間に取決められた徒弟契約の条件を聞かせねばならぬ。「又この職の宣誓者がその取決めに招かれる事を要する。」

7 如何なる親方も隣人の徒弟を奪ったり、年期を完了する以前に雇入れてはならぬ。

8 如何なる親方も隣人の職人を雇入れてはならぬ。「雇傭契約期限満了以前には職人は契約を結ぶことは出来ない。但し、現在その職人を雇って居る親方は雇傭契約期限満了の一箇月前に、欲するならば、雇傭の再契約が出来る。」

9 親方と職人に休養の爲めの仕事仕舞時刻がある。即ち四旬節には終課の鐘が鳴った時、肉食日には夕べの二回目の呼振人が来た時、又、職人は希望すれば毎年一箇月、八月に、休暇がとれる習慣である。

10 これ等の規則に違反する者は何人も、町奉行に贖金として十二スウ、サシエ教団に燈明料として四ドニエ納めねばならぬ。この四ドニエはサシエ教団が以前巴里に来た時以來納める習慣となつて居る。「又如何なる者も、

この職の者でなければ、この職の仕事をしてはならぬ。」

11 且つ又、巴里の針金工は町奉行様にお願ひ申し上げます。この職には業者少なく従って宣誓者を置く事が出来ませぬ。何卒、現在の親方達及び将来この職に就く者の各々に上述の慣行、規則に従ひこの職を善く正しく守護仕りますると宣誓せしめて下さらむことを。

12 巴里のアルシャル銅針金工は夜警、人頭税、その他巴里の町人に対し負担する諸税を負担する。但し彼等の職に關して売買する物に限り何等の税も負担せぬ。

アルシャル銅針金製造業の親方の氏名

ジャン・ド・コンシュ、シモン・レニエ

第廿四篇 訳者註

(1) fin d'atrabai は現代語で真鍮の針金であるが、中世には真鍮（ブロンズ）の外にアルシャルなる合金があった。

この章程で特に注目すべきは第十一条で、通常、各職業は宣誓者をもつことを希望するのにこの職業では、業者のすくないことを理由に之を置くことを辞退している。

徒弟の採用ならびに修業条件を厳重にして業者の数を制限している（第二・三・六条）。

第廿八篇

珊瑚と螺鈿の念珠製造業者

1 巴里の珊瑚及び螺鈿の念珠製造業者一同は左の如く定めた。この職の男女如何なる者も、冬も夏も如何なる季節でも夜業をしてはならない。又聖母の祭の「日」その他一般市民が休息すべき如何なる祭日にも、念珠を磨いたり、それに糸を通したりその他この職に属する如何なる仕事もしてはならぬ。「又、土曜日には、日中には、準備の出来てゐる仕事があれば、磨いたり糸を通す事が出来る。祭日の前日も、大祭日の前日も大祭日或は使徒の祭日を除いて同前である。」⁽¹⁾

2 又次の如く定めた。この職の徒弟たらんと欲する如何なる者も講中に五スウを納めぬ中はこの職の仕事に着手し得ない。

3 又次の如く定めた。この職の如何なる親方も各々一名以上の徒弟を採用し得ない。

4 又次の如く定めた。如何なる者も、年期十二年以下で徒弟を採用し得ない。

5 又次の如く定めた。如何なる者も、自宅即ち所謂竈（居所）を持たねば徒弟を採用し得ない。

6 又次の如く定めた。偶々外部の職人が巴里に来て、珊瑚念珠製造職の仕事をなさんと欲する場合、その職人が親方の許しを得てちゃんと暇を貰つたと言う立派な確実な証明を携帯し、安心して雇へるので無い限り、又この職の規則を遵奉する誓約をせぬ限り、男女如何なる者もこの者を雇い入れる事は出来ない。

7 又次の如く定めた。この職の章程に違反して模造品を製造する為め、人目を掠めて巴里を離れ、起訴せられた場合には、四巴里リーヴルの贖金に当る。即ち国王に六十スウ、この職の講中に廿スウを納めねばならぬ。

8 又次の如く定めた。この職の者の妻であつた女が、この職と関係のない人間と再婚すれば、最早や徒弟を採

用する事が出来ぬ。但し、この職の仕事をなす事は出来る。

9 又次の如く定めた。如何なる者も、この職の親方の中の二名の立会の下にでなければ、徒弟を採用出来ない。

10 又次の如く定めた。外部の者にして巴里に來りこの職の仕事をなさんとする者は男女共、この規則の全部を善く正しく遵奉し違反しないと誓約せぬ中は、この職に属する如何なる仕事もなし得ない。

11 又次の如く定めた。男或は女の親方が、徒弟に年期を短縮してやった（年期の一部を与えた）場合には、親方は年期の全部即ち上述の十二箇年の期限が満了する迄は他の徒弟を採用する事が出来ない。又その徒弟も又その年期期限満了以前には徒弟を採用し得ない。

12 又次の如く定めた。外部の同職の者にして巴里に來り巴里の町でこの職の仕事をなし、この職の仕事に必要な貨物を買はんとする者があれば、町奉行又はその代理の前にてこの職の規則を善く正しく遵奉すべしと誓約する以前には、男女何れを問はず如何なる者もその者に如何なる物をも商ってはならぬ。

13 又次の如く定めた。買った商人が欺かれる事あるべき珊瑚の偽造品の販売を発見された場合、その品は没收、焼却され、販売し、販売せんとした者は国王には五スウの贖金、宣誓者にはその労苦の故に二スウを支払はねばならぬ。

14 而してこれ等の条文の何れかを無視して違背し又は違背せしめた者は、国王に贖金五スウ、宣誓者に二スウを支払はねばならぬ。

15 以上の如く定めたる掟を遵奉する事を本奉行職の前にて宣誓せる者左の如くである。念珠屋ロペール、ギヨ

ーム・ド・ルルサン、蘇格蘭人デルベール、蘇格蘭人アダム、チャンノ、ゴーチエ、ギョーム、その兄弟ロベール、ニコラ・チャンノ、チャン、その兄弟ロラン、チャンノ、チャン・ボーデ等の念珠屋、チャン・ド・ルルサン、女念珠屋チヌビエーヴ、蘇格蘭の女セチール、蘇格蘭人アダムの婿シモン、網職ビエール、モンマルトルのチャン、モンマルトルのチャンノ、ピカルチー人トマ。

16 尙且つ念珠職達は職の監督者として念珠屋ロベール、ギョーム・ルルサンの兩名を選んだ。この兩名は念珠職一同の請願に基き、本奉行職の意志に適ふ間、宣誓してこの事務を行はしむ。

17 尙又、この掟を遵奉することを宣誓せる者左の如し。チャン・ド・クラーン、ギョーム・ナケ、念珠屋アダム・ギョームルーヴエ、速足チャン、英蘭人ロビネ、デレ・ブルジョア、ナルボンヌのトマの女房エムリーン、ノヤンテルのギョ。

巴里生れの、貝殻屋アダムと念珠屋ロベール²⁾

第廿八篇 訳者註

念珠屋の章程の形式は特異である。先ずこの章程を業者一同で定めた旨を規定し、第十五条に至り、以上の諸条を遵奉する旨を町奉行に宣誓し、全業者の名前を連ねている。

模造珊瑚を作った場合は甘リーヴルという過料に処せられる(第七条)。これは職業法鑑の過料で最高額である。模造品を販売した場合品物を没収されるが、過料は七スウですむ。

(1) この最後の句及びそれより先の「日」という文字は章程編纂後、行間に書き加えられたもので、恐らく同一人の筆跡で

ある。原文は一度修正せられ、更に全部抹消されて、「」内の句と代えられた。

(2) 第十七条は恐らく宣誓者の改選が行われた時に書き加えられたものであるといわれる。

第 卅 篇

水晶細工職天然宝玉加工職に就いて

1 巴里に於て水晶加工職即ち水晶その他あらゆる種類の天然寶玉の加工業者となんとする者は、この職の仕事が出来て、營業に必要な物を持って居ればなり得る。但し以下に述べるこの職の慣行、規則に従って仕事をするを要する。

2 如何なる水晶細工職も、正式の結婚から生れた自分の子供でなければ、徒弟は一名以上採用出来ぬ。

3 徒弟を採用する場合、年期十年、修業金百巴里スウ又は修業金無し of 年期十二年以下の条件では採用出来ない。但し、より多くの修業金、より長期の年期で採用する事は差支えない。

4 徒弟を採用せんとする親方は、少なくとも二名の親方が立会うのでなければ、採用する事は出来ない。又徒弟を採用する毎に親方は徒弟がこの職の仕事に着手する以前に、寶玉加工業の講中に五スウを支払はねばならぬ。なお徒弟も亦、修業を積んで親方の許を離れてから、この職業に従事する以前、上記の講中に五スウを納めねばならぬ。

5 親方に代償を与えて年期を短縮せる、又は親方から年期満了前に親方の許を立去る許可を得たる徒弟の如何

なる者も、十年の年期が完全に果されぬ中は、徒弟を採用することは許されぬ。

この職の親方達には、年期を果さぬ内は仕事を他人に教える程の腕になって居ると考えられないのである。

6 又親方が聖地に巡礼に行くか、重病になるか、全然廃業するかの場合以外には、徒弟は代償による年期短縮は出来ぬし、親方は他人に徒弟を譲る事が出来ぬ。而して徒弟は少なくとも十年修業するを要する。

7 徒弟を採用した親方は、徒弟が死亡するか、永久にこの職との関係を断つ場合の外、徒弟の年期十年が経過する以前には他の徒弟を採用出来ぬ。

8 夫の死後この職の營業をなす未亡人は徒弟を採用出来ぬ。何となればこの職の親方達には女には徒弟を仕込んで一人前の親方に仕上げる程の腕があり得ようとは思はれないからである。蓋しこの職の仕事は非常に六ヶ敷いのである。

9 如何なる者も夜間及び一般市民の祝う祭日にはこの職に属する仕事をしてはならぬ。

10 上に掲げた条文の何れかに違反する者は誰も、発覚する度毎に、国王に十巴里スウの贖金を納めねばならぬ。

11 如何なる者も染色又は塗料によって「色付の」水晶杯の傷を隠してはならぬ。何となればかかる作品は不正であり、破壊し粉碎さるべきであり、製作者は町奉行の意志と判断によって国王に償ひをなすべきであるから。

12 この職には三名の宣誓者がある。町奉行が適宜に任免する。宣誓者は、力の及ぶ限りこの職を善く正しく監督し、職の中に規則違反のあるのを発見すれば、可及速的に必ず之を町奉行又はその代理に届出すべしと聖者にかけて宣誓する。

13 前述の贖金の中三名の宣誓者は十スウ毎に、その苦勞・骨折、その失費の故に、二巴里スウを町奉行の手より賜はるのである。

14 水晶細工職は人頭税及び巴里の町人が国王に対し負担するその他の賦課税を負担する。但し、夜警は以前は全然支払はなかった。しかるに国王が十字軍に行かれてより支払はされて居るのは遺憾と言わざるを得ない。水晶細工職達には夜警は支払う義務が無いと考えられる。何となれば、彼等の職は特免職であるから。売買する物に税を納める義務がないから。如何なる領地に於てもこの職に属する物には通行料も取引税もかからない。何となればこの職業は教会と身分の高い方々だけにお仕え申し上げるものであるから。

15 国王の命によりこの職を監督する三名の宣誓者は職を監督する事により国王に対してなす奉仕により全然夜警の義務がない。六十才を超える者も同前、妻が産褥にある者も、その期間は同前。但し、国王の命により夜警を宰る者に、その事実を届出ねばならぬ。

千二百四十と十三年宣誓者とせらる。ロラン・クレールと……ド・ヘイ……。而して宣誓せり。

同前、千三百四年五旬節の前の木曜日、寶石屋のギョーム。

三百六年聖ドニ祭後の金曜日任命せられた宣誓者、寶石屋のユীগ、寶石屋のサンソン。

第卅篇 訳者註

(1) 第十四条の夜警の義務に對する抗議は特免職について面白い定義を與えているといえよう。

第 三 篇

金銀線製造工に就いて

1 巴里にて金銀箔工たらんとする者は誰でも、免許料なしでそれになり得る。但し、良く正しい製品を作るを要する。

2 巴里の金銀箔工は誰でも職人・徒弟を何名置くも自由である。

3 如何なる金銀箔工も一般市民の祝う祭日にも夜分にも仕事が出来ない。何となれば夜の照明は善く正しくこの職の仕事をなすに充分でないから。

4 この職の如何なる者も労働者又は職人を、その者が善く正しくこの職の規則を守り、仕事をなすべしと誓約する迄は、使用してはならぬ。而してこの誓約は少なくとも二名のこの職の者の前でなされねばならぬ。又聖者の遺骨にかけて、この職の如何なる事柄にでも違反した者があるのを知れば、この職を監督する人々に出来る丈け速に必ず訴え出すべしと誓約しなければならぬ。

5 この職には国王の命により宣誓した二名の宣誓者が居り、町奉行が適宜に任免する。宣誓者は力の及ぶ限り善く正しくこの職を監督し、そこにて犯されたる規則違反を知れば尽く、出来る丈け速に町奉行又はその代理に必ず訴え申すべしと聖者の遺骨にかけて宣誓する。

6 以上の条文の何れかに違反する者があれば、発覚する度毎に、五巴リスウの贖金を国王に納めねばならぬ。

この五スウの内、二名の宣誓者の贖金取立ての費用、失費として十二ドニエを町奉行の手から受けるであらう。

7 この職の親方達の曰く。フィリップ王の御世には彼等は全然夜警をせず、今上の御世となっても、夜警を致すのはここ廿年以來であり、彼等の意見としてはこれは不正・不当である。何となれば彼等の製品は教会、身分高き方々のみに属するものであり、且つ彼等の職はかかる義務を免除されて居る金銀細工業者の団体の一構成分子であるから、彼等の職は当然夜警、營業稅、取引稅、通行稅を免除さるべきものであるから。事情此の如くであり、事實、この職には夜警に罷り出るにも僅か六名の親方が居るに過ぎず。巴里の夜警にさして人数を加える事は出来ないのであるから。祖父王フィリップ王の時代の仕来りの如く、彼等の夜警を免除せられん事を今上の寛仁大度に対し懇願し奉る。少なくとも、二名の宣誓者だけは職を監督する勞苦に対し夜警を免除し賜らん事を伏して願ひ奉る。

8 巴里の金銀箔製造業者は人頭稅、その他巴里の町人が負担する賦課租を負担する。

第卅三篇 訳者註

金銀細工は金銀を打って薄板又は箔となす職業である。この職業では職人の雇入れが面倒で、少なくとも二名の業者立会の下に宣誓せしめる迄、雇入れてはならない(第四條)。

第七條の規定は本書巴里職業法鑑編纂の年を考えると非常に重要である。これも夜警の義務に対する抗議であるが、彼等の言によるとこの職業は金銀細工業者団体のメンバーであるから当然夜警は免除さるべきであるのにここ廿年来強制されている。第卅篇水晶細工職の第十四條ではこの義務をルイ九世の十字軍出征以來としているので、聖ルイの第一回十字軍出征が一二四八年であるとするに廿年を加えた一二六八年が職業法鑑の作られた年ということになる。

この職の親方の数は僅かに六名（第七条）であるのに宣誓者を二名置いている（第五条）。

第 卅 五 篇

大紡錘の絹紡績女工に就いて

1 巴里にて大なる紡錘による絹の紡績女工、即ち繰り、紡ぎ、重ね、綯合す女工とならんとする者は誰でも、免許料無しでそれになり得る。但し次に述べる如きこの職の慣行、規則に従って仕事をしなければならぬ。

2 大紡錘の絹紡績女工は誰れでも、自分の子供又は夫の子供にして正式の結婚による者の外には、三名を限り女徒弟を採用し得るに過ぎない。而して、徒弟は年期七年、修業金廿巴里スウ、又は修業金無しの年期八年以下では採用出来ない。修業金を更に多く取っても年期を更に延しても、それが出来るなら、差支えない。

3 大紡錘の絹紡績女工は誰でも、一般市民の祝ふ祭日にも、肉食日の土曜にも、ノートルダム寺の晩禱の鐘が鳴って以後又四旬節には聖マルタン・デ・シャン寺のオーモーン祭式の鐘が鳴って以後は仕事が出来ない。一般市民の祝う祭日と、懺悔火曜日から聖ルミ祭迄は日中でなければ仕事が出来ぬ。然し、聖ルミ祭から懺悔火曜日迄は自由に夜業が出来る。

4 この職の如何なる者も、徒弟又は女職人を、彼等が雇はれて居る或は雇傭契約をして居る女親方に対する、契約遂行以前に、雇入れてはならない。

5 この職の如何なる者も徒弟を採用した場合には、死亡するか永久にこの職を離れるかの場合を除き、その徒

弟がどうなっても、七年の年期が済む迄は、他の徒弟を採用する事は出来ない。

6 徒弟が前述の七年の年期を果す以前に代償によって年期を短縮して貰った場合にも、七年間この職の仕事をしない内は、自ら徒弟を採用してはならない。

7 徒弟を他人に譲る者があれば、その者は国王の命によりこの職を守る(男の)宣誓者に六ドニエを納めねばならぬ。又譲り受けた者も同様六ドニエを納めねばならぬ。而して徒弟契約は二名の宣誓者の前でなされねばならない。この六ドニエはこの職の監督料として宣誓者が取るのである。

8 巴里外の女工が巴里に來ってこの職の仕事をなさんと欲すれば、少くもこの職を監督する二名の宣誓者の前で、この職の仕事を善く正しく行い、慣行・規則を遵奉すると誓約しなければならぬ。

9 この職の者が第三者から仕事を頼まれて絹を預り、しかもその絹を担保に入れ、絹の持主が訴へ出た場合、担保に入れた者は国王に五スウの贖金を納めねばならぬと命令せられた。「又絹を預主に返還し又完全に損害を賠償せぬ間はこの者に何等の仕事も託してはならぬし、この者は巴里及び町奉行支配下で仕事をしてはならない。」

ギョーム・ドランスの訴えにより町奉行ピエール・ル・チュメルがかく改めたものである。」

10 如何なる女工も他人から預った絹を自己の店舗以外に紡績させにやってはならない。

11 この職には国王の命により宣誓せる二名の(男の)宣誓者が居り、町奉行が適宜任免する。宣誓者は町奉行の前で聖者の遺骨にかけて、力の及ぶ限りこの職を善く正しく守り、この職に於て規則違反の行はれたるを知れば尽く出来る丈速に必ず町奉行又はその代理に訴え申すべしと宣誓する。

12 以上の事柄の何れに違反する者も、その度毎に、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。この五スウの中、宣誓者は贖金を取立てる失費・立替に対し十二スウを賜はる。又宣誓者は国王の命によりこの職を監督する労苦に對し夜警を免除される。

第卅五篇・第卅六篇 訳者註

絹紡績は婦人の職業である。使用する紡錘の大小によって二つの組合に分れている。その規則がほぼ同一なので第卅五篇のみを訳出した。

原料は小間物屋メルジュエが外国から買入れ、生のまま、又は染色せるものを女工に託すのであるが、極めて貴重品であったこの委託品は彼女等を誘惑し、之を金貨に担保に入れたり、真綿屑と交換することがしばしば生じたので、かかる行為をなした者を科料で罰した（第九条）が不充分なので、後世の町奉行は預主の損害を完全に賠償せぬ間は營業を停止させ、この禁を破れば晒者にする^ルと定めた。（同前）

この職業には徒弟採用について特別の規定があり、女親方が徒弟を採用する場合、宣誓者と二三名の女親方の立会の下に徒弟契約書が作成され書類は宣誓者の手許に保管される。これについての条文は第卅六篇の第五条第七条にある。

第四十五篇

金屬製燭台工の規則

1 第一。男女如何なる者も、鎔鋳以外には、夜間この職の仕事をする事は出来ない。日の光の見える間に限る。

之に違反せる場合には、親方は自己の分としては五スウ、徒弟の分としては二スウ、職人は自己の分として二スウを納める。而して国王はその三分の二を取り、宣誓者はその苦勞と人件費の代償として三分の一を取る。

2 尙お亦、何人でも不正品を作れば十スウの贖金である。即ち八スウは国王に二スウはこの職の宣誓者に帰する。そしてその製品は製作者から没收され、焼却される。

3 尙お亦、卓子の上に乗せる如何なる銅の燭台も銲接した板金を以て作ってはならぬ又行燈も楔を用いて銲接せるものでなければ、全部一つの材料で作らねばならぬ。これに違えば、前掲の贖金に処せられる。

4 尙お亦、如何なる者も古物を修繕したり、磨いたり、新品として売ったりしてはならぬ。これに違えば製品は没收され上記の贖金を課せられる。

5 尙お亦、自己の店で鑄造した物を除き、如何なる者も如何なる小器具をも修繕してはならぬ。之に違えば上記の贖金に処せられる。

6 尙お亦、如何なる者もこの職の仕事場以外の場所へ仕事に行つてはならぬ。但し、町人の自家用の品を作り、にその者の家に行く場合は之を除く。これに違えば上記の贖金に処せられる。

7 尙お亦、如何なる者も聖メリー寺の晩禱の最初の鐘が鳴つて後は使徒の祭日及び土曜日には仕事が出来ない。これに違えば贖金に処せられる。

8 尙お亦、巴里の外から來つた如何なる品も磨き直してはならぬ。これに違えば上記の贖金に処せられる。第

この章程は十四世紀に書かれたものである。

第四十七篇

大工職

これは巴里の町奉行所管轄区域にあって大工職に属する木工諸職の規則にして内匠頭フーク・ジュ・タンブルと先任者達が過去に於て慣行とし維持し来れるものである。即ち大工職は、大工櫃工・扉造り・桶職・車大工・屋根師及び木材に道具を以て加工するその他あらゆる職人よりなる。

1 第一、内匠頭フーク・ジュ・タンブルの曰く、畏くも大工職の免許権ならびに支配権を賜はった時、彼はこれ等諸職の親方達をして左の件を誓約せしめた。土曜日にはノートルダム寺院の釣鐘が九時課を告げて後、又は扉造りが戸締の爲めの扉又は窓を売り終えた後は、その儘に放置出来ぬ木組に支柱を当がう以外には仕事は出来ぬ。

2 尙又、この職の如何なる者も四年以下の年期中で徒弟を採用し得ない。又最初の一年間は、夕方迄の食費としての六ドニエを除いては、徒弟の労働に対して日給を請求するを得ない。又自分の子或は甥又は正式の結婚により生れた妻の子を除いては、一名以上の徒弟を採用する事も、最初の徒弟の年期の最終の一年間以前に他の徒弟を採用する事も出来ない。

3 尙又、櫃工も扉造りも、その誓約にかけて、木材又は鉄の楔の付いて居らぬ揚戸、扉、窓を作ってはならぬ。これに違背せるを発見された者は、国王に十スウ、内匠頭に十スウ都合廿スウの贖金を納めねばならぬ。

4 尙又、間隙を密着させる場合の外は山毛櫓の挽き割った板を使用して櫃を作ってはならぬ。これに違反する者あらば、製品は焼却され上記の贖金を納めさせられる。

5 尙又、大工も櫃工・扉作りも、国王・王妃・王族又は巴里司教の仕事を除き、夜業をしてはならぬ。違犯を発見されれば如何なる者も、国王に十スウ、内匠頭と内匠頭によりこの職の中に置かれる監督者に十スウ、都合廿スウを納めねばならぬ。

6 尙又、内匠頭フーク又はその代理が、土曜日にノートルダム寺院の釣鐘が九時課を告げて後仕事をする大工・櫃工・扉作り等を発見すれば、十二ドニエの贖金に処し、又は違反者が仕事に用いている道具を取上げることが出来る。

7 尙又、内匠頭フークは車大工をして、車大工自身が若し荷車挽きであったなら自分の車にかかる品を用いて欲しいと思う程立派な車軸に非ざれば車に付けないと誓約せしめた。

8 又、内匠頭フークの時代にもその先任者の時代にも、切断する道具を用いるあらゆる種類の職人即ち桶職・荷足船工・船大工・旋盤木工・屋根職及びその他大工職に属するあらゆる種類の職人は内匠頭の裁判権に服する定めである。而して上掲諸職の職人の如何なる者も内匠頭フークの前に出頭を命ぜられ、缺席すれば、缺席に対し四ドニエを納める定めとなって居た。又内匠頭フークは各職に一名づつ、その職の監督者を任意に定め、上に述べたる所に従い、各職に於ける規則違反を、報告せしめる慣しであった。内匠頭フークはその俸給として又、職業の取締に対し毎日町奉行所に於て十八ドニエを賜はり、又万聖節には百スウの衣服を賜はる。

大工職監督の爲め宣誓せる者左の如し。

ピエール・ラ・ローヴル

ピエール・ジュ・パルヴィ

ジャン・ル、メートル

グランダン

何れも樞工

第四十七篇 訳者註

大工職とは「木材に道具を以て加工するあらゆる職業、即ち「大工・樞工・扉造り・桶職・車大工・屋根師」等である。
シャルパンチエ

(第一条)

これ等諸職を支配する者は国王シャルパンチエの建築師であり、彼は優れた建築技師であると同時に、普しん奉行であり、国王の売買する不動産の評価等の任務を与えられた役人である。

大工職は尽くこの普しん奉行の裁判権に服する。裁判に出頭を命ぜられて欠席すれば四ドニエ(一日分の食費)を納めねばならぬ。彼は大工職各業に夫々一名の監督を任命できる。この技師にして奉行である不思議な存在はその職柄に対し毎日町奉行所より十八ドニエを与えられ、又万聖節には百スウの御仕着リグせを国王より賜はる(第八条)。国王のお仕着リグせは旦那が出入りの職人に与える印バンテンとは違い、朝臣に賜るものであり、国王の建築師は職人でありながら貴族に準ずる取扱いをうけてい

るのである。

第四十八篇

石匠・石切り・壁塗・漆食作りに就いて

1 巴里にて石匠たらんと欲する者はそれになり得る。但しその職の仕事に通じ且つ次に掲ぐるこの職の慣行、規則に従って仕事をなすを要する。

2 この職の如何なる者も一名以上徒弟を採用出来ぬ。又六年以下の年期で採用する事も出来ぬ。しかしより以上の年期で又修業金が取れば、それを取って、採用する事は勝手である。六年以下の年期で採用すれば、専ら正式の結婚から生れた自分の倅でない限り、聖ブレーズの御堂に廿スウの贖金を納めねばならぬ。

3 石匠は徒弟が五年修業すれば、その徒弟の年期が何年であっても直ちに別の徒弟を採用し得る。

4 聖寿万歳を祝ひ奉る国王は石匠の支配権を、聖慮に適う間を限り左官頭ギョーム・ド・サン・パチュに賜はった。左官頭ギョームは巴里の王宮にて、この職の監督が聖慮に適う限りは、貧者の為めにも富者の為めと同じく、弱者の為めにも強者の為めと等しく、力の及ぶ限り善く正しくこの職を守護し奉るべしと宣誓申し上げたのである。尚、次にこの左官頭ギョームはシャトレに於て町奉行の前に於て同じ形式の宣誓をしたのである。

5 壁塗工・漆食作りは、あらゆる事柄に於て石匠と同一条件、同一の規制の下に置かれる。

6 国王の命により巴里の石材建築師・壁塗・漆食作りの職を監督する左官頭は先に述べたる所と同じく二名を

限って徒弟を採用し得る。それ以上の徒弟を採用すれば、先に述べる通りの贖金を課せられる。

7 石匠・壁塗・漆食作りは手伝職人を何名採用するも自由である。但しそれ等の者の何れにもこの職の秘伝を少しも洩らさぬ事を要する。

8 すべての石匠・壁塗・漆食作りは聖者の遺骨にかけて、各々自己に関する限り善く正しくこの職の規則を遵奉しこの職の仕事を行ひ、且つ、この職の慣行規則に違反する者あるを知れば、その度毎に、誓約に基いて、左官頭に訴え申すべしと誓約しなければならぬ。

9 徒弟が年期を勤め上げた場合には、親方は左官頭の前に来て、その徒弟が善く正しく年期を勤め上げた事を証言しなければならぬ。その時左官頭は徒弟をして聖者の遺骨にかけて善く正しくこの職の慣行規則を遵奉すべしと誓約せしめなければならぬ。

10 桶弧・階段・道路に面した扉を仕上げる場合を除き上記諸職の如何なる者も土曜日には、肉食日であればノートルダム寺院の九時課の鐘が鳴った後、四旬節ならば晩禱の讃歌がノートルダムで歌はれた後には仕事をしてはならぬ。若し、上に列挙した仕事又は止むを得ざる場合を除き、上述の時刻過ぎに仕事をした者があれば、左官頭に四ドニエの贖金を納めねばならぬ。又左官頭は贖金の代りとして違反者の道具を取り上げる事も出来る。

11 壁塗と漆食作りは左官頭の裁判権の下にある。

12 漆食作りが仕事をする為め漆食を誰かの家に送った場合、その漆食の送られた人の為めに仕事をする石匠は誓約に基き漆食の秤量が良く正しいか否かに注意しなければならぬ。若し秤量に疑いがあれば、その漆食を秤量し

又は目の前で秤量せしめねばならぬ。そして石匠がその漆量に不正ありと認めた場合は、漆食作りは、聖ブレースの御堂に二スウ、左官頭に二スウ、漆食を秤量した者に十二ドニエ、都合五スウの贖金を支払はねばならぬ。又、かかる不正な漆食を受取った者は秤量し直した驢馬一駄の漆食の重量と同じ重量を他の荷にもつものと看做して代金を値引きする事が出来る。但し、一袋だけの場合には秤量してはならぬ。

13 如何なる者も国王の命令によりこの職を監督する左官頭に五巴里スウ納めなければ、巴里の漆食作りとなり得ない。而して五スウを納めたならば、聖者の遺骨にかけて、漆食には何も混合せず、又決して秤量を胡麻化さぬと誓約しなければならぬ。

14 漆食作りがその漆食に入れてはならぬ物を交ぜれば、発見される度毎に、左官頭に五スウの過料金を納めねばならぬ。又、漆食作りが混合の常習者で改めも後悔もしないならば、左官頭は彼に営業を停止し得る。しかるに尙も仕事を止めやうとせぬ場合には、左官頭はその者を町奉行に訴えなければならぬ。さうすれば町奉行はその漆食作りにその職を誓約の上放棄せしめる。

15 壁塗師は左官頭及びこの職の他の親方衆の前で、よい石灰石^{チャップル}以外の物では石粉塗料を作らずと誓約しなければならぬ。若し他の石でモルタルを作り、又は紛碎されたのでなく石切りの場合に出来た屑石灰石を用いれば、左官頭に四ドニエの過料金を納めねばならぬ。

16 壁塗は七年以下の年期と百スウ以下の修業金では徒弟を採用出来ぬ。

17 左官頭は、聖慮に適う間は、これ第の諸職に於ける規則違反、流血に及ばざる殴打事件、財貨に関する訴訟

を除く訴訟等、石材建築師・漆食作り・壁塗師・その手伝い・徒弟に対する下級裁判権を行使し、贖金を課する。

18 諸職の者にして左官頭の前に召喚せられ、闕席すれば、左官頭に四ドニエの過料金を納めねばならぬ。召喚に応じて出頭し判決に服すれば、供託金を置かねばならぬ。而して八日以内に命ぜられた贖金・賠償金その他の金を支払はねば、左官頭に四ドニエを納めねばならぬ。又若し科を否認してしかも科があれば、同じく四ドニエを納めねばならぬ。

19 左官頭は一件の訴訟には一つ以上の贖金を課するを得ない。又若し贖金を納める者が命令に服せんと罰金を納めんともしない程無法で、愚かであるならば、左官頭は彼に営業を停止する事が出来る。

20 左官頭の命令により営業を停止された者が営業停止後も仕事を続けるならば、左官頭はその者の仕事道具を取り上げ、贖金を納める迄、手許に置く事が出来る。若し又、その者が暴力により抵抗すれば、左官頭は町奉行にその旨を訴え町奉行はその者の力を取拉ぐ筈である。

21 石匠及び漆食作りは夜警・人頭税及び他の巴里町人が国王に対し負担する賦課税を負担する。

22 壁塗師は夜警を免除される。又石切工も皆夜警を免除される。これはシャルル・マルテルの世以来の古式なりと、この職の親方達は父祖代々聞き伝えて居る。

23 左官頭は王有職を監督する奉仕に対し夜警を免除される。

24 六十才を超える者は夜警を免除される。妻が産褥にある者もその期間は同前。但し、国王の名に於て夜警を率る者にその旨を届出るを要する。

耶蘇紀元千三百十二年、降誕祭の後の火曜日、ルノー・ル・ブルトン親方に代りP・ド・ポントワーズガ国王の命令によりこの職の宣誓者となる。

第四十八篇 訳者註

石匠と大工とは等しく聖ブレーズを守本尊とする講中に属する。その章程も大工のそれと同じ特質を有し、この職に属する石匠・石切り・漆食作り・壁塗り等の諸職は王室左官頭の支配に属し、その下級裁判権に服する(第四条・十七条)。但しその処分に対して力を以て抵抗する者があれば町奉行に「その者の力を取拉い」でもらはねばならない(第十九条・廿条)。親方たちは互に監視し合う義務(第八条)のほかに、人手伝い職に職業の秘伝を少しも洩らさぬことを要する(第七条)。

これ等諸職業には古来より色々の口伝があつたらしく(フリーメイソンの伝説は建築業のそれに由来する)、壁塗師・石切工が夜簪を免除される理由として「これはシャルマルテルの世以来の古式である」(第廿二条)と大真面目に述べているのは面白い。鎚マルテと石切り、これはしかし落語ではない。

第五十篇

毛織物工に就いて

1 如何なる者も、王有職の免許税を納めなければ巴里の毛織物工となれぬ。而して免許は国王の名に於て、国王より徴税を請負つたる者が、随意に、ある者には高く他の者には安く与えるのである。

2 如何なる毛織物工もその他の者も、自らこの職の仕事をなし得て、親方の倅であるに非れば、巴里町奉行管

轄内で毛織物の親方となるを得ない。

3 巴里の如何なる毛織物工も広い織機二台と狭い織機一台を使用し得る。しかし自己の店舗以外には、業者以外の者と同じ条件でなければ一台も持ち得ない。

4 毛織物の親方の倅は各々、父或は母の膝下にある間は、即ち独身或は未婚である限り、自らこの職の仕事が出来れば、父親の店舗の中に広い織機二台、狭い織機一台を使用し得る。且つ、この状態にある限り、夜警その他の賦課税を負担する義務無く、又王有職の免許を受ける義務も無い。

5 各毛織物工はその店舗中に兄弟を一名と甥を一名を置いてよい。而して彼等が自らこの職の仕事が出来れば、その各人に対し広い織機二台・狭い織機一台を店舗に備える事が出来る。しかし彼等がこの職の仕事を止めるや否や親方は彼等の織機を店に保存する事は出来ない。又、兄弟・甥は、彼等の兄弟又は叔父に当る親方の後見の下にある限り夜警に出たり人頭税を納める義務はない。

6 毛織物の親方は、倅達や兄弟の一人や甥の一人を口実として、自己の店舗外に上述の織機を持つ事は出来ぬ。

7 如何なる毛織物工も正式の結婚による自分の倅達、或は正式の結婚により生れた兄弟・甥の外には何人に対しても上述の織機を備える事は出来ない。かくて、妻の倅や妻の兄弟・甥に対しては、彼等が自分の倅・自分の兄弟でなければ織機を備え得ず、又、自分の倅・父又は母による自分の兄弟、正式の結婚による兄弟又は姉妹の息子以外何人に対しても織機を具える事は出来ないのである。

8 各毛織物工は一名を限って徒弟を自己の店舗に置く事が出来る。しかし、年期四年に修業金四リーヴル、又

は年期五年に修業金六十巴里スウ、或は年期六年に修業金廿スウ或は修業金なしの年期七年以下の条件では採用する事は出来ぬ。

9 毛織物の親方はより長い年期、より多い修業金で徒弟を採用する事は出来るが、より低い条件では採用出来ぬ。

10 徒弟は、親方の許しがあれば、代償によって年期を短縮して貰える。しかし四年は修業を済して居なければならぬ。然し親方は徒弟を他人に譲る事も、四年の間年期を勤めぬ中に、見放す事も、他の徒弟を採用する事も出来ぬ。たとえ、徒弟が逃亡しようが、結婚しようが、聖地の巡礼に行かうが。

11 毛織物の親方は、徒弟が勤むべき四年の年期が続く間は、その徒弟が死ぬか誓約して永久にこの職と関係を断つに非れば、他の徒弟を採用出来ぬ。然し徒弟が死亡し又は永久にこの職と関係を絶てば直ちに他の徒弟を一名限り、上に述べた方法に於て、採用し得る。

12 徒弟が無分別又は若気の至りで親方の手許より逃亡した場合、この職に復帰して元の親方が手離したくないと言えばその親方の許へ、さもなければ他の親方の許へ行く以前に自己の過失によって親方にかけた支出・損害の全額を返却・賠償しなければならぬ。

13 親方の落度によって徒弟が逃亡した場合は、徒弟又はその友人は毛織物工の統領の許に行き、その事実を証明すべきである。しかる時は、毛織物工の統領はその徒弟の親方に出頭を命じ、彼を譴責し、二週間以内に衣服・履物・飲食等あらゆる点に於て、その徒弟を親方の息子同等に待遇せよと命すべきである。親方が命ぜられた通り

に行はぬ場合、統領はその徒弟には他の親方を世話してやるべきである。

14 徒弟の親方が毛織物工の統領の命令通りに行はぬ場合、統領は徒弟をその親方から取り戻し、彼によいと思はれる他の場所に世話し、且つその徒弟が既に賃銀を稼ぐ力があれば、賃銀を与えしめるべきである。又若し徒弟になお賃銀を稼ぐ力がない場合には、統領はこの職の一同の中から徒弟の為に親方を探して、徒弟の入費を呈供してやるべきである。

15 徒弟が親方の落度によって徒弟となった最初の一年の四分の一以内に親方の許を立去った場合、親方は彼に修業金の四分の三を返済する。半年以内に立去った場合は、半額を返済する。一年があと三分の一しか残らぬ時立去れば、親方は修業金の三分の一しか返済せぬ。一年間親方の許に居て、その後親方の落度により立去れば、親方は一文も返済する義務は無い。何となれば最初の一年は徒弟は一文も稼がない。しかるに四リーヴル或は百スウの金を親方が徒弟から受取ったにせよ、徒弟が親方の家にある間にそれだけの入費はかけさせたであらうから。

16 親方の落度により逃亡した徒弟に対し、親方が貧乏なため上に述べた方法で修業金の全部又は一部を返済する事が出来ぬが、死亡するか又は逃走するかした場合、この職の統領はその徒弟の為にこの職一同の者の中からその就くべき親方を充分に探し求めるべきである。何となれば毛織物工の職に於ては何人と雖も統領及び四名の宣誓者の中少なくとも二名と相談するに非れば徒弟を採用し得ずと定めてあるからである。

17 統領と二名或は三名或は四名の宣誓者が、徒弟の採用に立会う場合、親方が果して徒弟を採用するだけの資力と手腕を持って居るかを調査しなければならぬ。而して若し統領と宣誓者が徒弟を採用する親方に徒弟を採用し

て養う丈けの資格ありと認めない場合は、徒弟が時間を、又徒弟の父親が金を空費せぬよう、徒弟契約を遂行するに充分にして確實な保証金を取って置く事が出来る。

18 如何なる毛織物工も、一定の幅に二千二百本の羊毛を用いなければ、濃褐色の厚生地を作ってはならぬ。

19 巴里の毛織物工は誰でも大青を除くすべての色を以て自己の店舗で染色する事が出来る。大青は二軒の店のみで染色し得る。何となれば、神様の赦罪あれと祈り奉るブランシユ王妃は毛織物職は染色と毛織の仕事をし得る二軒の店舗を持ち得る事、それは無償なること即ちそのために染物業者に何等の補償も義務なき事、及びこの二軒の毛物織工は染色業者の規則、取極めに何等拘束される事なしに染色業者とその職人を雇い入れ得る事を認許し賜うたのである。又同じく、他の毛織物工も大青以外の染色に染色業の職人・親方を雇う事が出来るのである。

20 大青染色を許された毛織物工が死ねば、町奉行は毛織物職の統領と宣誓者の意見を徴して、その代りとして他の毛織物工を一名選ぶべきである。後者は前者が持つて居た大青染色に對する同じ特典を享有する。毛織物の職に於ては二軒を除いて大青染色は出来ぬ。而してこれは先に述べたる如くブランシユ王妃の允許し給うた所である。

21 七カルチエの幅に二千二百本の同一色の羊毛を用いなければ濃褐色の厚生地を織ってはならぬ。生地が七カルチエより狭ければ、製作者は国王と宣誓者に対し五スウの贖金を納めねばならぬ。この五スウの中、国王は二スウ六ドニエ、宣誓者はその苦勞の故に二スウ六ドニエを取る。又千二百本以下の毛絲で織れば五スウの贖金を納める。又若し誰かが幅も七カルチエ以下毛絲の数も二千二百本以下の毛織物を作れば、十スウの贖金を課せられ、その半額は国王、その半額は監督の爲めに何度も無駄にした日数の代償として宣誓者が取る。何となれば宣誓者は監督

に際をつぶしても必ずしも贖金が得られる訳ではないから。

22 如何なる毛織物工も、巴里ではナイーフで幅七カルチエに毛絲數二千本以下では褐色又は白色のカムラン地を織る事は出来ない。若し生地が二千本以下の毛絲で出来て居れば、五スウの贖金を課せられる。幅が七カルチエ以下であれば、五スウの贖金。幅も足りず毛絲數も足りなければ十スウの贖金である。以上の贖金の半額は国王が納め、他の半額は統領と宣誓者がその労苦の代償として納める。

23 如何なる巴里の毛織物工も、ナイーフに非ずして、同一色の毛絲千六百本「以下又幅は七カリチエ、張布架にかけて後五カルチエ以下」で、同一色の毛織物を作れば、上述の贖金を課せられる。

24 如何なる毛織物工も巴里では、同一色の毛絲千六百本、幅七カルチエ以下で、ナイーフのカムラン地、ナイーフの縞柄地を織れば、上記の贖金を課せられる。

25 巴里に於ては経も緯も全く同一の強度の毛織物をナイーフ羅紗と称する。

26 すべて羊毛は、如何なる生地にも用いられても、少なくとも幅七カルチエにならねば、上記の贖金を課せられる。

27 毛織物工は、如何なる毛織物を織るにも、縦横とも廿箴分以上の空間を残してはならぬ。廿箴分以上の空間が残れば、廿箴を超える空間がどれ丈けあるうとも、一箴毎に十二ドニエの贖金を納めねばならぬ。

而して贖金の中、国王は半額、統領と宣誓者はその空費する日数と苦勞に対し他の半額を受取る。

28 或る製品が出来損って、緯絲が切れ、製品の持主がその事実を統領と宣誓者に告げた場合、統領と宣誓者は

適當と考える所に従つて彼に廿箴以上の空地を置いて織る許可を与える事がある。

29 如何なる者も巴里に於ては鍋墨色に染つた毛絲や麻絲は、更に上から他の色で染めて無い限り、使用する事は出来ぬ。又黄色リトマス色素で染めた白絲を用いてはならぬ。又菖蒲色の毛織物の經絲とするのでなければ、菖蒲色の毛絲を經絲として用いても、染色してもならぬ。これに違ふ者は、毛織物工であるが無かるうが、五スウの贖金を課せられ、その半額は国王に、他は統領と宣誓者の手に入る。

30 梳いたベルシャ青の緯絲、梳いた暗色の緯絲、梳いた青色の緯絲は同一の緯絲即ち、同一の色の毛絲に染めて梳いた經絲とでなければ織る事は出来ぬ。若し自己の衣服として以外にかかる物を作れば、廿スウの贖金を課せられる。自己又は妻又は家屬の衣服として作るか、或は染直しにやるのでなければ、上記の廿スウを納めた上、統領と宣誓者の前で、聖者の遺骨にかけて、相手から問われなくとも上述の欠点を申さずにはこの生地を何人にも売らぬと誓約しなければならぬ。なお若し、この生地を売り誓約に違つて欠点を買手に言われない場合は、統領と宣誓者は町奉行に訴え、町奉行はその正しいと思う所に従い彼を罰する筈である。上記の廿スウの中、国王は半額、統領と宣誓者はその労苦の代償として他の半額を收める。

31 如何なる者も小羊の毛を羊毛と交ぜて毛織物を作つてはならぬ、これに違えば、生地一枚毎に十スウの贖金を課せられる。半額は国王、他の半額は統領と宣誓者がその労苦の代償として收める。

32 すべて毛織物は端も真中も均等に良い質の毛絲で出来て居らねばならぬ。さうでない場合には、かかる品の持主は如何なる職に屬して居ようと、毛織物一枚につき五スウの贖金を課せられる。半額は国王、他の半額は統領

と宣誓者がその労苦の代償として收める。

33 如何なる者も肩を怒らした羅紗即ち、經絲が布の中央では端と比べてまばらな毛織物を持っていてはならぬ
統領及び宣誓者が張布架に於てであろうとその他の場所であろうとかかる毛織物を発見すれば、持主は甘スウの贖金を課せられる。その半額は国王、他の半額は統領と宣誓者が收める。

34 統領と宣誓者はかかる肩の怒った毛織物を発見した場合には町奉行所へ持って行かせねばならぬ。而して此処に於て毛織物は一枚五オーンの長さで五枚（若しそれだけの長さがあれば）に断たれねばならぬ。それから統領と宣誓者は、町奉行の指揮に従ひ、甘スウの贖金を納めさして、羅紗の持主にこの切地を返却する。且つ、統領と宣誓者は上記の切地の持主から如何なる方法によつてもこの五枚の切地をつながない、又、織物地の中の欠点を買手に告げずには何人にも売らぬと誓約せしめねばならない。誓約者がそれに背いた場合は、統領と宣誓者は町奉行に訴えねばならぬ。すると町奉行はその好む所に従つて極めて嚴重に彼を処分する筈である。

35 毛織物工も染色工も、羅紗晒工も、何等の協定によつても価格を定めて、これ等の職に注文せんとする人々が出来る筈の安値で注文出来ず、又、これらの職に属する人々自身が希望する安値では仕事が出来ないようにしてはならぬ。若しこれ等の職に属する誰かが已等の職の中に協定を作れば、統領と宣誓者は町奉行にその旨を訴えるべく町奉行はその協定を解き、適当と思う丈の贖金を課する。

36 シャンパーニユの大市に行く如何なる毛織物工も、サン・ドニヤレーニその他の場所の毛を巴里の織物と混ぜて売ってはならぬ。又、サンドニに於ても、巴里の毛織物工が陳列場所を有する巴里常設市場に於ても同様で

ある。これ等の場所で違反が発見されれば、毛織物は沒收せられその土地の裁判権を有する者の物となる。即ち巴里では国王の、サン・ドニでは僧院長の、その他の場所では、その地の権力者の物となる。

37 如何なる毛織物工も自分の店にも同職者の店にも、泥棒・殺人は元より、田舎や自宅に情婦を囲って居る不身持者を寄せつけてはならぬ。若しかかる不身持な使用人が居る事を知ったならば、親方も職人もこの職の統領と宣誓者に訴えるべきであり、統領と宣誓者は町奉行に訴えるべきである。しからは町奉行は恐らく毛織物工の為に巴里の町を浄めて呉れるであろう。しかしその使用人はその無分別を改めない中は、雇って来れる人を見出せぬであらう。

38 巴里の毛織物工は誰でも、毛織物を売る陳列台を市場に持って居れば、陳列台一台毎に毎年国王に五スウの市場税を納めねばならぬ。市場税の納入は四旬節第三週木曜日に二スウ半、聖ルミ祭に二スウ半である。又、土曜日毎に陳列台一台毎に營業税半ドニエ、又聖ラードルの大市には大市が終らぬ中に六スウの櫃税を納めねばならない。しかしこの六スウを納める事により、毛織物工は定期市が続く間は上記の半ドニエの營業税を免除され、又その売買する毛織物の取引税も免除される。又、陳列台の長きは五カルチエを超える事は出来ぬ。以上の外には、陳列台一台につき何名の者が居ろうとも毛織物工は市場税も、櫃税も、陳列台税も納めるに及ばない。

39 如何なる毛織物工もその小売する毛織物には何等の取引税も納める義務が無い。

40 各毛織物工は市場で売る毛織物一枚毎に六ドニエの取引税を納めねばならぬ。又買手も、自己の使用の為に買うのでなければ、同額を納めねばならぬ。

41 各毛織物工は国王の領地に居住すれば週日に自己の店舗で販売する毛織物一枚につき、二ドニエの取引税を納め又買手も自家用以外に買う場合は同額の取引税を納めねばならぬ。但し巴里司教の週には、店舗・市場その他如何なる場所で販売しても、毛織物一枚につき六ドニエを納め、買手も自家用以外の購買には同額の取引税を納める筈ではあるが、この買手の取引税については売手は、気が進まなければ、買手から受取る義務もないし、請求する義務もない。又売手の取引税さえも請求されなければ納めるに及ばない。又、国王の領地以外の土地で行った取引に対し税務吏に申告しなくとも何等の贖金も納めるに及ばない。毛織物工は、週日に店舗で販売する毛織物に対して、その住んでいる土地の慣習により、或る土地では高い或る土地では安い取引税を納めて居るのである。

42 如何なる者も店舗・市場その他如何なる場所で販売しても、又毛織物の色彩・産地がどうであらうとも、売るにしても、買うにしても、毛織物に対する取引税は上に述べた以外には納めない。

43 各毛織物工は巴里市場その他国王の領地内で購入する毛絲の六包毎に一ドニエの取引税を納める。販売する場合も同額である。国王の領地以外で購入する場合には、その土地の習慣に従って取引税を納める。

44 毛織物工以外の男女の者が、毛絲を売ったり買ったりする場合、十八ドニエの金額に対し半ドニエを納めねばならぬが、それ以下の金額には何等の税もかからない。又毛絲の値段がそれ以上どれ丈けであっても、九リーヴルの重量迄は半ドニエ以上の税は掛らない。何となれば毛絲九リーヴルの取引税が半ドニエであるから。又若し毛絲が九リーヴルの重量と更に尙十九ドニエの金額に相当する丈け残って居れば、一ドニエの税がかかる。然し九リーヴルの重量の外には十七ドニエに相当する毛絲が残るに過ぎない場合は、半ドニエを納めれば足りる。此の如く

に、九リーヴル毎に、毛絲の分量に応じて取引税がかかるのである。

45 如何なる毛織物工も製品に不良な羊毛、即ち長い剛い毛絲と羊毛を交ぜてはならぬ。若し交ぜれば、生地の数箇所に明瞭にかかる羊毛が認められる限り、五スウの贖金を課せられる。その半額は国王、他の半額は宣誓者が収める。

46 毛織物の職人は他の出仕事職人即ち大工や石匠が仕事に行く時刻に仕事に出て来ねばならぬ。

47 又この職の如何なる者も日の出の時刻以前に仕事を始めれば親方は十二ドニエ、職人は六ドニエの贖金を課せられる。但し註文期限の切迫した毛織物を仕上げる場合はこの限りでない。この場合には職人は一日を限り時刻前に来る事が出来る。

48 毛織物工の夜警は毛織物工の夜警の番が来る毎に毛織物工の統領が国王に納める卅巴里スウと、夜警を宰る者に、彼等の報酬と小橋・大橋ブリュ・グランドの夜警係の報酬として与える十巴里スウと、且つ、夜警の順番が来る夜毎に呈供する六十名の代人とによって毛織物工の統領及び親方達に属す。

49 毛織物工の統領は相手が誰であろうとも夜警の召集を遠慮してはならぬ。而して夜警の召集の役目に於ては国王の役人である。従つてこの役目を誓約して善く正しく勤めねばならぬ。

50 如何なる毛織物工も六十才を超えれば夜警の義務が無い。又妻が産褥にある者も同前。然しその事実を国王の命により夜警を召集する毛織物工の統領に証明しなければならぬ。

51 毛織物の職人は晩禱の最初の鐘が鳴るや否や、如何なる教区に住んで居ても製品を織るのを止めなければな

らぬ。しかし晩禱の後に製品を折疊むべきである。

52 如何なる毛織物工も、卸売をするにはオーンを単位尺度としなければならぬ。

53 上に掲げたすべての贖金は町奉行又はその代理に支払わるべきである。而して町奉行の手を通じて宣誓者は既に述べた如く半額を受け取るべきである。

四十四年 統領 N・アスラン

宣誓者 チャン・ル・プラトリエ

エルノル・ル・ラ

ドルヴェ……………

千二百四十五年

宣誓者 チャン・ド・ワールプール

リシャル・デ・プーリー

チール・ル・ルクリュ

ギヨーム・ル・ヴィラン

チャン……………

千三百九年夏の聖マルタン祭の前の水曜日

毛織物工の統領に選ばれる。

チャン・ド・ムースチエ

宣誓者 ロベール・ド・コンセニ

チャン・ダングー・ル・デュース

ガース・ル・フラマン

ミシエル・ド・カニ

耶蘇紀元三百十三年夏の聖マルタン祭後の金曜日

毛織物工の親方達の一致推薦により選ばれたる

統領 J・ド・ムースチエ

同じく宣誓者 チャン・ド・ダンマール

J・ダングー

チャン・ド・メイ

ギヨーム・ドリュイーエ

耶蘇紀元千三百十七年七月毛織物工の統領と宣誓者となる。

統領 ギヨーム・ダテンヴィル

宣誓者 ウード・ショーン

ヂヤン・ドルリ

コンラール・アヴァン

チャン・ド・サン・チエルマン

統領

ギヨーム・ダテンヴール

チャン・ド・バニヨレ

.....

アンリ・カレ

ジョルジュ・ダタンヴール

アンリ・ダングー

千三百廿三年夏の聖マルタン祭後の木曜日この職の統領・宣誓者と定めらる。

統領

ギヤール・ド・ムーシ

当日宣誓者となる

ドニーズ・ラ・ギール

デュ・タンプル町

チャン・ドルリ・ル・デューン

ブラン・マンチヨール町

アンリ・カレ

同町

アンリ・ダンジュール

デ・ロジエ町

第五十篇 訳者註

毛織物業は十三世紀には多くの土地において、毛織物商人と毛織物工とに分化されているのに、巴里では未だその分化が行われていない。

かつ、他の如何なる職業よりも大家族主義精神が盛んである。營業は王有職の免許を受けるを要し、全く父子相伝である。
(第二条・第五十四篇第六条) 家長たる親方の指揮の下に一家背属を同一店舗に集めておくために各種便宜が与えられている
(四条・五条)。

この職業は毎年乃至三年毎に選挙される一人の棟梁と四人の宣誓者により管理される。棟梁は「夜警召集の役目については国王の役人である」(第四十九条)即ちこの職業も夜警の義務があるが、一定の金と六十名の代人を納めれば、この義務を免かれ、それに就いて棟梁は国王に対し責を負う(第四十八条)。

又棟梁は徒弟の保護について責任がある。徒弟問題は本章程中、十二条を占め、ギルドにおける徒弟問題を研究するに大切な資料である(第八条より第十九条)。

毛織物業者は毛織物の染色も自ら行い、大青ゲイドの染色のみは業者の中の二軒のみが独占的に行う特典を与えられている(第九条・廿条)。これは染色業者との間に劇しい争の種となっている。

毛織物の販売税を三週に一回国王に代つて巴里司教が取るが、国王が一枚二ドニエ取るに對し、司教が六ドニエ要求するのは坊主丸もうけだとして、ポイコットしようとしている(第四十一条)。

第五十一篇

サラセン絨毯に就いて

1. 巴里のサラセン絨毯工たらんと欲する者は誰でも免許税無しでなれる。但し、次に掲ぐるこの職の慣例規則に従って仕事をなすを要する。

2 如何なるサラセン絨毯工も、正式の結婚により生れた自分の子供と正式の結婚により生れた妻の子供以外には、一名限りより徒弟は採用出来ぬ。

3 如何なる絨毯工も年期八年、修業金百スウ又は、年期十年に修業金は随意に、即ち多くても少なくとも無しでもよいが、それ以下の条件で徒弟を採用出来ぬ。然し、より長い年期、より多い修業金で採用する事は、それが出来れば、差支え無い。

4 徒弟が許可無しに又は許可を得て親方の許を立去った場合、親方は立去った徒弟が勤め上げるべかりし八年の年期が完全に過ぎて仕舞う迄は、他の徒弟を採用してはならぬ。

5 徒弟が代償を払って八年経たぬ中に年期を免除して貰えば、親方はこの八年が経過せぬ中は他の徒弟を採用出来ぬ。

6 徒弟が許可なしに立去れば、親方は一日を限り自己の負担に於てその徒弟を搜索すべきである。

7 如何なる女性もこの職の徒弟になつてはならぬ。この職は女にはむずかし過ぎるから。

8 如何なる者も夜業をしてはならぬ。何となれば夜の照明はこの職の仕事をするには充分で無い。

9 この職の如何なる者も、良い正しい羊毛で絢つてある糸以外を用いて製作してはならぬ。これ以外の糸を交

ぜたならば、その製品は不正品である。

10 如何なる者も、この職の親方の少なくとも両三名に採用の際に、立会って貰うか又は、交渉と契約の記録の際に立会って貰わなければ、徒弟を採用出来ない。又徒弟は徒弟契約が記録されるか又は上述の方式に於て修業条件の交渉がまとまらぬ中は、仕事に手を触れてはならぬ。

11 この職に於ては如何なる者も、前に奉公して居た親方の許を去る迄、良く正しく親方のために働いて居た事を少くも誓言によって保証しない中は、職人又は労働者として働く事は出来ぬ。

12 この職には国王の命により宣誓せる二名の宣誓者がある。その任免は町奉行の自由である。宣誓者は聖者の遺骨にかけて、上に掲げた方式に於てこの職を力の及ぶ限り良く正しく監督し、この職の中に規則違反が生じた事を知れば出来る丈け速に、町奉行又はその代理に届出すべしと宣誓する。

13 この職の諸条文の何れにても違反し、又は規定に反した品を作れば、発見される度毎に十スウの贖金を課せられる。その中五スウは国王に納め、五スウは聖インノサン寺の貧民に与えねばならぬ。

14 この職の監督の爲め任命された二名の宣誓者はその宣誓に基いて、前に述べたる如く善く正しくこの五巴里スウを貧民に分配してやらねばならぬ。

15 国王の命によりこの職を監督する二名の宣誓者は、王有職を国王の爲めに監督するのであるから、夜警を免除される。

16 齢六十才に達する者は勿論、妻が産褥にある者もその期間は、夜警を免除せられる。なお亦、この職の他の

全部の者も夜警の義務の無い慣であった。しかるに毛織物工の統領チャン・ド・シャンポーなる者はこの三年以来絨毯工に夜警をなさしめつつあり。真に無法、不正とこの職の親方は考えるのである。そもそも絨毯業なるものは教会、貴族さては国王とか伯爵とか高貴の方々のみに仕える職なのである。この理由により前述の時迄は夜警の義務は免除されて居たのである。然るにこの時より毛織物工の夜警を宰るかのチャン・ド・シャンポーなる者は前述の如く不正にも絨毯工より夜警料を徴収し、その収入を国王の懐中ならば兎も角、自分の懐中に入れて居るのである。されば、絨毯業の親方一同伏して懇願し訴え奉る。何卒この問題に御慈悲御聖慮を下し給い、最近三年を除く御治世にも、先代ルイ王の御世にも御祖父たる名君フィリップ王の御世にも慣となつて居た如くに、絨毯工一同を全く夜警より免除し賜うやう御定め下され度し。

12 この職の親方は人頭税及び巴里の町人が国王に対し負担するその他の賦課税を負担する。しかし、この職に属する物の売買には何等の税も納めない。又、聖明寛仁なる国王の御意に適えば、夜警も免除されると思う。

三つの寫本による同篇の別の文面

サラセン絨毯工

1 サラセン絨毯工ならんと欲する者は、誰でもそれになり得る。但し、この職の仕事が出来て、次に掲げるこの職の慣行・規則に従つて仕事をなすを要する。

2 絨毯工は誰でも職人を何名雇うも自由であるが、徒弟は一名より採用出来ぬ。徒弟の年期、修業金等は随意とする。

3 巴里の絨毯工は誰でも、製品が出来上れば自己の所有となる限り、好む所に従ってどの様な製品を作ってもよい。

4 巴里の如何なる絨毯工も、絨毯の端以外の場所には麻屑を雜せてはならぬ。若し雜ぜれば發覺する度毎に製品は焼却せられ、国王に五スウ、宣誓者に二スウの贖金を納めねばならぬ。

5 巴里の仏蘭西絨毯を作る如何なる者もその居住する、小教区に於て晩禱の最初の鐘が鳴って以後は、その職の仕事をなしてもさせてもならぬ。これに背けば、上に述べた贖金を課せられる。

6 巴里の如何なる絨毯工も夜間及び一般市民の祝う祭日には仕事をなし得ない。これに背けば發覺する毎に国王に五スウの過料を納めねばならぬ。

7 巴里の絨毯工が如何なる者からでも絲を買えば、十リーヴルの重量毎に半ドニエの税がかかる。又売手も同額の税を納めねばならぬ。しかし十リーヴル以下の取引には税はかからない。

8 巴里の絨毯工にして巴里の市場或は、その他の場所に陳列台を有する者は、市日には巴里市中を行商しても行商させてもならぬ。

9 巴里の絨毯工は誰でも、上記の絲の秤量税以外には巴里市内で売買する貨物に対し何等の税も課せられぬ。

10 巴里の絨毯工は染色の仕事が出来て、染色に必要な物を持って居れば自己の店舗に於て、羊毛・亜麻・大麻絲をその好む色に染色しうる。而してそれは他の職業への侵害にならない。

11 巴里の絨毯工は左の件を可決す。この職の中に国王の命によりこの職を監督する二名の宣誓者を置き、その

任免は町奉行の自由とする。二名の宣誓者は聖人の遺骨にかけて、町奉行の前で、この職を善く正しく監督し且つこの職の中に規則違反が生ずれば盡く之を町奉行又はその代理に出来る丈速に届出ずべしと宣誓すべきである。

12 この職を監督する二名の宣誓者は、王有職を監督する苦勞により夜警を免除される。

13 巴里の絨毯工は夜警・人頭税及び、他の巴里町人が国王に対し負担する賦課税を負担する。

14 六十才を超えた者は夜警を免除さる。又妻が「産褥にある者も」その期間は「免除さる」。但し、国王の名に於て夜警を辛る者にその事実を届出するを要する。

(ラマール寫本による補遺)

且つ亦、今より以後、各人努めて上に述べた規則を良く正しく守り、維持すべきこと。而して上記の宣誓に於いて彼等の各々がこの規則を侵し、規則に反した物を売る場合、違反の度毎に償いをなし、国王陛下若くは陛下に代つて本奉行職の後任者達に贖金廿巴里スウを納むることを誓約せり。而して彼等の各々は上に述べたる諸事項に違反せる者を知れば努めて本奉行職若くはその後任者に訴うべし。上に述べたる事項のその悉くを固く遵守し、忠実に上に述べたる事項を遂行することに關しては、彼等の各々は巴里町奉行職の裁判権の前にその身体・財産を担保に供し、委ねたるものなり。以上は聖龍千二百九十年三月、時の巴里町奉行ジャン・ド・モンチニの面前に於いて定められ可決せらる。巴里絨毯工はロベール・ボーチャンドルとオーベリを、この職業を良く正しく守り、行われることあるべきすべての違反行為を本奉行職に訴える為宣誓者と定む。

(ソルボンヌ寫本による補遺)

千三百十九年この職の宣誓者

ギヨーム・ド・ルクローズ

ジャン・ド・ボーモン

第五十一篇・第五十二篇 訳者註

絨毯の製造業はサラセン絨毯工（第五十一篇）とフランス絨毯工（第五十二篇）に分けられていたが、初めから余り区別はなかったらしく間もなく二つの章程は合併された。サラセン絨毯工の章程は改正・補遺をしばしば受けた点で代表的なものである。

第一の章程はソルボンヌ写本にのみあり、恐らくフワローに呈出した原文であろう。第二のはその後間もなく作られたものと推定され、他の写本にもあるから之を載せる。最後にソルボンヌ写本に脱落せる部分をラメール写本によって補った。条文中で特に興味のあるのは第十六条であり、絨毯工には元来夜警の義務がなかったのに毛織物業の棟梁が夜警料を分担せしめ、しかもその収入を国王の懷中でなく自分の懷中に納めているというバトロ戦術を行っている。

第五十三篇

巴里の羅紗庄搾仕上げ工職の篇

- 1 巴里にて羅紗仕上げ工とならんと欲する者は国王の職業を買う事なしに免許料いらすでそれになり得る。
- 2 羅紗仕上げの親方は正式の結婚によって生れた自分の倅と兄弟の外には二名以上の徒弟を採用出来ぬ。
- 3 一名乃至二名の徒弟はこの職に属する事柄を親方が命じた場合何でもなしてよい。又なさねばならぬ。

4 羅紗仕上げの親方は正式の結婚によって生れた妻の子供と妻の兄弟にこの職を仕込み、自分の子供や兄弟と同様、徒弟と一緒に置く事が出来る。

5 親方が死亡すれば、その妻は上に述べた如く免許料いらすでこの職の営業をなし又徒弟を店に置き、又、徒弟と一緒に正式の結婚により生れた亡夫の子供と兄弟を店に置く事が出来る。

6 羅紗仕上げの職の営業をなす寡婦が、この職以外の人間と再婚すれば、営業を継続する事は出来ぬ。しかし、同職の男と結婚すれば、相手が徒弟であっても、職人であっても、免許料なしで営業を継続出来る。

7 如何なる羅紗仕上げ工も不身持な者、泥棒・殺人、或は不正な行為で巴里を所払いになった者は徒弟でも職人でも雇ってはならぬ。又、少なくとも十二ドニエの値打ある着物を持って居ない職人を雇ってはならぬ。又若し職人が自分の仲間に上記の如き人間が居るのを知ったならば、速に自分の親方に告げねばならぬ。若し告げなかった場合には、事情を知って居た各々の職人は十巴里スウの贖金を国王に納めねばならぬ。又若し職人が親方に告げたにも拘らず、親方がその後かかる職人を働かしめたならば、その悪党が親方の店舗に雇われて居る間に捕えられた場合には親方は四十スウの贖金を国王に納めねばならぬ。雇傭中に捕えられなかった場合にはこの四十スウは納めないでよす。

8 一年契約で雇傭されて居る職人は左官や大工が雇われに行く丁度その時刻に、親方の店に行く義務がある。又、雇われて居ない職人は、雇われたいと思うならば、指定の広場即ちエーガル広場か、デシャンの四辻に、雇傭契約により行く必要のない人間は別として、上述の時刻に正確に行かねばならぬ。

9 職人は上記の時刻に、仲間を作らず、申合せもせず、上記の場所に行かねばならぬ。

10 この規定に違反する職人があれば、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。

11 職人には仕事仕舞いの時刻がある。即ち日傭いの職人は肉食日にはノートルダム寺院の最初の晩禱の鐘を合図に仕事を止める。四旬節には終課の最初の鐘、土曜日はノートルダムの九時課の最初の鐘で仕事を仕舞う。昇天節の夕べには呼振人が葡萄酒を持って来る時、聖霊降臨節の前日、聖ヨハネ祭後の聖ペテロ祭の前日、聖ロラン祭の前日と八月中旬祭の前日には、最初の葡萄酒呼振人が通り過ぎたら直ちに、復活祭の前日は大釣鐘が鳴ったら直ちに、仕事を仕舞う。

12 上述の仕事仕舞いの時刻になったならば、親方はその日雇った職人を、次の雇傭の賃銀の価格が折合えば広場に行かずに傭入れてよい。賃銀の値段が折合わぬ場合は、職人はラ・コンペルス館の前の聖ジェルヴェー寺の出張間の広場に行つてよい。そして仕事仕舞いの時或はその他の時刻に雇傭契約の出来なかった親方は、この場所に職人を求めに行く。

13 如何なる女性も羅紗の剪毛がすむ前に羅紗や、羅紗仕上げ工の職に属する物に手を触れてはならぬ。

14 徒弟がその年期前に親方の許から逃亡すれば、親方に損害を賠償せぬ中は、その親方の家でも他の親方の家でも仕事に手を触れてはならぬ。損害を賠償しても、その親方又は他の親方の家に少なくとも二年奉公せぬ中は、職人として働く事は出来ぬ。

15 この職の二名若くは数名の親方が一緒になって同一の店舗を合股して経営する事は出来ない。

16 この職には国王の命により任命された四名の宣誓者が居る。その中二名は親方にして、他の二名は職人である。この四名の宣誓者は町奉行の前で聖者の遺骨にかけて、この職を善く正しく監督すべしと宣誓しなければならぬ。又、この職の中の如何なる規則違反も町奉行に訴うべしと宣誓しなければならぬ。

17 これ等四名の宣誓者は毎年二回、聖ヨハネ祭と降誕祭に改選すべきである。

18 この職の四名の宣誓者即ち親方二名と職人二名がその任期を満了した場合、町奉行の許に出頭し彼等の代りに方正にして立派な四名の人物を選任せられたしと請求すべきである。しかれば町奉行はその二名の親方の意見に基いて二名の職人を、二名の職人の意見に基いて二名の親方を、その意見が良しと町奉行が考えた場合には選任する筈である。而して後、新任の四名の宣誓者に上述の宣誓をなさしめ、初めの四名の宣誓者を解任する筈である。

19 羅紗仕上げ職人は肉食日には朝食を取りたければ親方の家で第一時に食事すべきである。又昼食には店舗を出て巴里の町の中の好む場所に行つて食事を取つてよいが、食事が済んだならば、連れ立ったり無暗に待合せる事なく、出来る丈け速に仕事に戻らねばならぬ。これに背く者は誰でも、発覚する度毎に国王に十二ドニエの贖金を納めねばならぬ。この十二ドニエの中、四名の宣誓者は、職を監督する為めに要する負担、入費の代償として、町奉行の手を通じ、四ドニエを収める。

20 如何なる羅紗仕上げ工も善く正しく羅紗を仕上げねばならぬ。若し誰かが羅紗がよく仕上つて居らぬと訴え出れば、四人の宣誓者はその羅紗を検査しなければならぬ。そして不出来に仕上つて居ると認めれば、仕上げた者は四人の宣誓者の判断に従ひ羅紗の持主に損害を賠償し、且つ五巴里スウの贖金を納めねばならぬ。この五スウの

中、宣誓者は贖金の取立てに要する支出・入費の代償として十二ドニエを収める。

21 職を監督する宣誓者は廿スウの贖金の場合には四スウ、十スウの贖金の場合には二スウ、五スウの贖金の場合には十二ドニエ、十二ドニエの贖金の場合には四ドニエを、町奉行の手を通じて、贖金の取立てに要する入費・支出の代償として収める。

22 この職の親方家の曰く。国王が十字軍に行かれ給いし時を除き、従来夜警を致した事が無かったのであるが、神様が罪を赦し給えと祈り奉るブランシュ王妃が、その意志によって、羅紗仕上げ工に夜警をさせたのである。⁵⁾これ等の者は宣誓者である。

ロペール・ダミヤン

セバン・ボープ

フィリップ・ドー・ボンヌ

ウーヴラル・ド・サン・ロー

三十と十二年、復活祭第一日曜日前の水曜日、町奉行により、この職の監督に任命さる。

親方 ピエール・フランブーク

ロヂエール・リュタン

職人 ロペール・ダミヤン

.....

五十九年、マドレーヌ祭の水曜日

羅紗仕上げ親方 ギヨーム・デュ・ルヴェ

ギヨーム・ル・プチ・ノルマン

千三百二年聖マチュー祭後の月曜日

ピエール・カリュー

ロベール・ド・サン・ガブリエル

千三百三年聖マルコ祭後の日曜日、宣誓者となる。

羅紗仕上げ親方 チャン・ド・パンタン

ジャン・ロルフエーヴル

職人 ミシエル・フランブーク

ジャン・ベックミエット

以下省略

第五十三篇 訳者註

毛織物仕上げ工の団体は、一般のギルドとは異り、親方の組合ではなく親方と職人の組合である。強力な毛織物業者に対し従属的な地位にあり、職人はこの職の親方だけでなく毛織物業者に直接に雇われる。

その結果、職業の監督には二名の親方の外に、二名の職人が宣誓者となり（第十六条）任期の満ちた宣誓者は次期の宣誓者を推薦する。それによって町奉行は親方宣誓者の推した二名の職人と、職人宣誓者の推した二名の親方を新たな宣誓者として任命する（第十八条）。これは全く独自のやり方であって、中世人の労資協調方式として記憶さるべきであろう。

第五十四篇

巴里の染色業者に就いて

1 巴里に於て大青その他毛織物を染めるあらゆる色の染色業者とならんと欲する者は、毛織物を除いては誰でも免許税なしにそれになり得る。但し、この職の仕事ができて且つ營業に必要な物を持ち、又次に掲ぐるこの職の慣行・規則に従って仕事をなすを要する。

2 巴里の大青その他の色の染色業者は誰でも職人・徒弟を何名置くも自由である。又、必要な場合には、夜業も出来る。

3 如何なる染色業者も不良な明礬、パレルで作ったオルセル色素を用いてはならぬ。これ等は不正品であるから。この規定に反して作業すれば、発覚する度毎に、国王に廿巴リスウの贖金を納めなければならぬ。

4 この職には国王の命により宣誓せる二名の宣誓者が居る。¹⁾その任免は町奉行の自由である。宣誓者は聖者の遺骨にかけて、力の及ぶ限りこの職を良く正しく監督し、この職の中に規則違反が生じたるを知れば尽く、出来る丈け速に町奉行又はその代理に出訴すべしと宣誓する。この二名の宣誓者は廿スウの贖金の中、贖金を取立てる費用

として二スウを収める。

5 羅紗・毛絲・羊毛・布を染め損ねたと言う訴えがなされた場合、それ等の品はこの職を監督する宣誓者によって検査されねばならぬ。而して宣誓者が染め損ねたと考えた場合には、宣誓者の誓約に基き染め損ねにより損害を受けた者へ損害賠償をなさしめねばならぬ。又兩人の宣誓者はその労苦と仕事の中断に対する償として規約違反の染色業者より、二スウを収むべきである。又若し宣誓者が羅紗や上に述べたその他の物が充分に染色してあると認めた場合には、不当な訴をなした者は、宣誓者に上記の理由による前述の二スウの賠償をなさねばならぬ。何となれば染め損ねの贖金は不正な染料が用いてなければ支払うべき義務は無いし、誰も故意に染め損ねる訳でもなく、非常な損傷が無ければ染め損ねにならないから。

6 如何なる毛織物工も巴里に於ては大青その他の色の染色をしてはならぬ。何となれば毛織物工は大青染色業者が毛織物を織る事を欲しないからである。彼等のやり方は全く神慮に反し、道に背き、正義に反し、就中、明白に国王とその国庫收入に不利益を与えて居ると、巴里染色業の親方は考える。蓋し、毛織物の職業は国王に営業免許税を納めなければ何人も営業出来ぬ定めであり、且つ免許権は国王に属するものであるから、従って営業免許を妨害する権利は毛織物工には無い筈である。然るに毛織物工は何人と雖も毛織物の親方の倅と生れなければ毛織物の営業をなすを禁じて居るのであるから、事実上営業免許を拒否して居るのである。幸にして、寛仁聖明なる国王の御意に適わば、誠実・実直なすべての人間にして毛織物の営業免許税を納めた者は染色業者となる事が出来て、又、染色業の親方は国王に毛織物の営業免許税を納めさえすれば毛織物工となり得るよう定め給わん事を。かく定

むればその結果、国王の税収は増大し、毎年二百バリリーヴル以上の利益があろう。何となれば、毎年はるかに多くの毛織物が生産され、毛糸・羊毛その他多数の品が売買せられ、それによる国王の利益は莫大なものとなる。

7 如何なる染色業者もその職に属する品の売買には何等の取引税その他の税を課せられぬ。但し国王の秤量器により秤量された品の秤量料はこの限りでない。

8 国王の領地内及びバリ司教の領地内に居住する総ての染色業者は各人、毎年、六スウのオーバン税と洗板に對する四スウの税を国王に納める。

9 侍従長の領地に居住する染色業者は六スウのオーバン税のみを納めればよい。何となれば洗板に對しては何等の課税も無いから。

19 タンプルの領地に居住する染色業者は各人洗板に對する四スウのみを納めればよい。

第五十四篇 訳者註

毛織物業者が勝手に羊毛、毛織物に染色してよいというのに、染物業が毛織物を作っていないというペラポーな理窟があるかといふのが染色業者の文句である。我々にも毛織物業の營業免許料を納めさえすれば毛織物を作つてよいように規則を改めるべきである。そうすれば王様は毎年二百バリリーヴルほどもうかるではないか（第六條）。という大論文（？）が掲げてある。

染色業者の税金は、国王の領地・バリ司教の領地に居住する者（第八條）と侍従長の領地に居住する者（第九條）、タンプルの領地に居住する者として夫々異なることが記されている。

(1) ラ・ヴェニールに居住し、パレルで作るオルセル色素の染色業者チボー・ド・ランスは、千三百廿二年万聖節後の月曜日、親方達の賛同により收税官オーベール(プロにより任命され、オルセル色素を作るパレル(ぎしぎしの一種)業の職商の職業の中に行われる規則違反を監視するため宣誓者となる)。

第五十五篇

巴里の脚絆製造工に就いて

1 巴里にて脚絆製造工とならんと欲する者はそれになり得る。但し次に掲ぐるこの職の諸規則を遵守するを要する。

2 巴里の脚絆製造工は誰でも、欲する文けの徒弟を如何なる年期で採用しても自由であるが、各徒弟は、親方との間に如何なる徒弟契約をなすとも、親方の倅でない限り、十二巴里スウを納めねばならぬ。親方の倅は何も納めなくてよい。この十二スウの中、国王は八スウを収め、この職の講中は四スウを収める。

3 又、この職に於ては夜も昼も仕事をなし、白と黒の二重糸で裁縫し、外側から充分に指三本の幅のある製品を作る事が出来る。

4 巴里の脚絆製造工は誰でも、絹と亜麻布の脚絆・脚絆下・足覆を作る事が出来る。

5 脚絆製造工は脚絆に二種類の絹で裏を付けてよい。しかし絹は新しく丈夫な品でなくてはならぬ。これと異った仕方をすれば、製品は焼却され、違反者は五スウの贖金を納めねばならぬ。その中四スウは国王の物となり

十二ドニエは宣誓者に労苦の代償として与えられる。

6 脚絆製造の職に於て親方として開業する者は誰でも、親方の俸でない限り、廿スウの披露金を納めねばならぬ。その中十五スウは国王が収め、この職の講中は五スウを納める。親方の俸は全然披露金を必要としない。

7 巴里その他の場所の如何なる脚絆製造工も巴里市中を絹又は亜麻布の新らしい脚絆を行商し又は行商せしめてはならぬ。それは次の如き欺瞞行為防止の爲めである。即ち、行商人は顔が知れて居ないので、羊毛屑その他粗悪な生地で作った脚絆を販売する。而して買手が良品を買ったと信じ、後に欺かれたと知った時、売手たる行商人を何処に探したら見付かるか解らない。かくて買手は金を無駄にする事になる。売手が店舗持ちの坐職である場合には買手にとってかかる事は起り得ない。故に、この規定が作られたのは欺瞞行為防止の爲めなのである。且つ、誰でも上述の新らしい脚絆の行商中を発見された場合には、その脚絆は没收され、違反者は発覚する度毎に五スウの贖金を課せられる。その五スウの中、国王は四スウを収め、この職の宣誓者はその労苦の代償として十二ドニエを収める。

8 如何なる脚絆製造工も、自己の順番が来ぬ限り、日曜日には巴里市内で脚絆を販売出来ぬ。日曜日の順番には脚絆販売の爲めに開いてある店が三軒あり、それ以上は無い。自己の順番でないのに日曜日に販売する者は誰でも発覚する度毎に、五スウの贖金を納めねばならぬ。その中国王は四スウを収め、宣誓者は十二ドニエを収める。

9 巴里の如何なる脚絆製造工も、羅紗一枚全部を買う場合を除き、その営業上の売買する品物に対し課税されぬ。

10 この職には職を監督する三名の宣誓者が居る。その任免は町奉行がいつでも自由に之を行う。宣誓者はこの

職の規則を善く正しく維持し、この職の中に行われた規則違反、不正品製造を宣誓に基き町奉行又はその代理に報告すると国王に対し宣誓する。又、この職の親方達は、この職の職人にしてその氏名を以下に列挙する者はこの職を賣うことも、国王に何も納めることも無しに、何時でも欲する時に親方として営業開始する事を得ると定めた。

何となればこれ等の職人はこの規則制定の前に長い間この職に従事した者であり、彼等の中の数名はかつては親方であつたが貧困の爲め或はその意志によつて職人となつたのであるから。以下は上述の職人の氏名である。アンリ・ド・ボーヴエ、ギヨ・ド・ヴェルノン、テヴノ・ド・サン、ランブレ、チャケ・ド・モー、アラン・ル・ブルトン、マルタン・ド・ラオン、ルノー・フォーヴィヨール、チャン・ド・ブランジ、ピエール・ド・ラ・フォンテーヌ、ペロ・ド・サンモール、ニコラ・ダンクル、マイ・カルドン、モリゼ・ル・ブルトン、デアノ・ピゴン、チャノ・ル・ファリニエ、チャン・ド・シャルトル、エルヴィ・ル・ブルトン、ペロ・ル・ブルギニオン、ニコラ・デヴルー、ロヂュラン・ド・コルメイユ、マシ・デ・チール、ピエール・デ・チール、シモンネ・ド・メラン、アンモネ・ル・ブルトン、ユエ・ド・サンジェルマン、ラウル・ル・ボアトウの倅チャノ、チャノ・ド・マリーン、ラウル・ド・チリ、トマッサン・ダランシ、オーフルワ、ギヨ・ド・ダンマルタン以上。以下その氏名を列挙する人々及び以上にその氏名を掲げた職人は上述の取極め全部を上述の方法に於て遵奉する事を聖者の遺骨にかけて宣誓する。ギョーム・ドルレアン、イヴオン・プールセル、ダニエル・ブルトン、ラウル・ル・ボワトウ、チャン・ド・ベイニュー、チャン・エルネー、ピエール・ル・パステイエ、チャック・ド・ヴェルノン、チャン・チュグレ、チャン・

ド・サンヂェルマン、ギョーム・ド・ヴェルノン、ロベール・ド・ヴェルノン、リシャール・ド・サンリ、チャン・ド・シュヴルーズ、ヂェルヴェーズ・ド・ラ・クルワ、アラン・ド・ラサール、チャン・ル・ベルチエ、ルモン・ブルードン、ユード・ル・ブルギニオン、ギヨール・ボシュエ、ブノアの倅エチエンヌ、ゴーチエ・ド・ラ・ポルト・ボードワイエ、ニコラ・ド・ラ・ポルト・ボードワイエ、チャン・ル・ペル、ロベール・ド・ドモー、ニコラ・プレヴォ、チャン・プレヴィ、マシ・シャルドン、ベルナル、ジルベール・ル・カミュ、ゴーチエ・ド・ドリュエ、チャン・ブルードン、ピエール・ド・ヴトー、ドニーズ・アラゴ、チャン・ド・ボーヴェ、ヂョフルワ・デュ・タンブル、チャン・ド・ブランジ、マルタン・ド・ラ・クルワ、タンヌ・ル・ロンバール、パキエ・ル・ロンバール、ボナヴンチュール・ショーシエ、ウーダン・ル・マノン、ギヨ・デイヴリ、チャン・パルチ、ニコラ・ル・ビヨール。

但し上に述べたる事項に対し、国王陛下ならびに巴里町奉行閣下が希望し又この職と一般臣民の利益になると御思召す度毎に、或は附加し或は削除し、或は増加し或は減らし給うことを妨げぬ。

千三百一年聖母誕生祭の水曜日ロンバルヂヤ人シュネル・ド・ピストワールはこの職と講中に加せり。又加入金中十五スウを国王に納めたり。

千三百十年夏の聖マルタン週間後の水曜日この職の宣誓者となる。

ヂャック・ド・サン・ガドニ

J・クープ・ラール

オードリ・ド・サンジェルマン

三九六年、四月の十五番目の日、宣誓者に選ばれる。

オジエ・フィギュ・エスベロン

トマ・ド・クリシ

ギヨーム・ド・ヴール・パリジ

第五十五篇 訳者註

Chausse を多くの学者はキユロットと解しているが、王妃用のラシャの Chausse があることを見ても、又、Comptes de L'argenterie にはこれが手袋・靴と共に常に対で数えられているのを見ても、又その幅が指三本と規定してある（第三条）のを見ても、キユロットではなく脚絆・ゲートルの類であらう。

この章程には不思議な条文がある。第十条がそれで、多数の職人の名を列挙した後、これ等の職人は長年この職に事し、その中には元親方であった者もあり、今回特に「この職を買うことも、国王に何も納めることもなしに親方として營業することをうと定めた後に、その後親方衆全部の名を連ねている。この職業の營業開始には王有職の免許料を必要としない（第一条）のであるから、「職を買う」とは親方の株を買うことであらう。それを免除することに親方衆が同意したのである。

第五十六篇

仕立職

1 巴里に於て仕立職たらんと欲する者は誰でも、この職の仕事が出来て、營業に必要な物を持って居れば、免許税なしでなり得る。

2 巴里の羊毛の衣服の仕立職は職人・徒弟を何名採用して置くも自由である。徒弟の年期も修業金も制限が無
し。

3 この職の如何なる職人も、この職を監督する宣誓者が裁縫・裁断に充分腕のある職人であるかどうかを考查した後でなければ独立して營業するを得ない。宣誓者が充分の腕があると認めれば、独立して親方として店舗を開き得る。

4 如何なる者も店舗を有し親方として巴里に独立して居るに非れば、巴里市内で羊毛の衣服の裁断をなし得ない。これに背けば、発覚する度毎に五巴リスウの贖金を国王に納めねばならぬ。この職の親方がかく規定したのは外來の職人が巴里に来て、家の内或はその他の場所が秘密に裁断をなすからである。これ等の職人がかつてなした断ち損ねに対し親方達は非常な恥と恨を感じて居る。

5 巴里の仕立職にして裁断の際に羅紗の位置が悪かったか或は裁断に對する無智により衣服或は生地を断ち損ねた場合には、その失敗はこの職を監督する宣誓者により検査されねばならぬ。若し衣服が断ち損ねによって価値を減少したりと宣誓者が宣言すれば、仕立職は衣服の持主に損害を賠償し、且つ、宣誓者の判定に従って、咎を犯した度毎に、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。この五スウの中国王の命令によりこの職を監督する宣誓者はこの職の講中のために二スウを賜わり、この職に属する貧者を救済する。

6 この職の裁縫師たる職人が裁縫・或は行状によりこの職の規則を犯し、その親方が宣誓者に訴え出れば、職人は宣誓者の判定により咎を贖うため親方に損害を賠償し、宣誓者に対しては講中の貧しい人々を救うため一日分の労働を贖金に代えて呈供する。

7 出来高払いの賃銀を貰う職人は、従来慣行となつて居た適正価格以外の賃銀を親方に請求する事は出来ぬ。

8 この職には国王の命により職を監督する三名の宣誓者が居る。宣誓者は、町奉行の前で、聖者の遺骨にかけてこの職を善く正しく監督し、この職の中のですべての規則違反を知れば出来る丈に速に必ず町奉行又はその代理に届出るであらうと宣誓する。

9 この職の親方一同は夜警を免除し給わん事を国王に請願申し上げる。それは貴き方々の持物である立派な衣服を夜間に仕立て保管しなければならぬため、店には多数の他人が居りその尽くを信用する事も監督する事も出来ぬため、身分高き方々の衣服は夜でも屋でも裁断し、裁縫しなければならぬため、身分高き方々、外国人は何れも遠方に行く必要が生じ、その場合仕立職は夜に仕立てた衣服を翌朝御返し申し上げねばならぬために、かく請願申し上げるのである。

10 この職の親方は国王に対し人頭税及び巴里の他の町人が国王に対して負担するその他の賦課租を負担する。

第五十六篇 訳者註

仕立職には親方の資格試験が規定されている。職人が独立せんとするには、宣誓者の審査を受けねばならない（第三条）。この職業は職人のもぐり営業に対して敏感である。仕立てには裁断と裁縫があるが、裁断は「店舗を有し親方として独立し

ているに非ざれば」行うことができぬ（第四条）。宣誓者の仕事は親方の訴えにより職人のもぐり營業を取締るのが主たるものであるらしい（第六条）。

又職人の賃銀には適正価格が定めてあり、それ以上請求することは許されぬ（第七条）。

第五十七篇

亜麻商人

1 巴里にて亜麻商人とならんと欲する者は、この職の仕事が出来て、營業に必要な物を持って居れば、それになり得る。

2 巴里の亜麻商人は誰でも、ポアニエ・プゼル単位、ベチジーのカルチエ・ポートルート単位の亜麻の荷包直ちに製絲出来る如く良く正しく麻櫛で梳いた亜麻、その他良く正しくあれば他の如何なる種類の亜麻を卸売してもよい、又するであらう。

3 如何なる者も巴里市内で梳いて加工したものでなければ、梳いた亜麻を販売してはならぬ。何となれば市の外に於ては市内に於ける程巧妙に亜麻を梳く者が居ないからである。

4 如何なる巴里の亜麻商人も、正式の結婚により生れた自分の子供以外には、一名以上の女徒弟を採用してはならぬ。女徒弟は年期六年、修業金四十二スウ、或は修業金なしの年期八年以下の条件で之を採用し得ない。何となれば一名以上の女徒弟を採用すれば、それは親方にとっても女徒弟にとっても利益でない。即ち、女親方は女徒弟

一人を良く仕込む丈けでも相当の負担であるから。

5 巴里の亜麻商人は女工を何名採用するも自由である。但し女工は仕事が出来て六年或はそれ以上徒弟であつた事を要する。

6 この職の如何なる女工も六年又はそれ以上徒弟でなかったならば巴里に店を開く事は出来ぬ。

7 如何なる巴里の亜麻商人も市日に巴里の常設市場に於て又、月曜・水曜・金曜に市が立つノートルダム寺院の前庭に於ての外は、巴里市内に亜麻を売る為め行商してもさせてもならぬ。何となれば悪い麻を良い麻に混ぜる者があり、国王がその為め稅收を失うからである。

8 巴里の亜麻商人が上に述べたる方法に於て巴里に亜麻を持込む場合、その亜麻が外側よりも内側が粗悪であるかも知れぬから、その亜麻はこの職の宣誓者により検査されねばならぬ。宣誓者がそれを粗悪なりと認め、誓言して粗悪なる事を述べれば、亜麻の持主は違反の度毎に五巴里スウの贖金を国王に納めねばならぬ。

9 如何なる者も西班牙及びノイヨンの亜麻を巴里に搬入してはならぬ。この種の亜麻は不正品であり、昔から實際済みである。

10 上に掲げた条文の何れにでも違反する者は、發覺する度毎に国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。この五スウの中この職の宣誓者は職を監督する勞苦の代償として十二ドニエを賜わる。

11 巴里の亜麻商人にして巴里市場に陳列台を有する者は、その陳列台が国王の壁の内側にあれば陳列台毎に二巴里スウの税を毎年納め、壁の外側に陳列台があれば毎年一台毎に十二ドニエのみを納める。

12 巴里の内及び外の間人が巴里に販売のため亜麻を搬入すれば、最初は二ドニエの取引税と半ドニエの市場税を納める。若し亜麻を市場に搬入した者が最初の市日に売らなければ、その後の他の市日には一ドニエ一オポール半の取引税と半ドニエの市場税を納めれば足りる。又、肩に背負って搬入した者は一ドニエ一オポール半の取引税と半ドニエの市場税を納める。

13 この職の親方達は国王の命により職を監督する二名の宣誓者を置くことを申し合せた。宣誓者は、この職の一同の者の讃同を得て町奉行が適宜に任命し、又罷免する。宣誓者は町奉行の前で、聖者の遺骨にかけて、以上の条文の何れかに違反する者を出来る丈に速に町奉行に知らせ申すべしと宣誓する。

14 国王の命により職を監督する二名の宣誓者は国王の物たる職業を監督する労苦に対し、夜警を免除されん事を願ひ上げ奉る。

15 齡六十才を超える者は夜警を免除される。妻が産褥にある者もその期間は免除される。しかし国王の命により夜警を宰る者にその旨届出するを要する。

16 巴里の亜麻商は夜警・人頭税その他、他の職人が国王に対し負担する賦課税を負担する。

17⁴⁾ なお、聖龍の年千二百九十三年聖アンドリュース祭前の日曜日、次の追加条文が上掲の規則に附加される事に對し巴里の亜麻商全部讃同した。即ち、この職の男女如何なる者も、夜間はこの職に属する仕事、即ち亜麻の茎を割り、麻櫛で梳き、束ねる仕事をしてはならぬ。而して上に述べた仕事の如何なることをも、規則に背いて行った事が発見されれば六巴リスウを納めねばならぬ。その中国王は贖金として四スウを収め二名の宣誓者は「労苦」の

代償として二スウを収める。

亜麻商宣誓者 トマ・ル コツク

チャン・チュ・ボワ

亜麻商 チャン・チュ・タンブル

三百六年日曜日

克蘭ボー・ル・リニエ

トマ・ル・リニエ

三百十五年聖燭節の一週間後の火曜日、宣誓者となる。

ルノー・ルウシエ

チャン・デュ・タンブル

J・ド・ピキニユイ

耶蘇紀元三百十七年聖リュウ祭と聖ヂュスト祭後の日曜日

一同の讃同によりこの職の宣誓となる。

克蘭ランボー・ル・リニエ

チャン・ジュ・タンブル

タンブルの入口に居住する

中世巴里ざと章程鑑

市場の亜麻商 チャン・ド・ピキニユイ

聖籠の年千三百卅年聖アンドリュ祭後の木曜日、

一同の讃同によりこの職の宣誓者となる。

シモン・ル・ブロードル

クラランボー・ル・リニエ

マルフルウ・ド・ゴネス

五十七篇 訳者註

亜麻商人は亜麻を買入れ、「莖を割り、麻櫛で櫛き、束ね」(第十九条)製絲に適するようにして売る。かかる手入れは女徒弟・女工の仕事である(第四・五・六条)。

この手入れを巴里外で行ってはならぬ、又、巴里外で梳いた亜麻を販売してもならぬ(第三条)。

行商は市日のみに許される。これを自由に放置すると、「悪い麻を良い麻に混ぜる者があり、国王がそのため税収を失う」であらうからである(第七条)。

第五十八篇

大麻及び大麻糸の商人について

1 大麻及び大麻の絲の商人とならんとする者は誰でも免許税なしになり得る。且つ職人・徒弟を何名雇うも自由である。

2 男女如何なる者も濡れた大麻絲、濡れた大麻を、乾かしてよく拭わぬ中に買つてはならぬ。これに背けば、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。

3 この職には三名の宣誓者が居る。その任免は町奉行の自由である。宣誓者は聖者の遺骨にかけて、この職を善く正しく監督すべし、又この職の中に行われるすべての規則違反を出来る丈速に町奉行に届出で申すべしと宣誓する。

4 国王の命によりこの職の監督をなす宣誓者以外の者は、如何なる者と雖も大麻及び大麻絲の秤量、即ち荷物から取り降ろし、カルترونづつに分けて国王の秤量器で目方を量る事をなし得ない。若しなせば、国王に五巴里スウの贖金を納めねばならぬ。

5 上記三名の宣誓者は秤量人である事を望む限り、この職の商人たり得ない。又、大麻、大麻絲の百單位量を秤量する毎に、その労苦の代償として一トルウノワを取つてよいが、それ以上を取る事も請求する事も出来ない。又、国王の命によりこの職を監督する代りに「夜警」を免除される。

6 この職の商人の下女・使用人は上記の諸商品に就いて如何なる商人にも分け前請求権を行使してはならぬ。しかし、商人が妻又は子供を持って居れば、妻又は子供は分け前請求権を行使し得る。商人が病気で妻も子も無ければ、その下女又は使用人を以て上記の諸商品の取引に際し分け前請求権を行使し得る。

7 この職には如何なる媒介業者も置いてはならぬ。

8 六十才を超える者、妻が産褥にある者は夜警の義務が無い。しかし国王の命により、夜警を率る者にその事

実を届出ねばならぬ。

9 この職の商人は人頭税、夜警その他巴里の他の町人が負担する賦課租を負担する。

第五十八篇 訳者註

大麻商の宣誓者は職業の監督者であると共に、秤量の専業者である。即ち巴里に到着した大麻及び大麻の梱に対し一般業者が手を觸れるを許さず、これをカルトン単位に分けて「国王の秤量器で目方を計る」ことを専業となし（第四条）その秤量手数量は一定している。又宣誓者は秤量人である限り、大麻を自ら売買する商人たりえない（第五条）。

第五十九篇

麻布商の篇

1 巴里に於て麻布商たらんと欲する者は、誰でも、この職の仕事が出来て且つ營業に必要な物を持って居れば、免許税なしにそれになり得る。

2 巴里の麻布商は誰でも、卸で売り又は買う布一枚につき、布の長さがどれ丈けであっても、一オボールの税を課せられる。しかし、布の長さが五オーン以下であれば、何等の税も課せられぬ。

3 巴里の如何なる麻布商も、その陳列台に対する税として毎土曜日一マイユを納める以外には、巴里中央市場に於て自己の陳列台で小売する麻布に対し何等の税も課せられぬ。

4 巴里に布を馬に積んで売りに来るノルマンディーその他の土地の客商は巴里常設市場にて小売をしてはならぬ。

若し小売をすれば、小売した布全部は官に沒收される。この職の親方達がかく規定したのは、国王が客商の小売により稅收に不利益を蒙って居られたからである。即ち、客商は卸売する布一枚につき一オボールの稅を課せられるが、中央市場で小売する物すべてに對し、誰も一日中一オボールの稅を納めるに過ぎない。従って客商が小売をすれば国王は稅收に不利益を蒙る訳なのである。

5 巴里の如何なる麻布商も客商が小売し初めた布を買ってはならぬ。客商が小売した布は官に沒收され、且つかかる布を買った麻布商は、發覺する度毎に、若し聖人の遺骨にかけて売手がある事では知らなかったと宣誓しない限り、国王に對し五スウの贖金を納めねばならぬからである。

6 巴里の麻布商にして陳列台を持つて居る者は誰でも、決して行商人を使つてはならぬ。何となれば国王の稅收は行商人により損害を受けて居る。即ち国王は小売する商品よりも卸売する商品からより多くの稅を得給うからである。これに背けば、發覺する度毎に、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。

7 巴里の行商人は巴里常設市場内に於て、麻布商の陳列台の前に立止つても坐つてもならぬ、絶えず市場の中に往き來して居るべきである。若し麻布商の陳列台の前に坐り又は立止り、商売の邪魔になれば發見される度毎に五スウの贖金を課せられる。

8 巴里の麻布商は誰でも、ナフキン・卓布・袋をどれ丈け売つても買つても全然課稅されない。

9 巴里の麻布商は聖母の諸祭日には、その日が土曜日に當らぬ限り、一日中、売買する布に課稅されない。

10 巴里の麻布商は巴里に於て如何なる者から布を買つても、布の長さが卅オンならば卅一オンをお負けと

して貰える慣習である。布の長さがそれ以上であれば、その長さに比例してお負けを貰う。又麻布商が布を売る場合にも買手が要求すれば、同じ文けのお負けを附ける。この慣行はフィリップ王の御世以来のものである。

11 巴里市場係官は客商に陳列台を割当てる以前に、巴里のすべての麻布商に陳列台を渡すべきである。

12 この職の業者はこの職を国王の命により監督する二名の宣誓者を置く事を申し合せた。その任免は町奉行の自由である。この二名の者は聖者の遺骨にかけて、この職を善く正しく監督申すべし、又この職の中に行われるすべての規則違反を、出来る丈け速に必ず町奉行又はその代理に知らせ申すべしと宣誓するであろう。

13 国王の命によりこの職を監督する二名の宣誓者は、国王の物たる職業を監督する労苦に対し夜警を免除し賜わり度し。

14 六十才或はそれ以上の年齢の者と、妻が産褥にある者は夜警を免除される。但し、国王の命により夜警を宰る者にその旨届出でねばならぬ。

15 この職の業者は巴里の他の町人が国王に対し負担する総ての賦課租を負担する。

16³⁾ なお、又、聖寵の年千二百九十三年使徒聖ルカ祭の前の水曜日、この職の全員の賛同と、町奉行ギヨーム・

ド・アンジェ閣下により次の件が定められた。この職の如何なる者も、商人であれば、今後は同時に商人と媒介業者を兼ねる事は出来ぬ。又媒介業者は商人にも計尺人にもなれぬ。計尺人は商人にも媒介業者にもなれぬ。かくて各人その業にいそしみ、互に他人の職に手を出すべきでない。商人は商業丈け、媒介業者は媒介業丈け、計尺人は計尺業丈けをすればよい。

17 同じく。すべての教会人は、商人であらうが媒介業者であらうが、他の人間と同じく規則に従いたくないならば営業してはならぬ。

18 同じく。この職には純然たる非教会人で二名を限って計尺宣誓者を置く。その任免は町奉行の自由である。この規定はこの職の中に行われて居た不正手段、詐欺の結果作られたものである。

チャクマン・ル・フランセ、ユー・ルブルトン死亡。ウード・ド・ボーヴェ死亡。ラウル・ル・ブリエ死亡。ロベール・ル・ブルトン、ユエ・ロースールは千二百九十三年聖ドニ祭一週間後の水曜日、町奉行により計尺宣誓者となる。

四旬篇第三週木曜日計尺宣誓者となる者、J・ド・サン・ノザール、ユー・ル・コック、ロベール・ル・ブルトン、エチエンヌ・ルウリエ・ド・ムーストレル、ジャン・ド・ラ・シャペール。

三百十一年四旬節第三木曜日前の火曜日この職の宣誓者、ユイアン・ル・ドルロチエ・麻布商、ジャン・ジュ・タンブル・麻布商。

第五十九篇 訳者註

麻布商人とは常設市場でノルマンディー・フランドル産の麻布を卸又は小売する商人である。布綿の製造は未だ巴里で発達せぬため、製造には手をふれない。彼等の競争者は客商と行商人である。

それ故、「客商は小売をしてはならぬ」。それは「国王が稅收に不利益を蒙るから」(第四条)又、麻布商は「決して行商人を使つてはならぬ」これも「国王が稅收に不利をうけるからである」(第六条)麻布商の營業を妨害する行商人には五スウの罰金を課す。(第七条)……等を定めた。

一二八三年町奉行は次の三箇条を附加した。

- 1 商人・媒介業者・計尺人を完全に区分し、兼業を禁ずる（第十六条）。
- 2 教会人は、治外法権・免税特権を享受しながら、営業するをえない（第十七条）。
- 3 純然たる非教会人の計尺宣誓者二名を置く（第十八条）。

第六十篇

巴里の針工の篇

1 第一、巴里の針工は、この職の利益の爲め、各人は一年の各季節を通じ、終課には仕事を止める、即ち待降節より復活祭（冬の季節）には終課に、肉食日には夕方最初の呼振人の通るのを合図に仕事を止めねばならぬと規定した。

2 次ぎに、如何なる者も年期八年、修業金四十巴里スウ以下の条件では徒弟を採用出来ぬ。

3 同じく次に、如何なる男女の親方も、一名以上の徒弟を置いて、採用してもならぬ。又現在の徒弟の年期の終らぬ中、他の徒弟を採用しても置いてならぬ。

4 同じく次に、徒弟が年期を終えた場合、まる一年間奉公し賃銀を受けぬ中は、営業を開始し得ない。

5 同じく次に、針工の如何なる者もこの職の宣誓者の中二名が徒弟契約の内容を聴く爲めに徒弟採用に立会わぬ限り、徒弟を採用する事は出来ぬ。又この職の二名の宣誓者の立会い無しに徒弟を採用した親方は、国王に五巴

里スウの贖金を納めねばならぬと規定した。

6 同じく次に、徒弟が親方の許より逃亡し、又は親方が徒弟を他の親方に譲った場合には、徒弟の親方も、その徒弟を譲り受けた者も、徒弟の年期が満了する迄は、他の徒弟を採用出来ぬ。又、徒弟が逃亡し、この職の何者かがその徒弟は元の親方に対し年期を勤め上げた事を確信せずに、この徒弟を雇い入れた場合には、雇った者は前記の贖金を課せられ、且つ、その徒弟を取上げられると規定した。

7 同じく次に、この職の男女如何なる者も針を磨く以外に前述の時刻過ぎに仕事をすれば前述の五スウの贖金を課せられる。

8 同じく次に、この職の男の親方達は二名乃至三名の宣誓者を選ぶであらう。宣誓者は店舗を巡視し誰も店舗内で規則を犯さぬよう監視する。店舗中に男女何れの者でもこの職の規則に違反する者を発見すれば、この二名乃至三名の宣誓者は違反の事実ありと誓言する丈けで信じられ、他の証拠を示す必要はないと規定した。

9 同じく次に、現在又は将来、男女の何人かがこの職の規則に違反する場合、国王が今後違反出来ぬようその者を処分し賜わらんことを。

10 同じく次に、この職の監督となる宣誓者が、この職の中に、不正品又は不良品を発見した場合、その場に巡捕が居らなかつたとすれば、宣誓者はその品を押収してこの職の他の親方達に示すべく持って行き得る。そして親方達はその品を悪い品だと認めたならば、宣誓者はそれを町奉行又はその代理の許に持参する。

11 同じく又、男女如何なる者も休息すべき、祝うべき祭日に仕事をすれば、国王に対し五スウの贖金を納めぬ

ばならぬ。

12 同じく又、この職の各々の者、親方も職人も、この職の利益を守る為め、毎週一ドニエを講中の献金箱に入
れよ。

13 この職のすべての者は「当時巴里の町奉行たるチャン・ド・モンテギユの許に出頭し、全部の者の賛同によ
り、又町奉行の御同意を得て」将来この職の如何なる者でも上に掲げたる規定の何れかに違反すれば、七巴里スウ
の贖金を納めねばならぬ。その中国王は五スウを納め、この職の監督をする宣誓者は、巡捕の分と、自己の労苦に
対して、二スウを収めると規定せんと欲し、可決した。但し、国王ならび町奉行が上掲の規定に対し随意に訂正
し、追加し、削除する事を妨げない。

14 同じく次に、この職のすべての者は町奉行所印鑑保管係ユー殿の御前に出頭・集合した。ユー殿は次の問題
に就いて町奉行ギヨーム・チボー様の身柄と事務を代理し、この職一同の者の請願によりこの職の一同の者の決議
を受理する為め差遣せられたのである。その決議は左の如くである。この職の男女如何なる親方も、自分があらゆ
る点に就いてこの職の仕事を徒弟に仕込む丈の腕が無ければ徒弟を採用し得ない。又、徒弟が年期の半分を終え
るか、親方が死亡する場合を除いては、徒弟の譲渡を行ってはならぬ事。

15 同じく次に、徒弟がこの職より一年と一日逃亡すれば、その徒弟は全然この職に就く資格を失う事。

16 同じく又、この職の男女如何なる親方もこの職の者以外の者に針金を延ばしめてはならぬ事。

17 同じく又、男女如何なる親方も、この職の者が売るべき針金を持って居るのに、この職の者以外から針を作

る為めに延ばした針金を買えば、贖金を課せられる事。

18 同じく又、男女如何なる親方も、職人が雇われている親方に労働又は金銭上の義務のある間に、自己の爲め又は他人の爲めにその職人を雇えば、贖金を課せられる事。

19 同じく又、男女如何なる者も年期六年修業金四十巴里スウ又は修業金無し of 年期八年以下で徒弟を採用し得ぬ事。但し、親方と相手方が希望するならば修業金をより多く取っても差支え無い。

20 同じく又、この職の中に不正品が発見されれば、その手許に不正品の発見された男女の親方は国王に対し十スウ、宣誓者に対してその労苦の代償として二スウ、講中に対し二スウの贖金を納める事。

21 同じく又、偶々巴里以外の男又は女が、巴里の町に來てこの職の仕事をしうと欲する場合には、果して仕事が出来てこの職に就くに充分な資格があるかを充分に調べ確かめる事。蓋し、この職の規則では徒弟は修業金無しであれば八年修業するを要するのである。

22 同じく又、上に掲げた諸箇条及び諸箇条の何れかに違反する者は誰でも上述の贖金を課せられる事。

23 同じく又、この職のすべての親方、女親方は、徒弟を採用する際、徒弟又は女徒弟をして聖者の遺骨にかけて、この職の規約・規則を永久に遵奉申すべし、又、巴里侯爵領内如何なる土地、如何なる裁判権の下に移行しようとも、巴里のこの職の親方衆に服従申すべし、又、この問題に就いては巴里町奉行の裁きを受け申すべしと宣誓せしめないと、上記の贖金を課せられる事を定めたのである。而して、以上を実行する爲めに彼等が巴里の自宅に持つて居る品物を担保とすることに定めた。以上は、この職の一同の者により、又この職の一同の者がこの職の四

名の宣誓者に与えた権限により作られ定められたのである。

欄外に先ず怪しいラテン語で、

Constituti sunt magistri vallet: Nicolaus Bouchier de Verherie, Petrus Dionisius, Martin d'Antoigny, Gilot le Piquart, et juraverunt martis die post Reminiscere XC° VII°

とあり次に、仏蘭西語で、

三百十六年冬の聖マルタン祭後の水曜日、町奉行とこの職の一同の者により宣誓者に選ばれ、宣誓せる者。

親方 アダム・ド・トラムブレー、エチエンス・プチ、ギョーム・ル・メルシエ

職人 ピエール・オーイス、ピエール・レパングリエ、ジャン・ド・フォントネー

左の者は千三百十八年聖マルタン祭後の木曜日この職の宣誓者となる親方及び職人なり。

親方 針工 エチエンス・プチ、ベルナル・プチ、ピエール・オーイス

職人 アンリ・ド・トランブレー、シモン・ド・ムドン、トマル・モワン、ギョーム・ル・コント

針工 ヴィヴァン・スウ、P・オーイス、ジュストラ(?) …… アンリ・ド・トランブレー

第六十篇 訳者註

針工は針金を延して磨いて針を作る。この作業を全部、職業内で行うべきで他に依頼してはならぬ(第七条・十六条・十七条)。

この職業の章程は、後二回にわたり補足が行われており、巴里ギルド変遷のあとを示している。贖金(第五条)が次々と引上げられた(第十三条、廿条)。宣誓者の数(第八条)も引上げられた(廿三条)。実力のない親方は徒弟が採れなくなり(第

十四条)、巴里以外の者が營業を開始することも困難となった(第廿一条)。

町奉行ギョーム・チボールの改正中、最も注目すべきは最後の第廿三条であり、これによれば親方は徒弟を採用する際に、巴里中の如何なる土地、如何なる裁判権の下に行くことがあるうとも、職業上の問題については町奉行の裁判権に服すべき旨を誓言せしめねばならないのである。

第六十八篇

巴里にて蠟板手帳を作る者達について

1 巴里に於て蠟板手帳製造者たらんと欲する者は誰でも、免許料なしでなり得る、又黄楊その他あらゆる種類の木材・象牙その他あらゆる種類の角質材を用いて仕事が出来る。但し、左に掲ぐる巴里の慣行・規則に従って仕事をなし又はなさしめる事を要する。

2 巴里の如何なる蠟板手帳製造者も、正式の結婚により生れた已の子供以外は一人以上徒弟を採るを得ない。

3 如何なる蠟板手帳製造者も、年期八年、修業金四十スウ、若くは修業金無しの年期十年以下で徒弟を採れぬ。しかしこれ以上の年期、修業金で採用するのは勝手である。

4 親方が徒弟から修業金を取る場合には、徒弟と親方が講中に対し二スウ納めぬ限り、如何なる蠟板手帳製造者も徒弟を採る事が出来ぬ。又、親方が修業金を取らぬ場合には、講中には十二下ニエ納めればよい。

5 講中に二スウ納めぬ中は、如何なる徒弟も仕事に手を觸れてはならぬ。

6 巴里で蠟板手帳製造者たる者は誰でも、欲するだけ多くの職人、雇人を雇う事が出来る。

7 如何なる手帳製造者も、夜、蠟燭の下で仕事が出来ぬ。又、肉食日の土曜には晩禱の鐘の後、肉断日の土曜には終課の鐘の後は仕事が出来ぬ。又一般町民が祝う祭日にも仕事が出来ぬ。

8 他の手帳製造者が雇って居る職人を雇はんとする場合には如何なる手帳製造者も、職人を雇って居る後者が職人に報酬を払うのを止め、その労務を必要としなくなる迄は、之を雇入れることが出来ぬ。

9 小間物商・文庫商の持つて居る古物は、彼等が携帯、使用する為の品物で無い限り、如何なる手帳製造者も、之を、修繕のためにも作り直す為めにも受取ってはならない。

10 徒弟が親方の落度によって親方の許を去る場合には、親方は、この職の監督をなす宣誓者の認定に従って、徒弟に賠償しなければならぬ。又、徒弟が無分別、無思慮で飛出した場合には、廿六週間経過せぬ中は、親方は徒弟を採用出来ぬか、廿六週間後には上述の方法に従って徒弟を採る事が出来る。

11 自己の無思慮によって親方の許を飛出した徒弟がその後の廿六週間内に自己の務めに帰ろうと思えばいつでも帰る事が出来る。しかし、自己の努めを棄てたため徒弟の落度により親方にかけたすべての費用、損害、入費を親方に返さねばならない。

12 上記の廿六週間内に親方の許へ戻ろうと思わぬ徒弟は、務めを放棄した為め、彼の落度により親方にかけたすべての費用、損害を払わぬ中は、この職業に手を觸れる事は出来ぬ。

13 親方が廿六週間後他の徒弟を採り、無分別により彼の許を去った徒弟が、その親方以外の親方の許でこの職業に復帰しようと思う場合には、元の親方に自己の落度によってかけた費用損害を償いさえすれば、^一そうする事が

出来る。」しかし、元の親方の許へは戻れぬ。何となれば親方は一人以上徒弟を採れぬから。

14 如何なる蠟板手帳製造者も、或る木片は黄楊であり他の木片は山毛櫸である手帳を作ったり、又黄楊と一緒に黄楊よりも高価な木材即ち、西洋杉・黒檀・蘇木・柏槓以外の木材を混ぜる事は出来ぬ。又、手帳製造者は油脂を蜜蠟と混ぜてはならぬ。而して以上の如き製品を作る者は誰でも、国王に五スウの贖金を納むべく、又製品は焼かれるであらう。こんな製品は良くも正しくもないから。

15 前掲の諸箇条の何れにでも、違反する者は誰れでも違反の度毎に国王に五スウの贖金を納め、又上に述べたる如く、不正品は焼かれる。

16 手帳製造者の職業には、国王と町奉行により任命された二人の宣誓者が居る。これ等の宣誓者は、聖者にかけて、この職業を良く正しく、万人の共通の利益の為に、監督いたし、又、この職業の中に犯されたと知ったすべての違反行為を巴里町奉行若くはその代理者に告げ知らせ申すべしと宣誓する。

17 これ等二名の宣誓者は、その請求があり、又それをよいと思えば、毎年町奉行が之を易える。

18 手帳製造者はその職業に属する物の購入にも、販売にも何等の税の負担が無い。

19 この職業を監督する二名の宣誓者は、其の職業を監督する為に使ったすべての費用を一同の者から取立てる事が出来る。又費用の金額は彼等がなした宣誓によって信用される。但し、必要の場合、町奉行がその金額を査定するを妨げぬ。

20 巴里の手帳製造者は夜警・人頭税・その他巴里の町人が国王に対し負担するすべての賦課租を負担する。

21 この職業を監督する為に宣誓した二名の宣誓者は国王の職業を監督する為に彼等が国王に対して為す奉仕の故に、夜警を免除される。六十才を超える者及び、妻が産褥にある者は産褥の間、同じく夜警を免除される。

しかしその事実を国王の名に於て夜警を幸る者に申告するを要する。

22 如何なる職人も、他人に雇われて居る間は、徒弟を採る事は出来ぬ。徒弟を採るとすれば、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。

23 自己の計算に於ける仕事に使用するに非れば、如何なる者も、徒弟を採る事が出来ない。

24 如何なる職人も、如何なる親方も、自分自身の仕事場以外の仕事場で使用する為に徒弟を採る事は出来ない。

25 外から来て巴里で働こうとする職人を雇うには、先に述べたる如きこの職業の慣行・規則に従って、仕事をなすであろうと誓約する前には、何人も之を雇う事は出来ない。

26 何人も、聖地巡礼・死亡の場合を除いては、一年と一日間徒弟をこの職業に就けた後でなければ、貧窮しても之を他人に譲ってはならぬ。

ソルボンヌ写本一五三丁裏面以下による原章程への追加

2の乙、なお又、我々の中の、即ち蠟板手帳製造者の親方の中の何人かが死亡し、正式の結婚により生れた子供達を残した場合には、その子供達は何にも抵觸せずこの職業の親方の資格を得られる事、ならびに、この子供達の人又は二人に仕事を仕込もうと思う者は誰でも、彼等を修業金無しに徒弟にしても、何人も異議をとえず、この

職業の規律に反しない事を我々手帳製造者は望み、互に許可する。この場合年期は徒弟を採る親方の随意である。

12 なお又、我々は定める。如何なる男も如何なる女も、国王に五巴里スウ、講中に五スウ、宣誓者に二スウの金を払わぬ中は、巴里町奉行所管轄内で手帳製造業を始める事は出来ない。

13 且つ又、我々は定める。如何なる男も、如何なる女も、巴里の街中をあちこちと製品を行商する程大胆であつてはならぬ。行商する事は出来ぬ。売却済みの品若くは宗教用の品の運搬はこの限りでない。

14 且つ又、我々は定める。如何なる者も聖エルワ祭、聖レオナル祭、聖金曜日に仕事をする程に大胆であつてはならぬ。

15 且つ又、我々は定める。如何なる者も、職人が親方から良い証明書を貰つて居ない場合には、之を雇つて働かせる事は出来ぬ。

16 且つ又、徒弟が故なくして親方の許を飛出し、三箇月経つた場合に、親方がこの三箇月の間に他の徒弟を採用して居れば、前の徒弟はこの職業に従事する資格を失ひ、払つた修業金を失う。而して親方が如何なる徒弟も採つて居ないとすれば、逃亡した徒弟は、この職業の宣誓者の認定により、三箇月若くは彼が不在の期間に親方に蒙らした損害を償ふ事によって、復歸が出来る。

17 且つ又、我々は定める。如何なる男も、如何なる女も講中に属するに非ざれば、金を稼ぐためにこの職業の仕事をし得ない。

18 且つ又、我々は定める。この職業の男若くは女が死亡すれば、各店より一名葬儀に列席すべきである。又、

欠席者は誰でも講中に対し半ポンドの蜜蠟を納むべし。

19 且つ又、我々は定める。この職業の二名の宣誓者は店や市場を尋ねて不良品・不正品を探し求め、国王に五スウ、巡捕に十二ドニエ、宣誓者に二スウの贈金を取り得る。

第六十八篇 訳者註

蠟板手帖製造業者は薄い木片、時には象牙などに蠟を塗り、鉄筆でメモをつける手帖を製造する。その章程は、ソルボンヌ写本には最初のもものと改正せるものと二通りあるが、ここには後者は前者と異なる箇条のみを掲げた。

改正に伴い、贈金が五スウ（第十五条）より、国王に五スウ、巡捕に十二ドニエ、宣誓者に二スウと引上げられている（改正章程第十九条）。

この職業の章程中特に注目すべきは宣誓者が職務遂行のために要した費用の弁済について記述している点であろう。その費用の金額は宣誓者が誓約した上で、しかしかなりといえはそのまま償すべきであるが、町奉行がそれを査定することもできる（第十九条）。

第七十一篇

巴里の骰子屋に就いて

1 巴里に於いて骰子屋即ちトリクトラック雙六簪や将棋簪用の、骨や象牙や角やその他あらゆる種類の原料や金属の骰子の製造者とならんと欲する者は誰でも、免許料無しになり得る。但し、左に掲ぐるこの職業の慣行規則に従って仕事をするを要する。

2 如何なる骰子屋も、正式の結婚によって生れた自分の子供以外には、一人以上徒弟を採ってはならぬ。

3 骰子屋が徒弟を採る場合には、年期八年及び修業の爲めに徒弟が払う廿巴里スウ若くは修業金無しで年期九年以下の条件では採用する事が出来ない。しかしそれ以上の修業金及び年期で徒弟契約をする事が出来ればしてもよい。

4 骰子屋が徒弟を採用した場合には、七年経過するや否や、他の徒弟を探り得るし、採るであろうが、七年経過せぬ内は、たとえ徒弟が自己の無分別のために骰子屋の許を去った場合と雖も、さうすることは出来ない。

5 如何なる骰子屋も夜間及び町の一般の人々が祝う祭日には仕事が出来ない。

6 如何なる骰子屋も徒弟が年期を終えない中に、互に取り合い、奪い合ってはならない。又職人や召使も雇傭契約の期限を終えぬ中に、互に取り合ってはならぬ。

7 巴里の骰子屋の徒弟若くは職人の誰かが年期を済まさぬ中に逃亡し立去り、巴里の町の外でこの職業を営む何人かの許で働き、且つこの雇った人間がこの職業の何等かの品を売る爲めに巴里に持来り若しくは送るとすれば、巴里の如何なる骰子屋もこの男が巴里の骰子屋の職人若くは徒弟を彼の家から追出さぬ中は、或は帰宅して三日以内に上述の徒弟若くは職人をたたき出しますと聖者にかけて誓い、保証を与えぬ限り、上述の品の如何なる物も買ってはならぬ。

8 巴里の骰子屋の誰かが巴里の内若くは外に於いて他所者から骰子を買ひ、その骰子が彼の家に着いた場合には、この職業の宣誓者がその商品が良く正しいか否かを検査し終える迄は、之を箱に納める事は出来ぬ。

9 如何なる骰子屋も、商品の仕上げが終つたのを見ぬ中には自己の職業に属する商品を買ってはならぬ。何となれば、誰かが延売買で買うと、品物がそのあるべき如くによく正しく立派に作られて居ない為に、往々訴訟沙汰が起るからである。

10 如何なる骰子屋も錘^{フロン}入り骰子を、丁・半如何なる目を出すものでも、水銀であれ鉛であれ、どんな材料で錘を入れてあつても、作ったり買ったりしてはならぬ。何となればかかる品物は不正品であり、焼却さるべきだからである。

11 如何なる骰子屋も不正目骰子^{ハボテン}即ち、目の全部がエース、全部が二、全部が三、四、五或は全部が六であつたり、二が二つあつたり、エースが二つあつたり、五が二つあつたり、三が二つあつたり、四が二つあつたり、六が二つあつたりする骰子で丁目骰子、半目骰子と呼ばれる物を作ったり買つてはならぬ。

12 如何なる骰子屋も磁^{マグネ}骰子即ち磁石に磨擦した骰子を作ったり買ったりしてはならぬ。かかる品は不正品であるから。又磁石で磨擦してあり、四と三が出る骰子も作ったり買ったりしてはならぬが、磨擦して無ければ作つてもよい。又他の如何なる種類の磨擦した骰子を作つてもいけない。それは不正品であるから。

13 右に掲げた条文の何れでも犯す者は誰でもつかまえられた度毎に、五巴里スウの贖金を国王に納める。又上に述べたすべての不正品は、上述の贖金を納めると共に、焼却・没収さるべきである。

14 この職業には国王の命により宣誓せる二名の監督者が居り、巴里町奉行が随意に任免する。監督者は、聖者にかけて、この職業を上^上に述べた方法に従い良く正しく守り申すべし、又、この職業の中に行われたるを知れるあ

らゆる規則違反行為は、可及的速に町奉行若くはその代理者に告げ知らせ申すべしと宣誓する。

15 巴里の骰子屋の親方達は夜警・人頭税及びその他の巴里の町人が国王に対し負担する賦課租を負担する。しかしその職業に属する物の購買にも販売にも何等税の負担は無い。

16 国王の御名によりこの職業を守る三名の宣誓者は国王の職業を守るが故に夜警を免ぜらる。又六十歳を超える者、妻が産褥にある者は、これは産褥の間だけ、同じく免ぜらる。但し国王の命により夜警を宰る者にその旨申告するを要する。

第七十一篇 訳者註

骰子屋とはガラガラボンに使う骰子を製造若くは買入れて小売する者である。聖ルイ王は一二五四年と一二五六年に賭博を法度とし且つ骰子の製造を禁じた筈なのに、花の都の真中に町奉行の任命した宣誓者を有する骰子屋の同業組合が存在するのは愉快である。

ガラボンの流行を間接に証明するものとして、イカサマ骰子の種類が豊富であることが挙げられる(第八——第十二条)。巴里以外から大量に輸入されたことは、信用取引が禁ぜられていることでも解る(第九条)。

商売繁昌の結果、徒弟や職人の奪い合いが劇しく(第六条)又、巴里以外の骰子屋が巴里の職人・徒弟を奪うことも多かった(第七条)。まことにおさかななことである。

第七十三篇

これは風呂屋の章程である。

1 巴里の町の風呂屋とならんとする者は誰でも免許料無しでなり得る。但し業者一同の合意によって成れる左に掲ぐるこの職業の慣行ならび規則に従って仕事をすることを要する。

2 即ち、如何なる男も、如何なる女も夜が明ける迄は彼等の風呂を呼び振れたり、呼び振れさせてはならぬ。風呂に行かんとしてこの呼び声で起床する人々に偶発する事あるべき危険の故に。

3 なお又、如何なる男も如何なる女もその店若くは風呂に於いて昼若しくは夜の淫売・癩病患者や破落戸その他夜に活動する評判の悪い人々を置いてはならぬ。

4 なお又、如何なる男も如何なる女も日曜日や町の衆が祝う祭日には風呂を沸かしてはならぬ。而して蒸風呂は一人二ドニエ、沐浴は四ドニエと定める。そして或る時期には薪や炭が他の時期より高い事があるから、その何れかの値が倍となれば、相場に従い、業者達の報告と誓約に従い、町奉行により適当な斟酌が行われるであろう。以上の事を男女の風呂屋達がしかと永く守るべく、違反仕らずと吾人の前に於いて宣誓し約束した。

5 この職業に於いて上に掲げた事項の何れにでも違反する者は誰でも、十巴里スウを償わねばならぬ。その中六スウは贖金として国王の物となり、他の四スウは骨折賃として職業を守る監督者の物となる。

6 この職業には一同の合意若くは大部分の者の合意により吾人により選ばれたる三名の宣誓者を今後置くであろう。彼等は巴里町奉行若くはその代理者の前で、良く正しくこの職業を守り申すべし、この職業の中で知り得た又は発見したすべての規則違反行為は町奉行若しくはその代理者に告げ知らせ申すべしと宣誓するであろう。これ等の者は町奉行が気の向く度毎に任免する。而して又、この職業の誰でも、その店又は風呂を誰かに賃貸し、経営

させ、借りた者が上に掲げた諸条に違反したため、この者のために何等かの費用が支出されたと言う場合が偶々起ったとすれば、この職業を守るためのこの費用はこの職業全体の者若くは賃貸した業者から取立てるであろう。以上述べた事はこの職業の人々の合意により定められ承認されたのである。

この職業の宣誓者は

チャン・ド・クレシイ

ドニーズ・ド・ビエーヴル

サンドニ門のアンリ

第七十三篇 訳者註

蒸風呂は十字軍を通じ、東洋から、輸入された。風呂には蒸風呂と沐浴があり、入浴料は高價である(第四条)。そしてやかもすれば歓樂場となる傾向があった(第三条)。

風呂を賃貸してもよいが、借りた者が規則を犯せば、業者一同若くは賃貸者の責任である。

第七十六篇

古着屋に就いて

1 如何なる者も王有職の營業免許料を納めぬ中は、巴里附屬地内に於いて古着屋即ち、古い衣裝・下着や羊毛類及び新古あらゆる種類の革製品を売ったり買ったりする者となる事が出来ない。而して營業の免許は国王の御名

により、国王が御意に適う間は職業の支配権を与え給ひし、待従長若くはその代官が之を行う。而して待従長は或る者からは高く、或る者からは安く、免許料を取つてよく。

2 待従長若くは代官は、堅氣な正しい人間、その者が堅氣で正しい人間だと言う良い充分な保証のある者以外にこの職業の営業を免許すべきでない。何故かと言うに、古着屋の誰かの手許に蔵品が発見された場合、その古着屋が堅氣な正しい人間であると証言するのは、この職業を守る古着屋棟梁の任務である。しかるに棟梁がその男を堅氣な正しい人間なりと証言して置いて、実はその者を知らず若くはよい正しい人々によってその者が堅氣で正しい人間なる事の証言を聞いた事も無いとすれば、全く不都合な話ではないか。

3 待従長の名に於いてこの職業を守る棟梁は、貧しくとも富んで居ようとも蔵物寄蔵の嫌疑で逮捕され、且つ自分は古着屋であると言ひ張つて居る者が、古着屋なりや否やを立証する為め、召喚された時はいつでも巴里町奉行の前に出頭すべきである。古着屋棟梁が出頭し、証言するのではないと、虚偽の申立をする者があるから、即ち蔵物寄蔵で逮捕された者が古着屋なりと自称して、事実はさうでない事がある。而して、蔵物寄蔵は一種の窃盜である。

4 如何なる者も聖者にかけて、古着屋棟梁及び少くも二名の親方の前で、この職業の親方衆が従来も行い今後も行うようによく正しくこの職業の慣行規則に従つて営業致しましょうと宣誓しない限り、巴里の附屬地内で古着屋となるを得ない。即ち泥棒や女賊から情を知つて買わない、女郎屋居酒屋では出所が明かでなければ買わぬ、品物が濡れたり血がついて居れば、何故さうなつて居るかが解つて居なければ買わぬ、又、巴里附屬地内の男女の癪

病患者から買わぬ、お寺の裝飾品は、腐朽して壞れて居なければ、買わないと宣誓するのである。而して若し何人が上に述べた事項の何れかに違反すれば、違反する度毎にこの職業の營業權を喪失し、全く新らたに營業免許を受け直し、上に述べた通りに誓約をしない内は、売ったり買ったりする為めにこの職業に首を突込んでゐなければならぬ。

5 如何なる古着屋も羅紗の打直しをしてはならぬ、又、その誓約により打直した羅紗を買ったり、売ったりすべきでない、又、フルーラン・ド・シヨデールその他あらゆる不良な染料即ち、フェエルその他の染料で染めた物を売買出来ぬ、又、古着類を拱門にひろげ、又は内壁に掛け、又は木棚内にひろげてはならぬ。又、ガルブラン布、イザンブラン布を用いて廢物を作つてはならぬ。又、フェルト製の如何なる衣類も売買出来ぬ。而してその品物は不正品であり、焼却さるべきである。

6 如何なる古着屋も羊毛製品を硫黄で燻したり、羊毛の股引を油で混ぜた炭の粉などで胡魔化しの仕上げを施してはならぬ。かかる事をなせば、その品物は不正であり、市場の真中で焼却されねばならぬ。

7 上に述べたすべての品物は、待従長の名に於いてこの職業を守る棟梁が、如何なる場所にて発見しようとも之を押収し、この職業の親方家の面前で、又、彼等の意見を徴し、市場の真中で焼却せしめ得る。それに就いては町奉行にも道路役人にも告げる必要はない。

8 古着屋棟梁は皮革製であれ、羊毛製であれ、襪襦を持って居る者を発見すれば、かかる襪襦を持って居た者が保証に立つ者を連れて来る迄、これを差押える事が出来る。而して若しその者が彼の保証に立つ者を発見し得ない場合は、その襪襦が被り物に付いてあるうが、他の布に付いて居ようが、それ等は棟梁の物となる。

9 古着屋はその欲する限り何名でも職人及び徒弟を採用出来る。修業金付きでも付かずでも、年期が長くとも短かくとも勝手である。

10 古着屋、職人及び彼等の徒弟は、如何なる領地に住もうとも、営業・合股契約・営業上の債務・営業上の損益その他古着の営業に関する色々な不正行為その他、古着屋の職業に属するすべての事柄に就いて古着屋棟梁の裁権に服する。

11 この職業の甲が同業の乙を棟梁に訴え、私は私の面前で「買われた」若くは売られた衣類（それを現在乙が持つて居る）に対し購買参加権があると申立てる場合、若し相手方が事件の真相を良く知って居る人々がこの衣装を買う時に居合せ、これについて申し上げたいと申して居りますと言わなければ、甲の申し分はその誓約のみで信じらるべきであり、他の証拠を必要としない。所が乙が此の如くに言う場合には、棟梁はそれ等の人々を召喚しその証人達を誓約させねばならぬ。而して証人の証言通りに、棟梁は実行せしめねばならぬ。

12 この職業の誰かが棟梁の前に召喚されれば、出頭しなければならぬ。出頭しないと四ドニエの贖金を棟梁に納めねばならぬ。又出頭して己の非を認めても、否認しても四ドニエの贖金を棟梁に納めねばならぬ。又若し罰を否認して罰に問われる場合も亦、四ドニエを納めねばならぬ。

13 この四ドニエの贖金は罰を認める人からも否認する人からも、否認した罰を問はれる人からも同じように棟梁は取るのである。それは裁判には臆測なしと言う訳だからである。又争証一件につき、即ち事実を認めても否認しても、否認して起訴されても抵抗、担保、債務等の争証一件につき四ドニエ以上の贖金を課し得ない。

14 棟梁の前で裁判が行われる時に、この職業の誰かが棟梁若くはその部下又はその他の誰かに対し不埒な言を弄し若くは不埒な行為に及んだとすれば、不埒な事を云われた相手方と棟梁に對し、棟梁の公平な決定に従い、賠償しなければならぬ。而して若し彼が賠償しようとしぬ場合は、棟梁は彼に營業を停止し、家から外へ出るな、王様へ納める税を持ち去るなど命ずる事が出来る。而して又彼が極めて痴愚で頑迷で扱い難い奴で、棟梁の前で保証した事を実行せず、若くは召喚に應じないとすれば、棟梁はこの痴愚で頑迷で扱い難い奴が古着市に於いて手にして居るすべての物を、見付け次第に、差押える事が出来る。而して彼が差押えられた物を持ち去ったり若くは彼の職業に属する品を何も市に持って来ぬ場合は、棟梁は彼を町奉行に訴えるであらう。すると巴里町奉行はその者の力を取拉ぎ古着職の棟梁の裁判により、良く正しく決定されて居る事を実行せしめ、且つ棟梁に對して行った暴力の償をなさしめ、棟梁に納むべき贖金を支払わしむるであらう。

15 古着屋のすべての職人、手袋屋のすべての職人、毛皮屋のすべての職人は、各人、毎年古着屋棟梁に對し五旬節に一ドニエ納めねばならぬ。この一ドニエにより、古着屋棟梁は、上に述べた諸職の各職人の申請があればこれ等の職業に属するすべての者を、必要ある毎に、自己の前に召喚する義務がある。

16 上述の職人の誰かが上に述べた一ドニエを支払わぬ時は、棟梁はその者の賃銀を差押え若くは、その賠償により棟梁を満足させる迄、人々がその者を雇入れる事を禁止する事が出来る。

17 上述の諸職の職人が棟梁の召喚に應ぜず、若くは棟梁の命令を実行しない場合は、棟梁が贖金を取り、命令を実行せしめ得るような彼の持物を何か見付けない限り、その職人に從業を停止せしめ得る。而して若し誰かが棟

梁の命令を無視してこの職人を使用すれば、その者は上に述べた贖金を課せられ、その贖金を棟梁は上に述べた通りに処分出来る。

18 古着屋はどの領地に居てもその売ったり買ったりする所の、その職業に属する品物に就き、相互に購買参加権がある。而して古着屋の誰かが古着市に行く事が出来ぬ場合には、自己の徒弟であった者である限り、血縁関係のある職人、若くは妻乃至子供の一人を代理に遣る事が出来る。その者は彼の代りに古着屋の一人に対してのみ購買参加が出来る。

19 町中を「着物と被り物」と呼び歩く者どもも、先に述べた方法に従って営業免許料を納めたのであり、それにより古着職に属する品物を売ったり買ったりする事が出来る。しかし彼等は彼等の前で売買が行われる如何なる品に就いても、如何なる古着屋に対しても、亦、外来者に対しても、購買参加権が無い。然かるに古着屋はこれ等の人々に対して購買参加権がある。併し、如何なる古着屋も自家用として買う品に就いては何人に対しても購買参加権が無い。併し、定期市には等しく皆なお互に購買参加が出来る。即ち「着物と被り物と呼び歩く者と外来者は古着屋に対し、古着屋は外来者に対し購買参加が出来る。そして定期市が続く限り、営業税を納める事により、皆な等しく売ったり買ったり出来る」。

20 巴里の町中を「着物と被り物」と呼び歩く者共が、この職業の親方家に対して購買参加し得るようになりたと思うならば、町中を「着物と被り物」と呼び歩くのを止めて、改めて営業免許料を納め、上に述べた方法に従って誓約をするを要する。

21 「着物と被り物」と呼び歩く者どもが、上に述べた通り、この職業の親方家に対して、購買参加する事は禁じられて居る。何となれば、「着物と被り物」は時刻を分たす家々を歩き回り、女郎屋にも居酒屋にも行き、毎日市を立て販売するからである。

22 「着物と被り物」と呼び歩く者が、完全に古着職の営業権を得んと欲すれば、即ち先に述べた古着市で売ったり買ったりする品物に参加権を持たと欲すれば、上に述べた方法に従って改めて営業免許料を納め、「着物と被り物」の呼声を止めるを要する。

23 巴里に於いて古着屋たる者は、誰でも、国王に税を納める事により、自分の店で良い正しい品物を売買し得る。

24 巴里近隣に開催される定期市即ちサン・ジェルマン・デ・プレ、サン・ラードル、ランチ、サン・ドニの定期市に於いて、古着屋の誰かが何等かの衣類を買い、教会用の衣類は別として、如何なる衣類であっても、それが盗難品である事が証明されれば、盗難被害者は彼の衣類を取戻し、古着屋は、上に述べた定期市の一つに於いて買った事を証明出来れば、その市が開催されて居る限り、買った金を取戻し得る。而してこれはフィリップ王の御世からの古着屋の仕来りである。かく定められたのは定期市というものは売ったり買ったりが自由であり、すべての商人に対し往復の通行免状が与えられて居るからである。

25 古着屋の職業に於いては、或る者は単にオーバン税納付者のみであり、他の者は単に古着屋のみであり、又他の者は同時に古着屋でありオーバン納付者である。

26 古着屋は下に述べる方法によりオーバン納税者の免許が与えられる。即ち新らしい及び古い毛皮業及び新らしい及び古い亜麻や羊毛の古着業のオーバン納税者とならんとする者は誰でも、巴里附屬地内の居住者である事を要し、且つ、古着職に対し廿五ドニエのオーバン免許料を国王に納め、棟梁に十二ドニエ、又、仲間に酒代として十二ドニエを与えねばならぬ。而してこの職業のオーバン納税者は各々毎年国王に対し六スウと八ドニエ納むべきである。しかしこれ以外はこの職業を行うに当り、売るにも買うにも、市場税・陳列台税を除けば何等の取引税・営業税の負担が無く。

27 誰でもオーバン納税者は上に述べた方法によりオーバン納税者の免許を与えられれば、彼は古着屋となつて上に述べたすべての品の売買即ち古い又は新らしい毛皮等、古い又は新らしい亜麻や羊毛製品や古い又は新らしい革製品を扱う古着業を営む事が出来る。そして上に述べた品々の負担すべき取引税を支払う事により、営業の免許を要せず、この職を営み得る。しかしながら単なるオーバン納税者は上に述べた如何なる品物の売買にも、この職業の仲間達即ち普通の古着屋や、オーバン納税者たる古着屋に対し購買参加権が無い。

28 古着職の古着屋は古着屋であれ他の者であれ、販売する為めに買うすべての者に対し購買参加権がある。

29 オーバン納税者ならざる古着屋は転売する為めに買うすべての人々に対し購買参加権がある。但し、単なるオーバン納税者に対しては、前者が前に値段を掛合つて、未だ思い切らない品物を後者が買ったか若くは、前者がその品の購入を後者に譲つた場合を除いては、購買参加しない。

30 古着職の棟梁は古着職、オーバン納税職の免許を何人に対しても強制し得ない。しかし免許を受けない者

は売買される品物に就き、上に述べたる如く、古着職に属する人々に對し購買參加権が無い。

31 巴里の町中を「着物と被り物」と呼び歩く連中、及びこの馬の骨か解らない者どもが、怪しい場所に、怪しい品の市を設けた。即ち決して広いと言えぬサン・セヴランに、しかも夜市即ち、晩禱の鐘から燭ともし時迄市を開くのである。王様の御意に適いさえすれば、こんな市は取払うべきだと思われる。何となれば、この市では王様の税金は損失を受けて居り、且つ又、この市のお蔭で多くの人々が多くの方法に於いて損害を蒙って居る。何となれば、ここでは怪しげな、不正に手に入れた品々が売られ、それ等を不正方法で手に入れた奴等から多くの人々が心ならずも悪い品物を買って居るからである。

32 この職業の親方家は夜警人頭税及び巴里の他の町人が国王に對して負担するその他の賦課税を負担する。

33 六十歳を超えた者、及び妻が産褥にある者、之は産褥の間、又、刺絡手術を受けた者、之は刺絡を受ける前に夜警に召集されて居ない場合、又、町の外へ行って居る者、之は町の外に出かける前に召集を受けて居ない場合、夜警の義務は少しもない。但し、これ等の者は国王の命により夜警を宰る者に召使若くは隣人により、届出でねばならぬ。

34 而して又、この職業の親方達曰く。十年この方、国王の御名により夜警を宰る人々はこの職業の人々の以上の事項についての言訳を隣人や召使に届出させたのでは受付けて呉れず、別嬪であろうがお多福であろうが、年寄りであろうが若からうが、身体が弱からうが、身重であろうが、亭主の言訳には女房自らやって来いと申すので弱って居るのである。一体女房が夜警が行われて居る間、消燈号音の鳴る時迄、町奉行所に座って居るなどと言う事

は極めて醜惡な極めて不都合な事である。そして町奉行所から巴里のような町をこんな時期に倅か娘丈けを連れて、又はたった一人で、人気のない通りを通して、自分の家迄帰えるのである。この為めかかる夜警欠席の言訳の爲め色々惡事・罪過・暴行が行われたのである。

これによりこの職業の親方衆は寛仁な王様に伏して懇願仕る。何卒夜警欠席の言訳は職人、下女、隣人になさせ得るよう。

第七十六篇 訳者註

古着屋の職業は宮廷の待從長に隸屬し、待從長は古着屋棟梁と稱する代官を任命して、彼を通じて領主權を行使する（第一条）。名前はモツサリしているが古着屋棟梁の權能は廣大であつて、營業免許を与えたり、取消したり（第四条）、不正品を押收したり、焼却したり（第七条）國王の領地のみならず、巴里の如何なる土地に住む古着屋に対しても、古着の營業に限る排他的に裁判權を有し（第十条）、單に古着職の職人のみならず、手袋屋・毛皮屋の職人より毎年一ドニエを徴し、これ等の職人の訴えを通じて之等の職業のすべてに対し裁判權を行使する（第十五・十六・十七條）。それはこれ等の職業が待從長に隸屬するからである。

このモツサリしてエライ棟梁は代議士のように金もうけが大好きで、營業免許を乱發するから、赍品故買事件が起つても、被告の顔を知らずでたらしめな証言をしている（第二条・第三条）。

この職業には、營業免許の受け方によって單なる古着屋と、古着屋兼オーバン稅納付者と、單なるオーバン稅納付者の三者があり、前二者のみがこの組合の仲間を構成し、後者即ち「着物と被り物」と呼びあるく古着行商人を眼の仇にしている（第二条・三条。第廿條、廿一條。第卅一條）。

古着屋という商売は常に仕入れに歩かねばならぬ。だから夜警に代人を認めないというのも、夜警欠席の届出は妻がやら

ねばならぬというのも不都合だ。夜中の一人歩きで大切な女房に万一のことがあった場合、ゴメンナサイでは済まないではないか（第卅三条・卅四条）。

第七十八篇

馬具塗師と鞍工、彼等の規則について

1 如何なる者も王有職の營業免許料を払わなければ、巴里に於いて鞍工となり、コルドウ山羊皮で装具した鞍を売る事は出来ない。而して国王の御意に適う間、この職業の營業免許権を賜わった者が、国王の御名に於いて十六スウ以内で、免許料を徴す。この十六スウの中から、国王は十スウを待従に、六スウを元帥に賜わった。

2 鞍工の職業にはすべての者の、若くは大部分の者の合意によって選ばれた三名の監督者が居る。これ等の宣誓者はこの職業の親方衆の前で聖者にかけて、この職業を力の及ぶ限り良く正しく守り申すべし、この職業の規則違反行為は巴里町奉行若くは、その代理として町奉行所に居る方に告げ申すべしと誓約すべきである。

3 巴里の鞍工の職にあるすべての者は三名若くは二名の監督者が、例えば不正品を差押えて、それに裁断を下す為めの意見を徴せんとする場合の如く、彼等の意見を徴する必要がある時には、監督者の請求に応じて集會する義務がある。而して若し監督者の請求に応じて来る事を欲しない場合は、巴里町奉行は監督者に対し巡捕を借し与え町奉行の権力によって彼等を集會に來らしむる。

4 如何なる鞍工も如何なる鞍商も、コルドウ山羊皮の鞍を製作するか若くはコルドウ山羊皮で装具した鞍を売

るのでなければ、例えその作る若くは売る鞍が全部牝牛、全部羊の鞍革で出来て居ようとも。王有職の営業免許を受ける事は出来ない。而して鞍はすべて同じ革で装具するのでなければ、装具しても、売ってもならぬ。

5 如何なる者も山形の接目が割れている鞍、山形に指二本以上割れ目のある鞍に着色したり、鞍敷をつけたり、如何なる種類の被履物をつけてもならぬ。而してかかる種類の鞍が何人の許に発見されても、その品は何等の補償も与えられずに焼却される。

6 如何なる者も、良く正しく革を張っていない、即ち前・後輪の四つの体全部にきちんと革を張っていない、所謂隅々迄革張していない所の鞍は装具しても、如何なる鞍敷をつけても、如何なる染料で染めてもならぬ。但し、聖堂防衛会員や僧侶用に作られた漆塗の鞍・若くはワニスをかけても生地の色がその儘の鞍は之を除く。之に違犯した物を作れば、その品は発見された所で焼却され、補償は与えられない。

7 この職業に属する者以外の人間から、古い材料と新しい材料とで馬具を作れと特に注文があった場合を除いては如何なる鞍工も古い革装具を新品に混ぜて使ってはならぬ。即ち輻辋革は新品であるか古物であるべくフェルトは新品であるか、古物であるべく鞍骨を被う革は新品であるか古物であるべきである。

8 如何なる鞍工も、^{バズネ}発条つきと呼ばれる輻辋革の外には、羊皮をコルドウ山羊皮その他如何なる皮革とも一緒に用いて縫う事は出来ぬ。

9 如何なる鞍工も裏打用に羊皮を牝牛又は犢と一緒に縫ってはならぬ。又、如何なる毛も如何なる種類の毛屑とも混ぜてはならぬ。これに違犯すれば、製品は焼却される。

10 如何なる鞍工もコルドウ山羊皮で装具した、即ち坐る部分と仕切りがコルドウ山羊皮で出来て居る鞍には毛を混入してはならない。毛を入れれば、鞍は焼却される。

11 如何なる鞍工も、皮革がよく正しく鞣して無ければ、コルドウ山羊皮や羊皮で装具した荷鞍や鞍を作ってはならぬ。

12 如何なる者も、鞍が純金で、即ち交ぜ物入りの金と言われる銀との合金でない金で覆われるのでなければ、鞍の後を金色に塗ってはならぬ。但し前輪は好きな物で塗ってよい。而してかかる鞍が発見されれば、焼却されるであらう。

13 如何なる者も鞍や長楯に対しては、それが如何なる鞍や長楯であっても、型を打ち型に倣め、張り付けた錫箔製の品を使ってはならぬ。但し、親方の誰かが買った鞍の紋所を変える必要がある場合や、客の注文によって著色した錫の紋所をつける場合には使ってもよい。而して若しこの規定に反して誰かが鞍を作ると、鞍は焼かれるが補償は与えられない。

14 鞍工はどんな物で型が出来て居ても型を使って作った品を前・後輪に膠で付ける事を、型を打ち、型に倣め張りつけた錫箔品と言う。而してかかる品を良くも正しくも無いと言い、亦売ってはならぬと言う。何故かと言うとすべて浮彫細工は鞍にでも長楯にでも石膏を塗った上を刷子で仕上げるべきだからである。

15 如何なる鞍工も商品の縁に被覆、即ち鞍や長楯や小楯を金や銀で覆輪する事を鍍金屋に依頼する事は出来ない。何となれば鍍金屋が彼等の金や銀で覆輪する時には、当然使うべき程の金や銀を品物に被せはしないし、又、

鞍工にとって利益にも名誉にもならないからである。而して若し誰かがかかる事をなせば、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。

16 如何なる鞍工も鞍を装具する以前に二度良く正しく接目を革張りしないならば、即ち最初に先に述べた如く本組を革張りし、次に全部を革張りしないならば、騎兵囊付きの鞍を作っても売ってもならぬ。これに違ふ品を作れば、その鞍は焼却せられる。

17 如何なる鞍工も自分の荷鞍にもその他の荷鞍にも荷止めの框即ち二つの櫃をつけて居る荷鞍の前輪の端について居る物を作るには、「それが馬や牝豚、雌牛その他これと同じ位充分な革で作らねばならぬ。そうでない作り方をすれば、荷鞍は焼却されるであらう。」

18 鞍工は、「この職業に属さぬ者の鞍若くは荷鞍を」新らしからうと古からうとその客が持ってきた装具を以て装具する事が出来る。又、詰め物に毛を混ぜても、客が他所から毛を持って来たのであれば、差支えない。

19 如何なる者も王有職の免許料を納めなければ、巴里の内に於いてコルドウ山羊皮で装具した鞍を買入れる事は出来ぬ。若しかかる事をなせば、コルドウ山羊皮業の職を国王の御名に於いて営業免許する人が、その鞍を差押えて自由に処分し得る。

20 鞍工の誰かが自分の職業に属する何等かの品物、例えば馬や大形軍馬の鞍被いその他何であっても、失った場合には、その事実をこの職の宣誓者に届出るべきである。そうすれば宣誓者はその品を持って居る者が誰であるかを知って居れば返還せしめるであらう。

21 鞍工の誰かがその職業に属する何等かの品を巴里の町の内若くは外に於いて買い、而して鞍工の職の他の誰かが売買証拠金を渡す時、手打ちの時、若くは取引を行って居る時に来合わせれば、後者はその品がこの職業に属する物であれば何でも、塗料であれ、装具であれ、コルドウ山羊皮であれ、他の何であれ、その取引に対し購買参加権がある。而して又、購買参加を求める者はその品の半分を取る事が出来るが、自分の好きな品を、好きな丈けの価格で好きな丈け少なく取る事も出来る。

22 この職の如何なる者も、鞍が装具される以前に、売られて居るので無ければ、鞍を装具出来ない。但し、騎兵囊付きの鞍、漆塗の鞍、白磨きの白鞍、鞍の横側に錫の鋏を打った後に金鋏を打って無い生地 of 儘の鞍は之を除く。而してこれと異った方法で製作する者があれば、その鞍は競売にかけられ、古物として売られる。何となれば此の如く売られる前に装具される品は良くも充分でも無い、又、それが賣られる前には人は決して正しく装具しないからである。而してこれと異って製作する者は、国王に十スウの贖金を納めねばならぬ。

23 如何なる鞍工も、鞍を楔で止める。即ち前・後輪が楔の間に置いて無い限り、鞍を銜路に向けて、店に高くも低くも飾ってはならぬ。而して若し誰かがかかる事をなせば、国王に十二ドニエの贖金を払わねばならぬ。

24 如何なる者も日曜日と聖母の四祭日即ち、八月中旬昇天祭、九月八日誕生祭、二月二日潔めの日、三月廿五日御告の祭には作業をする事が出来ぬ。但し、緊急の場合に長楯を装具し、若くは、鞍に鍔や、鞅をつけ、若くは荷鞍に馬具即ち尻帯や鞅を付けるのはこの限りで無い。而してこれと異った事をすれば、廿スウの贖金を課せられる。その半分は国王へ、半分は講中へ行く。

25 如何なる鞍工も、自分の子供若くは妻の子供、乃至、修業金も年期の契約も無く専ら神様の為めに仕込んでやる哀れな者を除き、二名の徒弟即ち塗師として一名、装具師として一名、以上を仕事に使う事は出来ぬ。

26 如何なる鞍工も上に列挙した人々以外の徒弟は、年期八年以下、修業金ハリーヴルと講中への披露金五スウ以下では採用出来ない。而してより多くの修業金、より長い年期で採用する事は出来るが、より少ない修業金、より短かい年期で採用する事は出来ない。

27 講中に対し徒弟が五スウ親方が各徒弟につき五スウ払わぬ中は、徒弟は仕事に手を觸れる事は出来ぬ。

28 先に述べた宣誓者三人若くは二人若くは一人は毎月少なくとも一回、鞍工の職業を守る為め、店舗を巡視し、不良品を発見し次第どこでもそれを差押え、それをこの職業の親方衆に示さねばならぬ。而してその品が不良品と判定されれば、それは巴里町奉行により焼却される。

29 すべての鞍工の親方及びすべての職人は自分の親方や隣人の誰か或はその他の者がこの職業の上に述べた事柄の如何なる点に就いても違背した事を知って居れば、之を宣誓者達若くは宣誓者の誰かに知らすべきであり、誓約によりその義務がある。而して若しくなさぬとすれば、その者は背誓者である。

30 如何なる鞍工も、職人が予め聖者にかけて良く正しくこの職業をなし、且つ上述の諸規則を遵奉しもしようと誓わなかった場合は、その職人を一日以上この職業の作業に使ってはならぬ。而して若し之に違反した場合には、この職人がそれ以前にこの職業の誰かの家に二日若くは引続きそれ以上居たのを見て、又それを証明する事が出来ぬ限り、彼を雇った者は国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。而して之を証明出来る場合には、その者はこの五

スウを免かれ、この立証を行われた当人が納めることになる。

31 如何なる者も玻璃や七宝の釘を、それがどんな性質のも物であっても、使用してはならぬ。若しかかる事をなせば、製品は焼却されるであろう。かかる品は良くも正しくも無いから。

32 如何なる者も羊皮や天鵝絨の鞍に金鋏や絹綱を用いてはならぬ。又、羊皮製の鞍でない限り、新しい鞍に錫の鋏で縁取ってはならぬ。而して若しこれに違反する行為を誰かが為して居るのを発見されれば、その人は例の贖金を納めねばならず、製品は焼却される。

33 如何なる鞍工も巴里の町の外で作られた材料を、それ等がこの職業の監督をする三人の宣誓者により検査される、即ち塗料は塗師により被覆・革紐・韁褥革は装具師により、鞍橋は鞍大工により検査される以前には、使用してはならぬ。而して誰かがかかる物を使用すれば、その品を失い、その品は焼却され、持主は国王に十スウの贖金を納めねばならぬ。

34 如何なる者も王有職の営業免許を受けるか、営業免許を受けた人の仕事を行うのでなければ、巴里に於いて鞍工の職即ちコルドウ山羊皮で装具する職にたずさわる事は出来ない。

35 如何なる鞍工もその他の者も、固定せる鞍の外は、ワニスを塗らぬ中は、染色し、装具した鞍を引渡してはならぬ。もしかかる事をなせば、国王に五スウの贖金を払わねばならぬ。

36 荷鞍に良くも正しくも無い革紐やその他の馬具、即ち豚皮^{クイアス}即ち牝豚の皮一枚若くは少なくともそれと同等の価値ある皮革一枚の厚さが無い馬具を付けてはならぬ。かかる物を作る者があれば、製品は焼却される。

37 何人も他人の陳列台若くは他人の店の前に居る如何なる買手をも喚いて追立てたり、呼び寄せたりしてはならぬ。而してかかる事をなす者は、国王に五スウ、講中に五スウの贖金を納めねばならぬ。

38 如何なる者も、その職業に属する品物をこの職業の宣誓者その他の者が、その品に違反になる点があるかどうかを検べる事を拒否してはならぬ。かかる事をなせば、国王に十スウの贖金を払わねばならぬ。

39 如何なる鞍工も塗師もその職業に属して、売ったり買ったりする品物に就いては、その品を製作に使用する限り、何等の税の負担が無い。但し巴里のすべての鞍工・轡工の全員が営業を続ける限り、毎年サン・ラードルの定期市に国王に納むべき四十スウは別である。この四十スウにより、定期市や市場に行く義務が無くなるのである。而してこの四十スウは、この職業の四人の親方衆が各人に、彼等が良いと思う所に従って、或る者には少なく他の者には多く、割当てる。而してこれ等四人の親方若くは少なくともその二名は割当額を割当てた人の各々から取るために町奉行に巡捕を一人寄越すよう申請する。而してこれ等四名の者は毎年この職業の三名の宣誓者が選任する。40 コルドウ山羊皮その他どんな皮革で装具する鞍工も、どんな皮革で装具された鞍を売る者も、コルドウ山羊皮靴屋が国王に編上靴を納入するのを援助すべきである。而してこの事によって、彼等はその望むがままの皮革を以て製作する事が出来るのである。

41 この職業を監督すべく命ぜられた宣誓者は、この職業の監督に費したり立替えたと言つ所のすべての費用・支出・すべての立替に就いてその言を信ぜられる。而してこれ等の金をその良いと思う所に従い或る者には多く、他の者には少なく、割当てる事が出来る。但し必要な場合、巴里町奉行がその金額を査定するを妨げない。

D・ダンクレ、Th・エスベロン、コル・ル・セリエ、ニコラ・ド・ヴァランシエヌは九十七年夏の聖マルタン祭の後の水曜日、この職の監督に選ばれ、宣誓した。

第七十九篇

巴里の鞍・前・後輪・居木の木組を作る鞍大工に就いて

1 巴里に於いて鞍大工即ち鞍の前・後輪、居木や駄馬の荷鞍の製作者たらんと欲する者は、免許料無しでなる事が出来る。

2 如何なる鞍大工もその職業に関して、売ったり買ったりする物に対し何等の税も負担せぬ。

3 如何なる鞍大工も、木材が製作に用いるに良く正しいか否かをこの職業の宣誓者によって検査される以前に、この職業に属する木材に手を觸れてはならぬ。

4 この職業を監督する宣誓者が前・後輪を不良と認めた場合には、その前・後輪が荷車挽きの鞍にしか使用出来ぬように、大きな錐で貫ぬくべきである。

5 この職業の宣誓者が前後輪を不良、即ち木材の白い部分で出来て居ると認めた場合には、荷車挽きの鞍にしか使用出来ぬように、外から明瞭にえぐるべきである。

6 如何なる鞍大工も古い鞍を手入れ、即ち小刀や手斧で古い鞍を修繕したり、自分の物であっても人の物であっても、一旦騎乗に用いたら、小刀で鞍や居木を削ってはならぬ。

7 如何なる鞍大工も、如何なる部分にでも、又、如何なる種類の前・後輪・居木にも、三日月形の木を入れてはならぬ。而してかかる事をなす者があれば、宣誓者が見付け次第、作品は焼かれ、その品が発見された所の者は国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。

8 如何なる鞍大工も、自分の子供か、妻の子供か、自分の甥、若くは修業金も年期も無しに神様の為めに哀れな子供に仕込んでやる場合を除いては、一人以上徒弟を採れぬ。

9 徒弟を採用するには年期六年以下、修業金六リーヴル以下ではならぬ。その他十スウを要する。この十スウは親方が五スウ、徒弟が五スウ、鞍大工が属して居る鞍工の講中に納めるのである。これに違反して採用する者は国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。

10 徒弟が五スウ、親方が五スウ講中に納めない内は、徒弟は仕事に手を染める事は出来ぬ。

11 徒弟がたった独りで出世作を作るようになれば、親方はもう一人徒弟を採れる。その理由は、徒弟が出世作を作る場合には、仕事を助んで仕事場に居るのが当然であり、人々は彼を尊敬し、出世作の出来ぬ者よりも重んずるのが当り前である。それで親方も小僧ツ子のように町に麵麴や酒を買いにやるわけには行かなくなる。さういう訳だから、徒弟が出世作を作るようになるや否や、親方はもう一人徒弟を採ってよいのである。

12 如何なる鞍大工も職人も徒弟も夜間及び町の一役の人々が祝う祭日には作業をしてはならぬ。作業して発見されれば、製品は焼却せられ、国王に五スウの贖金を納めねばならない。

13 この職業の如何なる親方も、職人が聖者にかけて、この諸箇条その他如何なる事項をも犯し、違反するすべ

ての者を、その事実を気付き、知るや否や、この職業を守る宣誓者に訴えましようと言誓し、又、聖者にかけて上にかかげた諸箇条に従い良く正しくこの職業に従事致しますと言誓する以前に、職人を雇入れる事は出来ない。而して上述の誓約をして仕舞う前に職人を雇う者は誰でも、国王に五巴里スウの贖金を納めねばならぬ。而して職人はこの誓約をなす義務がある。この誓約を職人はこの職業の宣誓者の一人とこの職業の親方の少なくとも二人か三人の前でなすべきである。

14 この職業の親方の誰かが職人を雇入れ、その職人が誓約をして居らなかった場合でも、その親方が自分の店へこの職人が来る前に、この職業の誰かの許に二日間働いたと証明し得れば、この五スウの贖金を免かれるであろう。而してこの贖金は職人が誓約せぬ中に働かせた者が納めねばならぬ。

15 而して職人が雇傭契約の終らぬ中に勝手に又は無分別で飛出し、又戻って来た場合、彼の親方が彼を雇わんと思う限りは、彼が雇われて居た親方との雇傭契約を果す迄は他所で働く事は出来ぬ。

16 如何なる鞍大工も、王室御用靴屋に営業免許料を払って免許を受けない限り、細工し、装具した鞍を製作出来ない。若しかかる事をなせば、鞍は国王の名に於いて営業税を徴収する者の物となり、又、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ

17 如何なる鞍大工も、木地の儘の木材即ち染色する為めの物でない木材を、それが売却済みでない場合には、自分の店の外へ運び出してはならぬ。若しかかる事をなせば、木材は焼却され、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。而してこれはかかる木材を運ぶと傷んだり汚れたりするのでこの職の親方衆がかく定めたのである。

18 如何なる鞍大工も規格に適って居らねば、前・後輪を居木につけてはならぬ。若しつけば、その品は焼却せられ、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。

19 如何なる鞍大工も前後輪が非常に小さくて二つ以上孔を必要としない場合を除き、前・後輪の三つの孔が完備して居らねば、これを居木につけてはならぬ。

20 如何なる鞍大工もその職業に属し、売ったり買ったりする品物に対し何等の税の負担がない。

21 鞍大工の誰かがその職業に属する何等かの品を買い、この職業の他の一人が、手打ちの時に若くは売買證據金が渡される時にその場に來合わせれば、後者はその半分若くは必要とする丈けを得る事が出来る。

22 巴里の鞍大工は夜警・人頭税及び、他の町人が国王に対し負担するその他の賦課税を負担する。

第七十八篇・第七十九篇・第八十篇 訳者註

鞍の製作は五つの職業の分業となっており、それ等は夫々独立した章程を持っている。ここには鞍工(七十八篇)鞍大工(七十九篇)の章程のみを訳出する。しかし実際にはこれ等諸職は単一の組合を構成しており、宣誓者は鞍工のみであり、この宣誓者が他の職業をも監督していた。

鞍工は營業免許料を必要とせぬが、コルドウ山羊皮を使用すればコルドウ山羊皮業の營業免許を受けねばならぬ。又コルドウ山羊皮を用いなくてもコルドウ山羊皮業が国王に納める「王様の繻上靴」と称する税を分担せしめられる(第四十条)。この点から見ると鞍工は国王がウー伯爵に賜った朝臣職の一つである。

宣誓者は三名であるがこの宣誓者が更に四人の役員を選び、「巴里のすべての鞍工・警工の全員が」「国王に納むべき四十スウ」を鞍業の全親方に適当に判当てさせる(第卅九条)。

職人は親方衆の規則違反を密告することを誓言せねばならず、又この誓言をせぬ職人を雇った親方は罰せられる（第七十八篇卅条・第七十九篇十四条）。

鞍大工の章程には「出世作」なる文字が見える。職業法鑑中出世作の文字はこれ以外にない。しかしその条文だけによって果して出世作が親方の資格試験の要件であるかどうか解らない（七十九篇十一条）。多くの学者は十三世紀にはまだ親方資格試験としての出世作はなかったものと考えているらしい。

第八十七篇

巴里の帯屋と、その職人や徒弟に就いて

1 巴里に於いて帯屋とならんと欲する者は誰でも、この職業の仕事が出来て、巴里又はそれ以外の場所で、巴里の慣行・規則に従ってこの仕事に従事した者であれば、「即ち、この職業に六年若くはそれ以上従事した上、この職業の講中に加入金三スウを納める者、但しこの三スウは自己の計算に於いて一年と一日営業する前には納めぬであろう、又納める義務がない」となり得る。

2 巴里に於いて帯屋たる者は誰でも、左に掲ぐるこの町の慣行・規則に従って仕事をすべきである。

3 如何なる帯屋も、自分の子供以外は、一人以上徒弟を採れない。

4 如何なる帯屋も修業金四十五スウ、年期六年以下で徒弟を採用する事は出来ない。しかし「当事者の合意があれば」より多くの修業金、より長い年期を定めてもよい。この四十五スウの中、五スウは講中の物となる。

5 徒弟は右の五スウを講中に納めない中は、帯屋の職業に手を染める事が出来ない。

6 如何なる帯屋も、少なくとも年期八年且つ講中に上述の五スウを納めて採用するので無ければ、修業金無しに徒弟を採用出来ぬ。

7 貧しい孤児があつて、それが元帯屋だった人の子供であり、帯屋の職業を修業したいと思えば、この職業の宣誓者は彼をして修業せしめ、費用を弁じてやる。このために宣誓者は講中の加入金三スウと「徒弟からの五スウ」を取るのである。

8 如何なる者も帯屋の娘以外には女を徒弟にするを得ない。

9 如何なる女も、帯屋の寡婦で、「自ら簡単な仕事は出来る者に非れば」「この職業に使用する為め」男性、女性何れの徒弟を持つてはならない。

10 如何なる男性の帯屋も、宣誓者を通じての外は、徒弟を採用出来ぬ。而して宣誓者は徒弟を使用せんとする者が、資力と能力に欠ける所がないかを検査するを要する。自分の子供に帯屋の商売を習わせる人々が金を徒らに失わぬように、又、徒弟が徒らにその時を失わぬように。

11 如何なる者も巴里若くはその他の場所で一年と一日この職業の営業をなした者でなければ徒弟を採用し得ない。而して「徒弟となる子供の地位が全く安全だと思ふ程採用する者の資力、能力がある場合を除けばこの職業の宣誓者の前で右の事実を立証するを要する。

12 誰かが宣誓者を通じて徒弟を採用し、貧窮するか死亡して、その為め徒弟に対し契約を果す事が出来ず、若

くは徒弟を家に置く資力が無い場合、この職業の宣誓者はその子供を引取り、「子供とこの職業の利益の為に、この職業内の」他の親方の許で修業する費用を提供する義務がある。

13 如何なる帶屋もこの職業に於いては職人が、どこに於てであろうとも、巴里の慣行・規則に従って修業したの でなければ、即ち六年若くはそれ以上この職業に従事したの でなければ、雇入れる事を得ない。

14 如何なる帶屋も、聖地巡礼に行くか、重い病の床に伏し、若くは全然営業を廃止しようと欲するに非ざれば、徒弟を他人に代償を得て譲る事は出来ぬ。これは子供が年期の半分若くは四分の一も終えぬのに生意気になることに鑑みて、殊に、親方の或る者が他の者の徒弟を奪わぬように考えて、この職業の親方衆が定めたのである。

15 如何なる徒弟も、上に述べた理由により親方が永久に廢業するのでなければ、親方から身柄を買戻す（修業年期を短縮して貰う）事は出来ぬ。年期の短縮を許可して呉れとねだって、徒弟が自分達の親方に面倒を起さぬように特にかく定めた。

16 帶屋の娘がこの職業の仕事が出来て、この職業の仕事の出来ない男と結婚して居ても、止むを得ない場合は、町で帶屋の親方の許でこの職業の仕事をしてよい。だが亭主に仕事を仕込む事は出来ぬ。何故かと言うに、帶屋の寡婦でなければ、親方であり得ないし、徒弟が採れないのであるから。而してこれは女の子達が両親を離れて去り、この商売を始め、徒弟を採り、その者を相手にしたい三昧の真似をなし、両親から盗んだ少計の金を遊蕩に費い果すと、両親の許へ帰って来るのであったが、両親は財布が軽く身の重くなった彼女達を追払う訳には行かなかったという訳で昔、親方衆が定めたのである。

17 この職業の職人がこの職業に属さぬ女を女房とすれば、一年と一日自己の店舗を経営する前に、妻に仕事を仕込む事を得ない。

18 如何なる帯屋も「聖ルミ祭と四旬節の最初の日の間を除き」夜業してはならぬ。

19 如何なる帯屋も巴里の町の衆庶の祝う祭日には仕事をしてはならぬ。

10 何人「如何なる帯屋」も燭の光で作業する事を得ない。

21 帯屋の職人には終業時刻がある。即ち肉断日には終課の最初の鐘、肉食日には夕方通る最初の葡萄酒呼び振れ人が通った以後は、仕事を仕舞う。

22 如何なる帯屋も完全に出来上った帯でなければ、隣人に売ってはならぬ。

23 如何なる帯屋も、絹製・皮革製・如何なる帯でも、縫ったり金具をつけるために、自分の店から出してはならぬ。

24 銀の帯は金具を付けに店から出しても、夜業して金具をつけてもよい。

25 如何なる帯屋も巴里の町の外、巴里から廿里以内に於いては、唯シャンパニユ、サン・ドニ、ランチ、サン・ジェルマン・デ・プレその他の大市を除き、自分の帯や人の帯を売る事が出来ぬ。而して帯屋はサン・ジェルマンの大市には出かけないから、毎年四十巴里スウ納めねばならぬ。しかしこの四十スウを納めるのは小間物屋・小刀屋・蠟板手帳屋その他巴里の小間物中央市場に陳列台を持つ者一同にて納めるのである。又この四十スウはサン・ジェルマンの大市が開催されて居る間、各人の持つ陳列台数に従い、その位置に関係なく、陳列台毎に徴収される。

26 如何なる帶屋も、巴里中央市場を除いては、巴里に於いて自分の店舗以外で帶を売る事は出来ない。

27 如何なる帶屋も、陳列台を持って居れば、巴里の街中を帶を行商し若くは行商せしめてはならぬ。全然陳列台を持って居らねば市日には、行商し若くは行商せしめてよいが、それは唯市場内のみであつて、他所はならない。

28 巴里の帶屋にして上に掲げた事項に違反し若くは、その何れかに違反する者は誰でも、違反一件毎に、国王に十五スウの贖金を納めねばならぬ。職人の場合は五スウである。

29 如何なる帶屋も二枚で出来て居る帶を製作してはならぬ。何となればかかる品は良くも正しくもないから。

若しかかる物を作れば、帶は焼却され、その帶を手許に発見せられた者は、その帶の製作者に非ずと保証に立って呉れる者が無ければ、国王に十五スウの贖金を納めねばならない。

30 如何なる者も錫の帶を製作即ち、錫の金具を付けたり、錫を被せたりしてはならぬ。若しかかる事をなせば、製品は焼却せられ、製作者は国王に十五スウの贖金を納めねばならぬ。

31 如何なる者も空洞でない品と内側のうつろな品を一緒に合せてはならぬ。かかる品は良くも正しくもないから。若しかかる品が発見されれば、焼却されねばならぬ。而して手許にそれを発見された者は、証人を立て得ない限り十五スウを納めねばならぬ。

32 如何なる者も金鍍金してない品と金鍍品した品と一緒に用いてはならぬ。若しかかる事をなせば、その品は焼却せられ、手許にそれを発見せられた者は国王に十五スウの贖金を納めねばならない。

33 如何なる者も全部が絹若くは全部が麻の覆縫で無ければ帶を縫ってはならぬ。之と異つた品を作れば、品物

は焼却せられ、持主は国王に十五スウの贖金を納めねばならぬ。

34 如何なる帶屋職人も帶屋以外の人間に雇われてはならぬ。もしかかる事をなせば、国王に五スウの贖金を納めねばならぬ。

35 どんな帶屋でも職人を雇えば、幾日間彼を雇うにせよ、雇入れた最初の日に定めた賃銀で一週間で彼に仕事を渡すべきである。「而して職人もこの価格を一週間で変える事が出来ない。」

36 如何なる帶屋もその職業に属し、売ったり買ったりする品物に就き何等の税も負担せぬ。但し、その陳列税即ち彼等が国王より永久に買取った陳列台に対する年貢は之を除く。

37 鍔と鉄鏈で製品する巴里の帶屋は誰でも、どんな小間物を売ろうとも、サン・ラードルの大市には陳列台料として六ドニエ以上納めない。しかも行商して、盤台を持たぬとすれば、何の負担も無い。

38 而してこの職業にはこの職業の親方衆が選任する三名の宣誓者があらねばならぬと知るべきである。この宣誓者達はこの職業を上述べたる規則に従って良く正しく監督すべし、又、この職業に於いて国王の利益を守るべしと誓約する。而してこれ等三名の者は毎年この職業の親方衆が選任するのである。又上に述べたようにして選任せられた三名の宣誓者が一人の者を選んで町奉行の前に連れて来り、この職業の規則違反行為を町中をまわって注意し、上記三名の宣誓者若くはその一名に知らしむべしと宣誓せしめる。そしてこの三名の監督者は、製作品が不正品であれば、不正と断定し、上に述べた通り、国王の利益を守るのである。

39 巴里の帶屋は、六十歳を超えた者、この職業を監督する為に選ばれた三名の者を除いては、国王に対し夜警

の義務がある。三名の選ばれたる者は帯屋の職業を監督する事により国王に奉仕するが故に、夜警を免除せられる。

40 巴里の帯屋は巴里のその他の町人が負担する賦課租を国王に対し負担する。

41 而して締金屋の誰かが、帯屋の仕事を行わんと欲する場合が起ったものとすれば、徒弟を採るには、帯屋職中に於いて採る前に、締金職に於いて一名採用するを要する。「而して、国王の裁判権の下にある者でなければ、如何なる者もこの職業の親方にも職人にもならない。

第八十七篇 訳者註

帯屋は革帯に絹や麻で刺繍したり、金具をつけたりする工人であるが、締金屋・小間物屋と一つの団体をなし、締金屋が帯屋となることもできるし（第四十一条）。帯屋も小間物を販売し（第卅七条）小刀屋・蠟板手帖屋などと共に巴里の小間物屋中央市場に陳列台をもち、サン・チエルマンの大市にはこれらの職業が共同して四十スウを納める（第廿五条）。

帯屋の講中は親方・徒弟の納める加入金を以て、帯屋の貧しい孤児の修業費に充てている（第七条）。帯屋の娘以外には女は徒弟となりえない（第八条）。しかし他職の者と結婚すれば帯屋の娘も女工として働くことができるだけで、夫に仕事を仕込んで營業することはできない（第十六条）。

宣誓者は三名あるが、この三人が一人の監視人を選び、規則違反を監視させ、その裁判は宣誓者が留保する（第卅八条）。徒弟を採用するには宣誓者の許可がいる（第十条）。

第八十八篇

巴里の手袋屋に就いて

1 巴里に於いて羊・牡豚・栗鼠若くは犢の手袋を作る手袋屋にならんと欲する者は誰でも、国王とウー伯爵の所有する職業の営業免許を受けるを要する。国王はウー伯爵に、御意に適う間を限り、この職業の一部分を与え給うた。而して営業免許はそのために任命せられた者が国王とウー伯爵の名に於いて、免許を得たいと思う者一人につき卅九ドニエ又は任意にそれ以下で与える。しかし、それ以上の免許料を取るを得ない。この卅九ドニエの中、国王は廿五ドニエ、ウー伯爵はその残りを得給う。

2 此の如く手袋屋が営業免許を得た時は、免許を受けるに立会った仲間に対する酒代十二ドニエを払うを要する。

3 ウー伯爵の名に於いて営業を免許する者は、この職業に関して職人と親方との間に生ずる問題に就いて、職人及親方に対し支配権ならび下級裁判権を有する。而して棟梁は、規則違反に該当する問題が起る度毎に、希望とあれば、唯四ドニエを限り、過金を課するを得る。

4 手袋職の職人は各人・毎年、ウー伯爵の名に於いて営業を免許する棟梁に対し、五旬節に一ドニエ納めねばならぬ。而してこれにより、一年中彼等を棟梁の前に出頭せしめる所の召喚を免除される。

5 巴里の手袋屋は如何なる皮革で手袋を作るにも、何等古い材料を雑えず、全部新らたな皮革を材料として手袋を作るを要する。而してこれと異った手袋を作れば、発覚する度毎に、国王に五スウの贖金を納めねばならない。

6 巴里の手袋屋は、皮革が明禁で鞣してなければ、鹿皮も犢皮も使用するを得ない。他の鞣皮仕上法は本式でないから。而して此の如くに製作しない者は、上述の贖金を課せられるであらう。

7 巴里の手袋屋はその使用する皮革が実際に用いられた鞣皮仕上法と異なる仕上法によるものと見せかけて手袋を販売してはならぬ。これに違ふ者は、上述の過金を課せられるであらう。

8 巴里の如何なる手袋屋も日曜日に手袋を売ったり、売るために店を開いたりしてはならぬ。但し、六週間に一遍廻つて来る当番に當つた時はこの限りでない。即ち当番の時にはこの職業の親方四名は日曜日に、手袋を売る為め、彼等の店舗内に陳列すべきである。

9 巴里の手袋屋はその欲する丈の職人と徒弟を採用し得るし、その年期も随意に定め得る。

10 手袋屋の誰かの徒弟がその無分別のため親方の家を飛び出した場合には、他の如何なる親方もその徒弟が年期の問題について親方に満足を与える迄は、彼を雇つて、徒弟年期を果さしめる事は出来ない。かかる事をなす者は、發覺する度毎に五スウの贖金を課せられる。

11 巴里の如何なる手袋屋も市場の陳列台と自己の店舗だけで販売すべきであり、巴里の町を廻つて手袋を持ち歩くを得ない。かかる事をなす者は、上記の贖金を課せられる。

12 巴里の手袋職の職人は、彼等の親方の許可を得ないで、親方の徒弟を養つたり、使つたり、奪つたりする事は出来ぬ。かかる事をなせば、上記の贖金を課せられる。

13 この職業を監督する宣誓者達はこの職業の講中に属する貧しき人々を救済する為めに、国王の贖金が課せられる度毎に、五スウの贖金の中二巴リスウを得る。

14 巴里の手袋屋は各人、毎年、冬の聖アンドリユー祭に三スウと八ドニエのオーバン税を国王に納めねばなら

ぬ。而してこのオーバン税によってすべての營業に關する税を免除される。

15 洗礼者ヨハネ祭が過ぎてから、營業免許を受けた巴里の手袋屋は、その最初の年にはハスウのオーバン税を納める丈けでよい。しかし洗礼者ヨハネ祭の前に營業免許を受ける者は最初の年もその後の年と同様に、三スウとハドニエ納めねばならぬ。

16 巴里の手袋屋はその職業に屬し、売ったり買ったりする物に対し、何等の税も負担せぬ。何となればオーバン税によって免除されるからである。

17 この職業には国王の名に於いて職業を監督する二名の親方が居る。これ等の者を巴里町奉行がその意志により任免する。これ等の監督者は町奉行の前で聖者にかけて、この職業を良く正しく守り申すべし、この職業内に犯される事あるべきすべての規則違反行為を可及的速かに、町奉行若くはその代理者に告げ知らせ申すべしと宣誓する。

18 国王の名に於いてこの職業を監督する二名の宣誓者は、職業を監督するに要する苦痛に対し、国王の御意に適えば夜警を免許されるであらう。

19 齡六十を超える者と、妻が産褥にある者は、後者は産褥の間を限り、夜警を免除される。しかしその事実を国王の名に於いて、夜警を宰る者に届出するを要する。

20 巴里の手袋屋は夜警・人頭税及び、巴里の町人が国王に対し負担する賦課租を負担する。

この職業の監督は、

シテの住人若くはカランドの隅のギョーム・デストレと手袋屋マルタン・ド・ルーアンなり。

三百廿一年降誕祭後の火曜日宣誓す。

第八十八篇 訳者註

手袋屋の職業は、国王が待従長ウー伯爵に「一部を与えたもうた」ため、營業免許料卅九ドニエの中、国王は廿五ドニエ、殘金を伯爵が收める(第一条)。

ウー伯爵の名において營業を免許する手袋屋棟梁は勞使の問題につき職人及び親方に対して支配權・下級裁判權を有し、四ドニエを限つて贖金を課しうる(第三条)、しかるに職人たちは毎年一人一ドニエを納めることにより、棟梁の召喚に應ずる義務を免除して貰っている(第四条)。

手袋屋の宣誓者は棟梁やウー伯爵と關係なく、町奉行が任免し(第十七条) 国王に納める贖金五スウのうち二スウを以て、手袋屋講中に居する貧しき人々を救済する(第十三条)。

手袋屋は日曜日には休業しなくてはならぬが、順番に四軒日曜日も店を開くことになっている(第八条)。

第八十九篇

秣屋と秣の周旋業者に就いて

1 巴里に於いて秣屋即ち秣の売買をなす者ならんと欲する者は誰でも、左に掲ぐるこの職業の慣行・規則を守る爲め、必要な資力を持って居れば、免許料なしでなり得る。

2 如何なる秣屋も、「呼び振れ用の一束を除いては」すでに売却済みでない秣の束を巴里の町で売り歩き又は

売り歩かせてはならない。

3 如何なる者もこの同じ職業に於いて同時に秣商人と周旋業者とを兼ねるを得ない。しかし何れか希望する方に免許料なしでなり得る。

4 如何なる者も同時に巴里の秣商人と運搬人とを兼ねるを得ない。しかし何れか希望する方になり得る。

5 如何なる秣屋もその小売する秣に対しては「唯千ドニエにつき十二ドニエ、百ドニエにつき一ドニエ以外は」周旋料を与えてはならぬ。しかし自己の秣舟や秣馬車や納屋を持ち、卸売をなすならば、周旋人を使い、周旋料を支払ってよい。

6 巴里に居住する者若くは他所の商人で巴里城壁内にでも、城壁外にでも、秣の充ちた納屋を持って居る者は、望みとあれば秣を束ねさせ「三条の縄で束ねて、内側も外側も変らぬようにすべきである」巴里の町中を、上に述べたる如く売り歩きはさせず、ただ呼び振れせしむる事が出来る。

7 如何なる秣屋も巴里に於いて、秣を買わんとする人若くはその使いの者がその場に立会うのでなければ、如何なる運搬人にも秣を売ってはならぬ。何となれば運搬人は秣の買手を欺くから。四スウで買った物を彼等に五スウで売るから。

8 如何なる秣商人も同じ一つの舟に積んだ秣を二通りの価格で売る事は出来ない。

9 如何なる秣商人も舟の中から自分の店に秣を置くべきであり、河の上で陳列台に乗せて売ってはならぬ。何となれば往來の船舶の邪魔になるから。

10 如何なる秣商人も巴里で売る為めの束ねた若くは解いてある秣を納屋や店から巴里の港の何れにでも舟で運搬してはならぬ。

11 この職業には国王の命により宣誓せる六名の人物が居る。その者どもを巴里町奉行は随意に任免する。彼等は聖者にかけて、この職業を出来る丈け良く正しく守り申すべし、而してこの職業に犯されたるを知れるすべての規則違反行為を町奉行若くはその代理者に、可及的速かに告げ知らせ申すべしと宣誓する。

12 以上の事項の何れにでも違反する者は誰でも、發覺する度毎に国王に対し廿巴リスウの贖金を納めねばならぬ。

13 巴里の秣商人は夜警・人頭税及びその他の町人が国王に対し負担する賦課租を負担する。しかしこの職業に属して、売ったり買ったりする品物に対し何等の税も負担しない。但し、巴里に居住して秣を小売する者は之を除く。この者どもに対しては国王が巴里の町の中にお入りの日にはいつでも国王の御名により営業税を徴収する者が店の中に見付け得る最上の秣一束を取って、国王に捧げるのである。

14 国王の名に於いて秣屋の職業を監督する六名の宣誓者は、国王の為に国王の職業を守るのであるから、夜警を免除される。而して齡六十を超える者と、妻が産褥にある者も亦同じ、しかしその事実を国王の御名に於いて夜警を宰る者に届出でねばならぬ。

第八十九篇 訳者註

秣の売買は商人・周旋人・運搬人の三種の専門に分れ、相兼ねるをえない。(第三・第四条)商人は更に舟や倉庫を持つ卸商

と店売りの小売商に分かれる。

周旋人は卸商のみが使用したが、後には小売商も雇ってよいと改められた(第五・第六条)。運搬人は買手が秣の引渡される現場に立会うのでなければ商人から秣を買ってはならぬ。「四スウで買ったものを五スウで売るから」である(第七条)。

国王が巴里の町にお入りの時には秣の小売商は店にある最上の秣を一束献上しなければならぬ(第十三条)。

(1) 欄外に書き足したものの。ラメール写本にはない。

(2) これを *tenage fenaticum* という。王侯が牧場の收穫に対して課した税であるが、都市においても秣業に課せられた。

第九十一篇

巴里のフェルト帽子に就いて

1 巴里に於いてフェルト帽子屋たらんと欲する者は誰でも、免許料なしでなり得る。

2 如何なるフェルト帽子屋も徒弟は一名以上採り得ない。しかし職人は何名でも雇える。

3 フェルト帽子屋は、自分の倅か近親でなければ、年期七年以下で徒弟を採用するを得ない。而して右の年期の外に修業金を取るのは自由である。又、この職業の講中の善基金庫が取る十スウの外は何も取らず何も求めないでもよい。

4 徒弟と親方双方合意の場合には、徒弟は親方から徒弟年期を買戻す事が出来る。

5 如何なるフェルト帽子屋も夜警係りが夜明けの角笛を吹鳴らす前に仕事をするを得ない。又夜業も出来ない。若し仕事をすれば巴里町奉行に五スウの過料を納めねばならぬ。

6 如何なるフェルト帽子屋も古いフェルト帽子を染直してはならぬ。かかる事をなせば、国王に五スウの贖金を納めねばならず、又帽子は焼却される。

7 如何なるフェルト帽子屋も毛屑の雜らぬ純粹の仔羊の毛以外でフェルト帽子を作ってはならない。かかる事をなせば、帽子は焼却せられ、その者は国王に納める五スウの贖金を課せられる。

8 如何なる帽子屋もその仔羊の毛で作った黒い帽子に糊や膠を用いてはならぬ。若しかかる事をなせば五スウの贖金を課せられた上、帽子は焼却されるであらう。

9 如何なる帽子屋も、当番の場合を除いては、日曜日に販売するを得ない。この日に売れば、巴里町奉行に五スウの贖金を納めねばならぬ。

10 如何なるフェルト帽子屋もこの職業の監督者たる二名乃至三名の前に於いて徒弟を採用するのでなければ、採用できない。若し勝手に採用すれば巴里町奉行に四十スウの贖金を納めねばならない。

11 徒弟は講中の十スウを納めない中はフェルト帽子業に手を染めることを得ない。

12 フェルト帽子屋達は宣誓して、これ等の規則に違反する事なかるべしと言ひ、又、若し誰かが違反すれば、町奉行の名に於いてフェルト帽子業の監督者である、若くは、となるであらう一名若くは二名の者に告げしらしむべしと言ひ。

13 親方と徒弟の間に争訟が起らないようにする為めに、この職業の諸事項につき徒弟がその親方に不利な事を申し立ててもその云ひ分は取り上げなす。

14 上に掲げた諸規則に違背せるを発見された者は誰でも、上に掲げたすべての贖金の外に、三名の監督者に彼等が上掲の贖金を追い求め、上掲の規則違反を摘発する事により、この職業の利益の爲めに費いやせる、すべての費用、すべての支出、すべての負担を返還、賠償する義務がある。而してこれ等三名若くは二名の監督者がなした支出を立証するには彼等の誓約だけで充分であり、他の如何なる証拠も必要としないことを知るべきである。但し必要のある場合に巴里町奉行が金額の査定をなすを妨げない。

15 如何なるフェルト帽子屋も巴里のあちこちへ商品を行商するを得ない。若しかかる事をなせば巴里町奉行に対し五スウの贖金を納めねばならぬ。

16 巴里の如何なる帽子屋も、唯その購入する仔羊の毛を除いては、その職業に関して売ったり買ったりする品物に対し、何等の税も負担しない。

17 フェルト帽子屋が一まとめに、目方を示さぬ仔羊の毛を購入する時には、それを計量せしむる必要はない。しかし、毛の目方が示されて居る場合には、計量せしめても、せしめなくとも、計量料として一回に一ポアトヴィン貨を要する。

18 売手も買手と同額の計量料を支払う。但し取引税は全然払う必要がない。何となれば牝羊が仔羊に代って税を払って居るから、

19 フェルト帽子屋は夜警及び他の町人が国王に対し負担する諸税を負担する。

千三百十八年ル聖マタン祭の土曜日この職の宣誓者となる。

フル町のアダム・エコ

聖インノサン寺前ウード・ド・カンポー

アルトワ伯の門の外なるチャン・ギネ

第九十一篇 訳者註

フェルト帽子には純粹の仔羊の毛を用い、糊や膠を使用してはならぬ(第七・第八條)。

この職業には三名の宣誓者が居る。フェルト帽子屋は宣誓者に対し各人よく規則を守るべし。且つ、規則を破る者を発見すれば訴えるべきことを誓約する。(第十二條)しかし、徒弟が自己の親方に不利なことを訴えて出ても宣誓者は取上げない(第十三條)。規則違反者は、単に贖金を納めるのみならず、宣誓者が職務遂行のために費す費用を負担しなければならない(第十四條)。

フェルト帽子屋の章程には衣料に関する諸職業に共通な規定がある。即ち、(1)徒弟は講中への加入金を納め、徒弟契約には宣誓者の立会を要する(第十・第十一條)。(2)行商の禁示(第十五條) 日曜日に交代で店を開く(第九條)。この職業が取引税を払う必要がないのは、「化羊が仔羊に代つて税を払っているから」である。